



地方裁判所における 民事第一審訴訟事件の概況及び実情

1 民事第一審訴訟事件等の概況

1. 1 民事第一審訴訟事件全体の概況

民事第一審訴訟事件の新受件数は、過払金等事件（「金銭のその他」等）の新受件数の増減を受け、平成21年をピークにして減少傾向が続いた後、平成27年以降はおおむね横ばいとなっていたが、近年は減少に転じている。

平均審理期間を見ると、平成22年頃から平成27年まで長期化が続き、平成28年及び平成29年はおおむね横ばいに推移したが、近年は再び長期化している。審理期間が2年を超える事件の割合も、前回の7.8%から9.9%に増加した。平均争点整理期日回数は若干減少したが、平均期日間隔は若干長期化し、全体として、争点整理期間が長期化している。また、係属期間が2年を超える未済事件の事件数及び全未済事件に占める割合は、近年増加傾向が続いている。

終局区分別の事件割合については、前回（判決で終局した事件の割合が43.2%、和解で終局した事件の割合が35.3%、取下げで終局した事件の割合が18.2%）と比べ、判決で終局した事件の割合が45.8%と、増加した一方で、和解で終局した事件の割合が32.8%、取下げで終局した事件の割合が18.1%とそれぞれ減少した。なお、対席判決で終局したのは既済件数全体の約25%（判決で終局した4割強の事件のうち、対席判決によるものが5割強）となっている。

人証調べの実施率は減少傾向にあったが、令和4年は前回より若干増加し、人証調べ実施事件における平均人証数は前回とほぼ同様である。

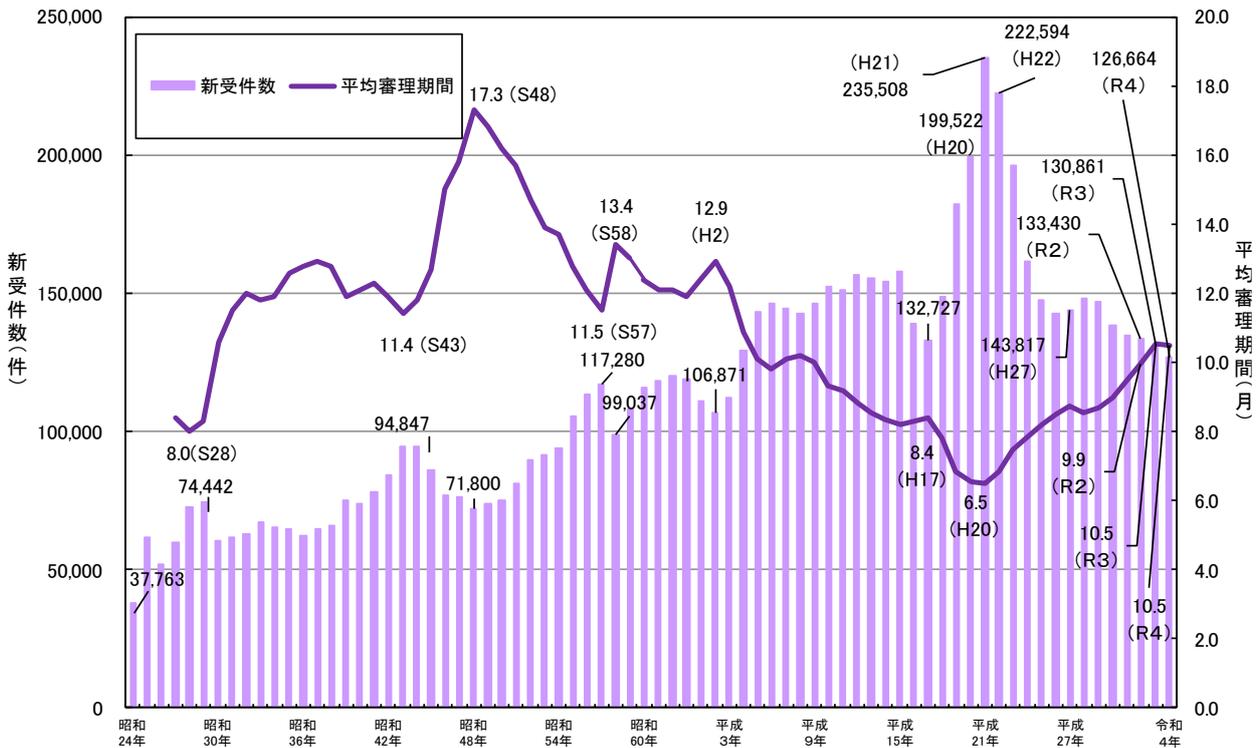
上訴率については、平成27年（23.4%）をピークに、平成28年以降は減少する傾向にあったが、令和4年は20.8%であり、令和2年（18.6%）より増加している。

合議率については、平成30年まで、既済事件及び未済事件ともにおおむね増加する傾向にあったが、近年若干減少している。審理期間2年超の既済事件の合議事件数及び合議率は、いずれも平成25年以降増加する傾向にあり、令和4年は、合議事件数は増加する一方、合議率は29.1%であり、前回（34.0%）より減少している。

○ 事件数及び平均審理期間

民事第一審訴訟事件¹の新受件数及び平均審理期間の推移は【図1】のとおりである。

【図1】 新受件数及び平均審理期間の推移

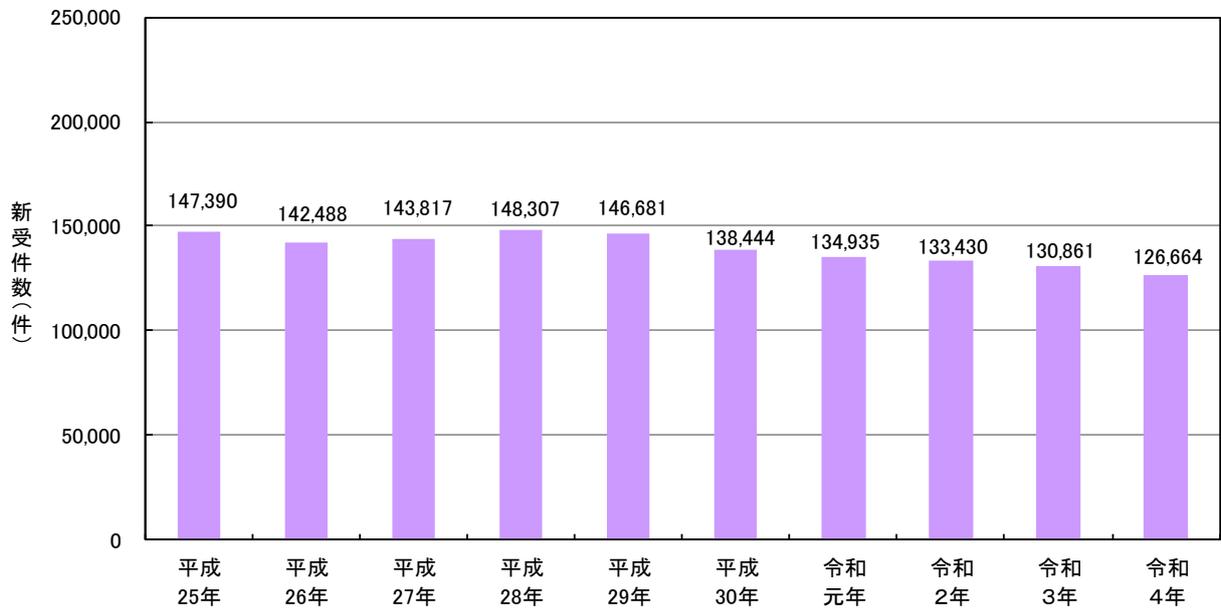


新受件数²は、平成18年以降に過払金等事件の新受件数の増加に伴って急増し、平成21年（23万5508件）にピークとなった後、減少に転じ、平成27年（14万3817件）以降はおおむね横ばいで推移していたが、近年若干減少に転じている（【図1】 【図2】）。

¹ ここでの「民事第一審訴訟事件」とは、地方裁判所の通常訴訟事件及び人事訴訟事件を指す。なお、平成16年4月1日以降提起された人事訴訟（人事を目的とする訴え）は、地方裁判所の管轄から家庭裁判所の管轄に移管されており、地方裁判所は、基本的には同日以前から係属していた事件及び経過措置により同日以降に提起されたそれに関する反訴事件等のみを審理していた。ただし、例えば、同日以降に、地方裁判所の人事訴訟事件の確定判決に対して第三者が独立当事者参加の申出とともに再審請求をした場合等には、当該独立当事者参加が地方裁判所の人事訴訟事件として新たに立件され、新受事件や既済事件として計上されることがある。

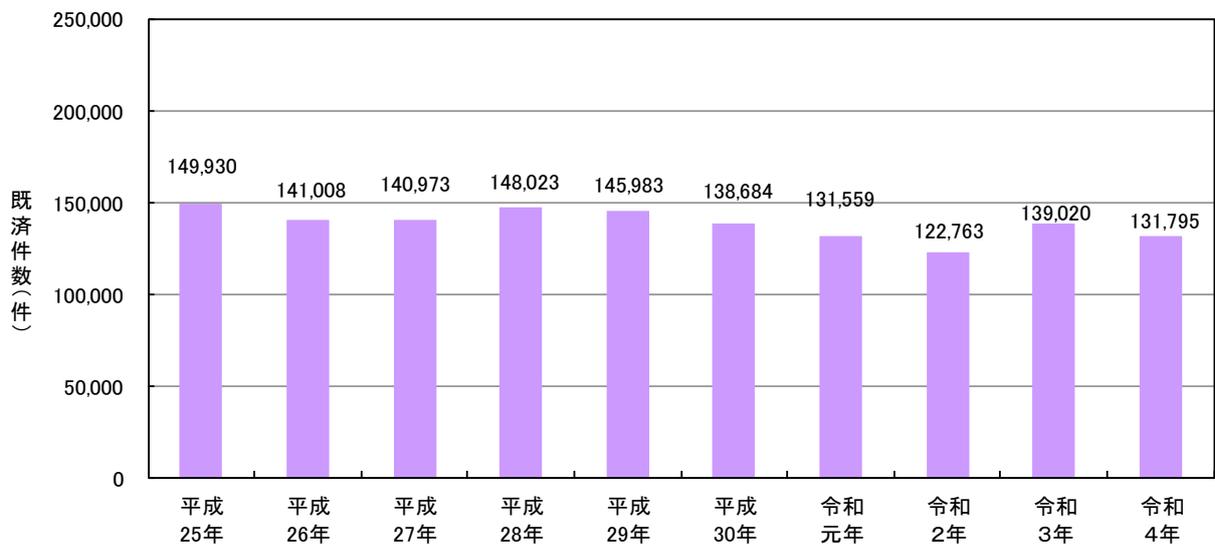
² 第3回から第8回まで、過払金等事件が含まれる事件類型である「金銭のその他」等の事件を統計から除外する処理（以下「本件除外処理」という。）を採用していたが、前回、本件除外処理を改め、第一審訴訟事件全体の統計データのみを分析の対象とした（本件除外処理の詳細は、第3回報告書概況・資料編24頁以下、本件除外処理を改めた理由の詳細は、第9回報告書56頁注2以下参照）。本報告書でも、前回同様、第一審訴訟事件全体の統計データのみを分析の対象としている。

【図2】 新受件数の推移



最近10年間における既済件数の推移については【図3】のとおりであり、平成29年まではおおむね横ばいで推移し、近年は減少傾向にあったが、令和4年は、前回(12万2763件)から増加し、13万1795件となっている。³

【図3】 既済件数の推移



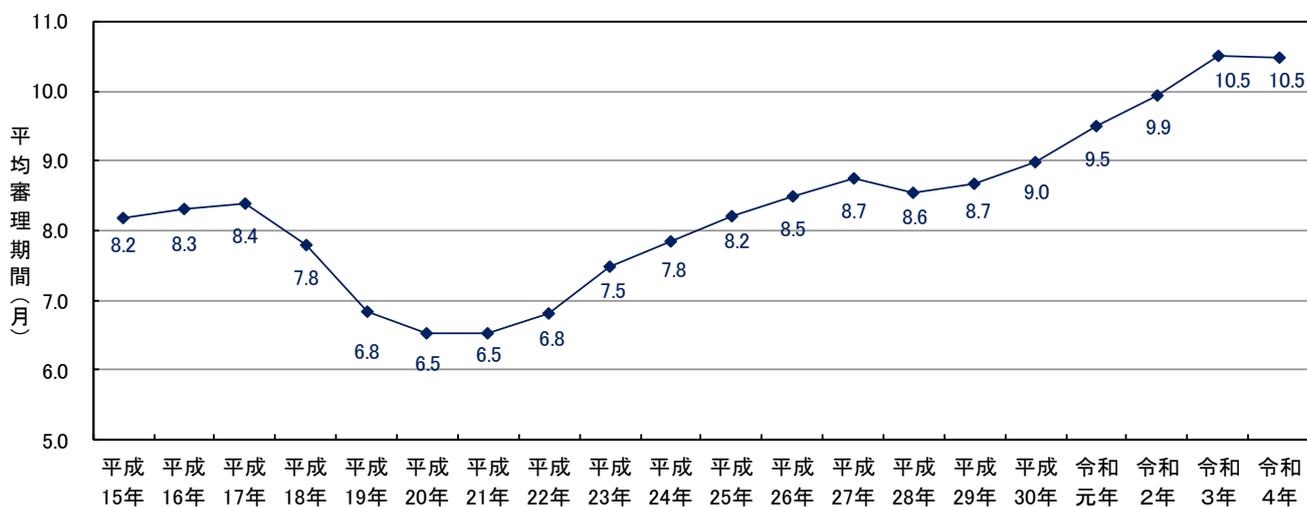
³ ただし、前回(令和2年)における減少の背景には、同年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出の影響もあるものと思われる。

民事第一審訴訟事件の平均審理期間（事件の受理日から終局日までの期間の平均値）は、過払金等事件の増加の影響を受けて平成18年（7.8月）以降平成20年（6.5月）まで顕著に短縮した後、平成22年（6.8月）以降長期化に転じ、平成27年（8.7月）以降はおおむね横ばいで推移していたが、近年再度長期化に転じ、令和4年は10.5月と前回（9.9月）より長くなった（【図1】【図5】）。⁴

【表4】 既済件数及び平均審理期間

| 事件の種類 | 民事第一審訴訟 |
|-----------|---------|
| 既済件数 | 131,795 |
| 平均審理期間(月) | 10.5 |

【図5】 平均審理期間の推移



⁴ ただし、前回（令和2年）以降の長期化の背景には、同年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響もあるものと思われる。

事件類型別の既済件数及び平均審理期間については【表6】のとおりである。既済件数については、「金銭のその他」⁵（3万0129件）、「建物」⁶（2万9284件）、「その他の損害賠償」（2万3012件）、「交通損害賠償」（1万5537件）の順に多く、「その他の損害賠償」（2万3012件）が前回（1万9136件）より3,876件増加したが、全体としては前回までの調査結果と大きな変化はない。平均審理期間については、件数の少ない「公害差止め」（4件）、「手形異議」（15件）を除くと、長い順に、「責任追及等」⁷（28.6月）「建築瑕疵損害賠償」（27.0月）、「医療損害賠償」（26.6月）、となっているが、「金銭のその他」（9.5月）は長期化の傾向が継続しており（第8回報告書21頁、第9回報告書59頁参照）、「その他の損害賠償」（15.8月）も前回（15.2月）より長期化した。（第9回報告書59頁【表6】参照）

【表6】 事件類型別の既済件数及び平均審理期間

| 事件の種類 | 既済件数 | 平均審理期間(月) |
|----------|---------|-----------|
| 総数 | 131,795 | 10.5 |
| 金 | | |
| 売買代金 | 1,182 | 11.5 |
| 貸金 | 5,970 | 8.2 |
| 立替金 | 2,356 | 5.1 |
| 建築請負代金 | 1,522 | 19.4 |
| 建築瑕疵損害賠償 | 517 | 27.0 |
| 交通損害賠償 | 15,537 | 13.3 |
| 医療損害賠償 | 792 | 26.6 |
| 公害損害賠償 | 68 | 16.1 |
| その他の損害賠償 | 23,012 | 15.8 |
| 手形金 | 5 | 8.7 |
| 手形異議 | 15 | 40.8 |
| 金銭債権存否 | 1,276 | 12.4 |
| 労働金銭 | 2,680 | 17.6 |
| 知的財産金銭 | 312 | 17.5 |
| 金銭のその他 | 30,129 | 9.5 |

| 事件の種類 | 既済件数 | 平均審理期間(月) |
|--------|--------|-----------|
| 建物 | 29,284 | 4.0 |
| 土地 | 6,068 | 9.6 |
| 土地境界 | 311 | 17.4 |
| 労働 | 1,156 | 16.3 |
| 知的財産 | 322 | 16.0 |
| 請求異議 | 210 | 9.3 |
| 第三者異議 | 52 | 8.9 |
| 公害差止め | 4 | 57.0 |
| 責任追及等 | 42 | 28.6 |
| 共通義務確認 | 1 | 18.0 |
| その他 | 8,972 | 11.7 |

⁵ 「金銭のその他」は、金銭の支払を目的とする事件で、事件票上個別に分類されて統計が取られているものを除く事件であり、その中には、いわゆる過払金等事件以外に、手付金、地代、家賃、敷金、保証債務の履行等を請求する事件等が含まれる(第5回報告書概況編17頁脚注3参照)。

⁶ 「建物」には、建物の明渡し、引渡し、収去、建物に関する登記手続を請求する事件等が含まれる(第5回報告書概況編18頁脚注5参照)。

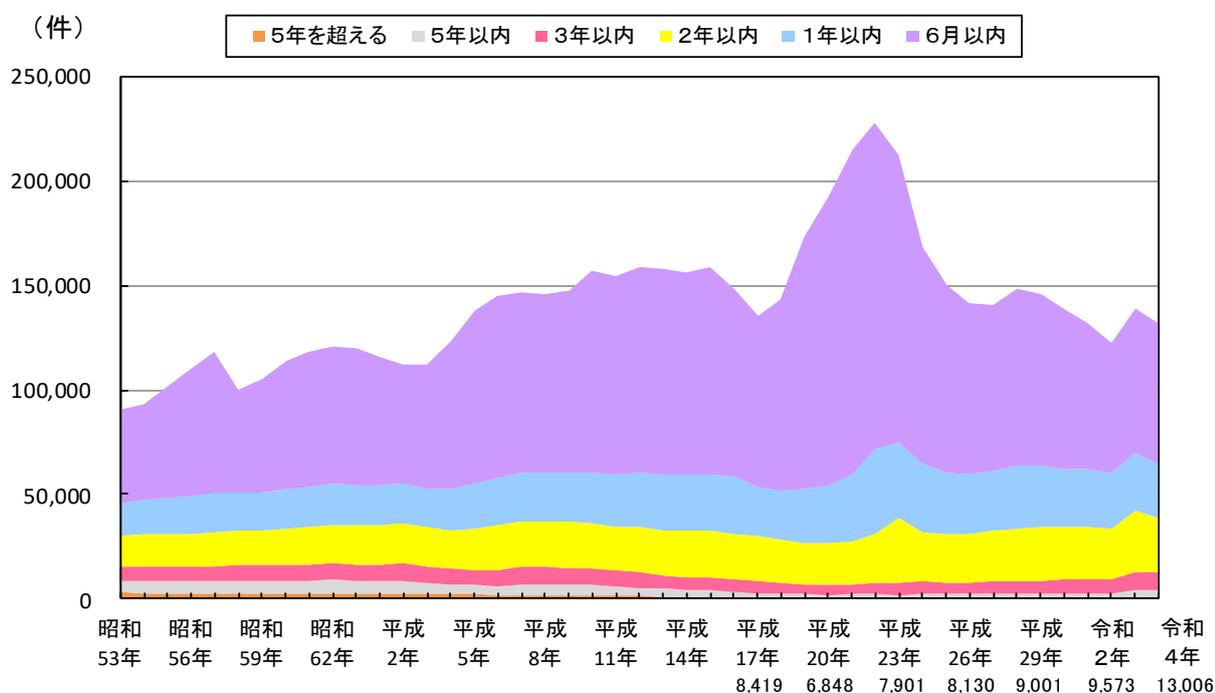
⁷ 「責任追及等」とはいわゆる株主代表訴訟等であり、具体的には、会社法847条3項若しくは5項、847条の2第6項若しくは第8項、847条の3第7項若しくは第9項(これらの規定を準用する場合を含む。)に基づく訴え、又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律64条による改正前の商法267条3項若しくは4項(これらの規定を準用する場合を含む。)に基づく訴えを指す。

民事第一審訴訟事件の審理期間別の既済件数及び事件割合は【表7】のとおりであり、既済事件の審理期間別事件数の推移は【図8】のとおりである。審理期間が2年を超える事件の割合（9.9%）⁸は、前回（7.8%）よりも増加している⁹（第9回報告書60頁【表7】参照）。

【表7】 審理期間別の既済件数及び事件割合

| 事件の種類 | 民事第一審訴訟 |
|---------|-----------------|
| 既済件数 | 131,795 |
| 6月以内 | 67,234 51.0% |
| 6月超1年以内 | 25,687 19.5% |
| 1年超2年以内 | 25,868 19.6% |
| 2年超3年以内 | 8,886 6.7% |
| 3年超5年以内 | 3,605 2.7% |
| 5年を超える | 515 0.4% |

【図8】 既済事件の審理期間別事件数の推移



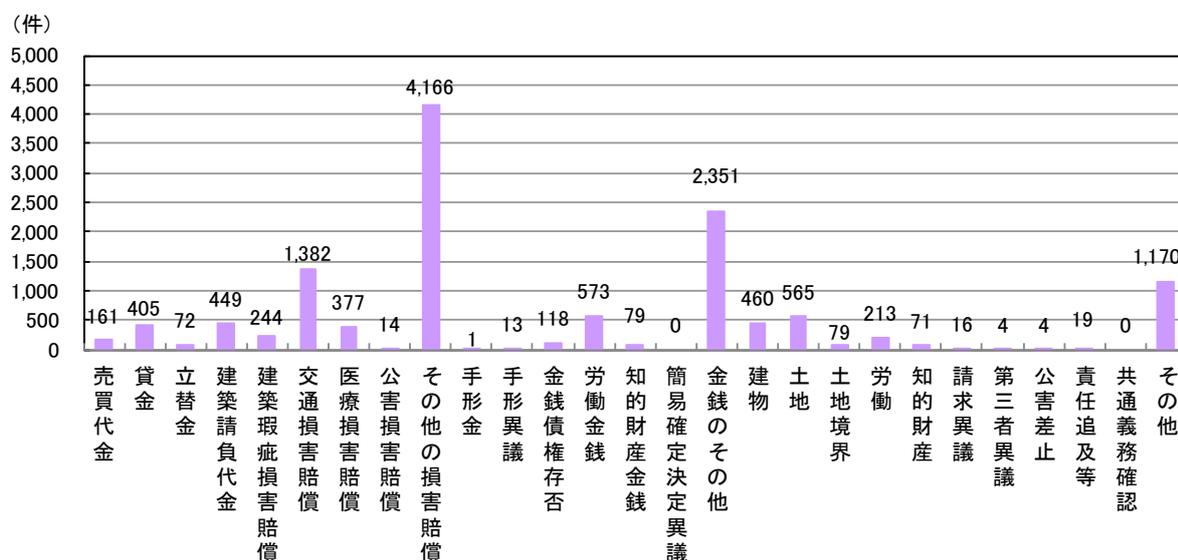
※ 年度の下の数値は審理期間が2年を超える事件の数である。

⁸ 端数処理の関係上、表7の数値を足し合わせた数値とは一致しない。正確な数値については、【図9】のうち「総数」の行を参照されたい。

⁹ 前回(令和2年)以降における増加の背景には、同年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響やその後も継続した同感染症の感染拡大の影響もあるものと思われる。

事件類型別の審理期間2年超の既済件数を見ると、2年超の既済件数全体に占める割合が高い事件類型が「その他の損害賠償」（32.0%）、「金銭のその他」（18.1%）である点、各事件類型における2年超事件の割合が高い主要な類型が「建築瑕疵損害賠償」（47.2%）及び「医療損害賠償」（47.6%）である点は、前回と同様である（【図9】）（第9回報告書61頁【図9】参照）。

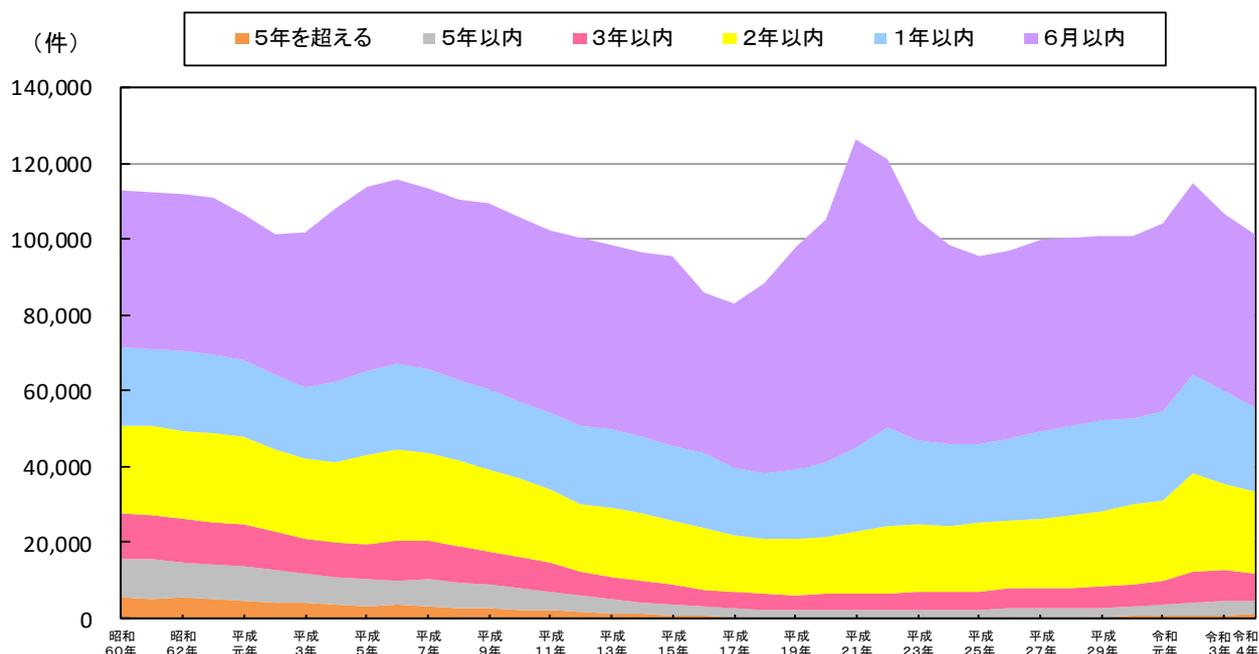
【図9】 事件類型別の審理期間2年超の既済件数



| 事件の種類 | 既済件数 | 全既済件数に対する割合 | 審理期間が2年を超えた既済件数 | 2年超全事件に対する各事件類型の2年超事件の割合 | 各事件類型における2年超事件の割合 | |
|--------|----------|-------------|-----------------|--------------------------|-------------------|-------|
| 総数 | 131,795 | 100.0% | 13,006 | 100.0% | 9.9% | |
| 金銭 | 売買代金 | 1,182 | 0.9% | 161 | 1.2% | 13.6% |
| | 貸金 | 5,970 | 4.5% | 405 | 3.1% | 6.8% |
| | 立替金 | 2,356 | 1.8% | 72 | 0.6% | 3.1% |
| | 建築請負代金 | 1,522 | 1.2% | 449 | 3.5% | 29.5% |
| | 建築瑕疵損害賠償 | 517 | 0.4% | 244 | 1.9% | 47.2% |
| | 交通損害賠償 | 15,537 | 11.8% | 1,382 | 10.6% | 8.9% |
| | 医療損害賠償 | 792 | 0.6% | 377 | 2.9% | 47.6% |
| | 公害損害賠償 | 68 | 0.05% | 14 | 0.1% | 20.6% |
| | その他の損害賠償 | 23,012 | 17.5% | 4,166 | 32.0% | 18.1% |
| | 手形金 | 5 | 0.004% | 1 | 0.008% | 20.0% |
| | 手形異議 | 15 | 0.01% | 13 | 0.1% | 86.7% |
| | 金銭債権存否 | 1,276 | 1.0% | 118 | 0.9% | 9.2% |
| | 労働金銭 | 2,680 | 2.0% | 573 | 4.4% | 21.4% |
| | 知的財産金銭 | 312 | 0.2% | 79 | 0.6% | 25.3% |
| | 簡易確定決定異議 | - | - | - | - | - |
| | 金銭のその他 | 30,129 | 22.9% | 2,351 | 18.1% | 7.8% |
| | 建物 | 29,284 | 22.2% | 460 | 3.5% | 1.6% |
| | 土地 | 6,068 | 4.6% | 565 | 4.3% | 9.3% |
| | 土地境界 | 311 | 0.2% | 79 | 0.6% | 25.4% |
| | 労働 | 1,156 | 0.9% | 213 | 1.6% | 18.4% |
| 知的財産 | 322 | 0.2% | 71 | 0.5% | 22.0% | |
| 請求異議 | 210 | 0.2% | 16 | 0.1% | 7.6% | |
| 第三者異議 | 52 | 0.04% | 4 | 0.03% | 7.7% | |
| 公害差止め | 4 | 0.003% | 4 | 0.03% | 100.0% | |
| 責任追及等 | 42 | 0.03% | 19 | 0.1% | 45.2% | |
| 共通義務確認 | 1 | 0.0008% | - | - | - | |
| その他 | 8,972 | 6.8% | 1,170 | 9.0% | 13.0% | |

各年12月末時点における未済事件の係属期間別事件数の推移は【図10】のとおりであり、係属期間2年超の未済事件の割合及び係属期間別事件数の推移は【図11】のとおりである。係属期間2年超の事件の数は、平成19年まで減少傾向が続いた後、平成20年以降はおおむね増加する傾向となっていたが¹⁰、令和4年（1万1876件）は令和2年（1万2264件）より388件減少している¹¹。また、全未済事件に占める係属期間2年超の未済事件の割合は、平成25年（7.4%）以降おおむね増加する傾向にあり、令和4年は11.7%であった。（第9回報告書63頁【図11】参照）¹²

【図10】 未済事件の係属期間別事件数の推移

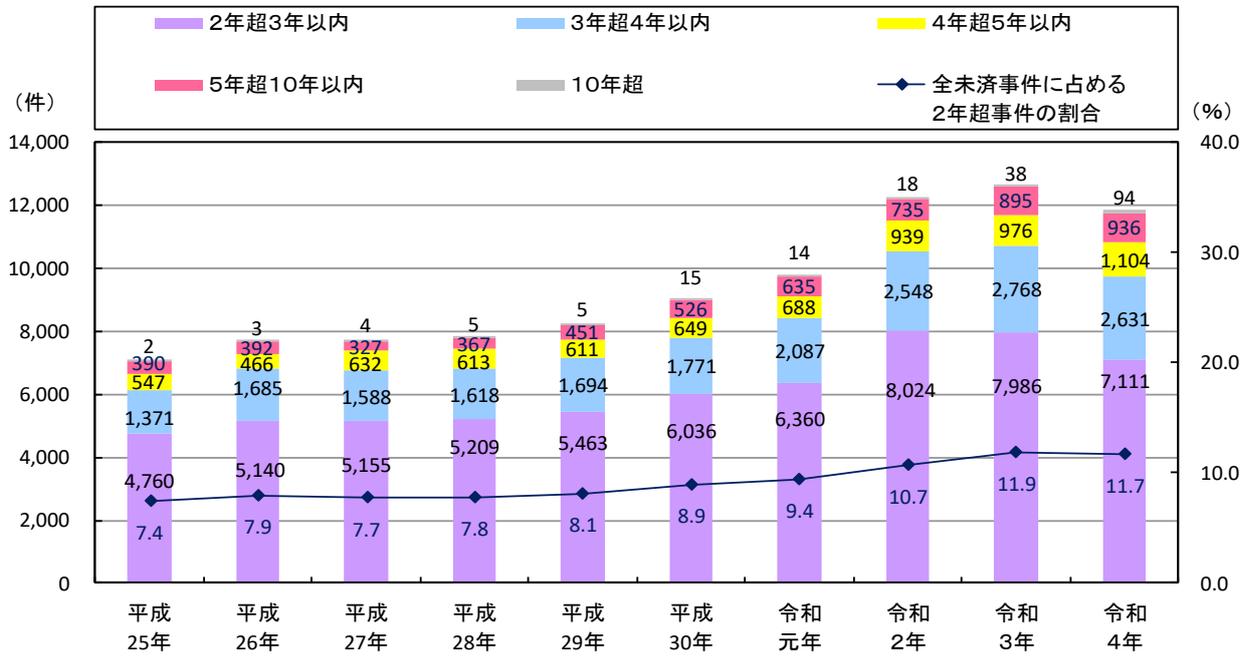


¹⁰ 上記の傾向に関しては、過払金等事件の被告会社が倒産手続中であるために訴訟が長期にわたって中断している事案の影響も考えられる(破産法44条1項、民事再生法40条1項、会社更生法52条1項等参照)。

¹¹ ただし、令和2年の係属期間2年超の未済事件の事件数の増加の背景には、同年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響もあるものと思われる。

¹² ただし、令和2年以降における係属期間2年超の未済事件の事件数及び全未済事件に占める係属期間2年超の事件の割合の各増加の背景には、同年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響もあるものと思われる。

【図11】 係属期間2年超の未済事件の割合及び係属期間別事件数の推移



○ 終局区分と審理期間の関係

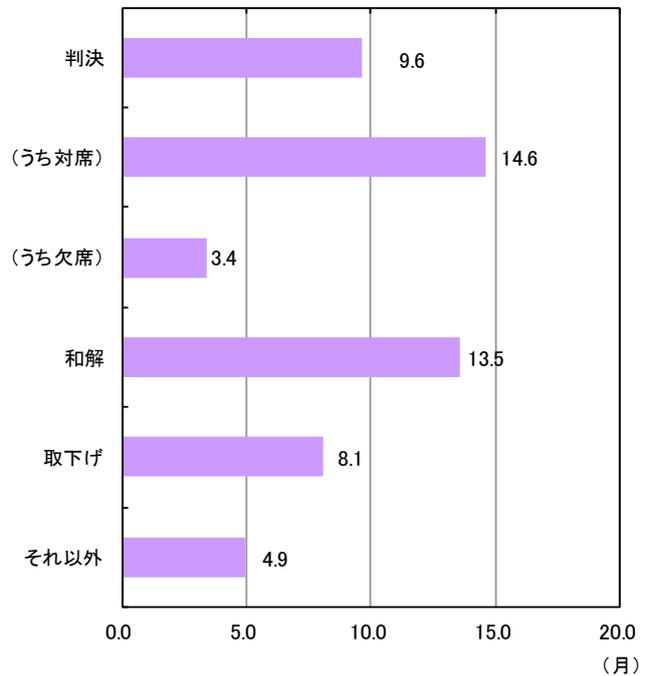
終局区分別の事件割合については、判決で終局した事件の割合（45.8%）が前回（43.2%）より増加した一方で、取下げで終局した事件の割合（18.1%）、和解で終局した事件の割合（32.8%）は前回（それぞれ18.2%、35.3%）より減少したほか、判決で終局した事件のうち対席判決となっている事件の割合（55.5%）が前回（54.2%）より増加した（第9回報告書 64 頁【表 12】参照）。

【表 12】 終局区分別の既済件数及び事件割合

| 事件の種類 | 民事第一審訴訟 |
|----------------------|-----------------|
| 既済件数 | 131,795 |
| 判決 | 60,311 45.8% |
| うち対席 (%は判決に対する割合) | 33,498 55.5% |
| 和解 | 43,265 32.8% |
| 取下げ | 23,880 18.1% |
| それ以外 | 4,339 3.3% |

終局区分別の平均審理期間は【図 13】のとおりであり、全体的に見て前回より長期化している¹³（第9回報告書 64 頁【図 13】参照）。

【図 13】 終局区分別の平均審理期間



¹³ 長期化の背景には、令和2年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響もあるものと思われる。

○ 審理の状況

平均期日回数及び平均期日間隔¹⁴は【表 14】のとおりである。平均口頭弁論期日回数（1.5 回）及び平均争点整理期日回数（2.6 回）は、いずれも前回（平均口頭弁論期日回数 1.7 回、平均争点整理期日回数 3.0 回）より若干減少したものの¹⁵、平均期日間隔（2.6 月）は、前回（2.1 月）から若干長期化し¹⁶、全体として争点整理期間が長期化する傾向にある（第 9 回報告書 65 頁【表 14】参照）。

【表 14】 平均期日回数及び平均期日間隔

| 事件の種類 | 民事第一審訴訟 |
|--------------|---------|
| 平均期日回数 | 4.1 |
| うち平均口頭弁論期日回数 | 1.5 |
| うち平均争点整理期日回数 | 2.6 |
| 平均期日間隔(月) | 2.6 |

なお、争点整理手続の実施件数及び実施率¹⁷（準備的口頭弁論、弁論準備手続及び書面による準備手続のいずれかが実施された事件の割合）は、【表 15】のとおりである。争点整理手続の実施率（47.5%）は、前回（43.0%）より増加している（第 9 回報告書 65 頁【表 15】参照）。

【表 15】 争点整理手続の実施件数及び実施率

| 事件の種類 | | 民事第一審訴訟 |
|-------|------|---------|
| 争点整理 | 実施件数 | 62,541 |
| | 実施率 | 47.5% |

¹⁴ 平均期日回数とは、平均口頭弁論期日回数（準備的口頭弁論期日及び判決言渡期日を除く口頭弁論期日の平均回数）と平均争点整理期日回数（準備的口頭弁論期日及び弁論準備手続期日の合計の平均回数）の合計値を指す。また、平均期日間隔とは、平均審理期間を平均期日回数で除した数値を指す。なお、平均期日回数・平均期日間隔の算出に当たっては、判決言渡期日のみならず、事件票上の記載項目とされていない和解期日及び進行協議期日が考慮されていないため、実際の期日回数よりも少なめの数値及び実際の期日間隔よりも長めの数値が出ていると思われることに注意を要する（第 1 回報告書 20 頁参照）。

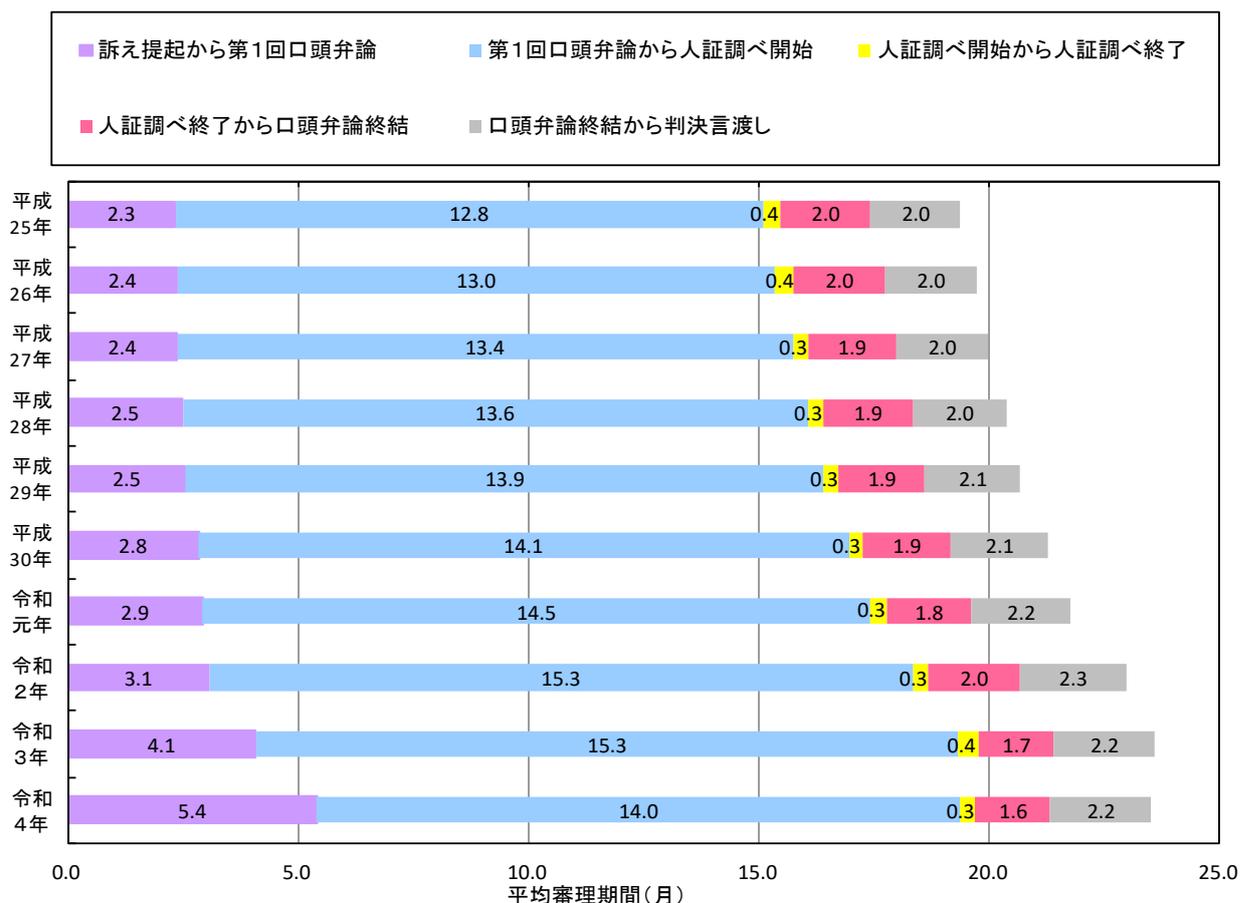
¹⁵ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、ウェブ会議又は電話会議を利用した、書面による準備手続における協議（期日回数に含まれない。）が活用されるようになったことの影響もあると思われる。

¹⁶ 長期化の背景には、令和 2 年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響もあるものと思われる。

¹⁷ ただし、それほど複雑ではなく 1 回 1 回の期日に時間をかける必要がないような類型等の場合、いわゆる争点整理手続を用いず、口頭弁論の中で争点整理を進める訴訟指揮を行う例も一定数存在するので、争点整理手続の実施率はあくまでも目安にすぎない。

人証調べを実施して対席判決で終局した事件¹⁸における手続段階別平均期間の推移は【図 16】のとおりである。第1回口頭弁論から人証調べ開始までの平均期間（この期間は、基本的に争点整理期間と考えてよいと思われる。）及び訴え提起から第1回口頭弁論までの平均期間はいずれも長期化傾向にあり、そのために審理期間全体が長期化しているが¹⁹（第9回報告書66頁【図16】参照）、令和4年は、第1回口頭弁論から人証調べ開始までの平均期間が令和4年（14.0月）は前回（15.3月）より短縮する一方、訴え提起からの第1回口頭弁論までの平均期間（5.4月）は前回（3.1月）より長期化した²⁰。

【図16】 人証調べを実施して対席判決で終局した事件における手続段階別平均期間の推移



¹⁸ 人証調べを実施して対席判決で終局した事件のみを取り上げるのは、審理の各段階ごとの期間を取ることが、統計データシステム上、上記の事件でしか行えないためである（この点は、本報告書における他の事件類型についても同様である。）。

¹⁹ ただし、令和2年の長期化の背景には、同年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響もあるものと思われる。

²⁰ ウェブ会議を活用して、第1回口頭弁論期日を経ることなく、争点整理手続を行う運用が拡大していることが影響しているものと思われる。

人証調べ実施率及び平均人証数²¹は【表 17】のとおりである。

第5回報告書概況編 37 頁でも指摘されており、民事第一審訴訟事件における平均人証数（今回0.4人）はおおむね減少傾向にある。人証調べを実施した事件における平均人証数も、ここ10年間おおむね横ばい状態であり令和4年においては、2.7人となっていて、前回と同様である（第5回報告書概況編 38 頁【図 21】、第6回報告書 30 頁【表 16】、第7回報告書 24 頁【表 15】、第8回報告書 28 頁【表 17】、第9回報告書 67 頁【表 17】参照）。

人証調べ実施率は、人証調べが実施されることが少ない過払金等事件の動向に影響されやすく、現に平成18年以降急激に減少し、平成22年に10.3%となった後、平成23年に増加に転じ（第5回報告書概況編 38 頁【図 21】参照）、平成26年には15.9%まで増加した。その後、減少に転じたが、令和4年は14.2%と前回（12.4%）より増加した（【表 17】）。（第5回報告書概況編 38 頁【図 21】、第6回報告書 30 頁【表 16】、第7回報告書 24 頁【表 15】、第8回報告書 28 頁【表 17】、第9回報告書 67 頁【表 17】参照）

人証調べを実施した事件における平均審理期間（23.9月）は、前回（23.2月）よりも長くなっている。その要因については、平均人証調べ期間²²（0.3月）が前回と同様であるのに対し、平均争点整理期日回数（7.1回）が前回（8.6回）より減少しているものの、前述のとおり、人証調べを実施して対席判決で終局した事件における争点整理期間が長期化していることからすると、争点整理期間が長くなったことによるものといえる。²³（【図 16】【表 18】【表 19】）（第9回報告書 67 頁【表 18】【表 19】参照）

【表 17】 人証調べ実施率及び平均人証数

| 事件の種類 | | 民事第一審訴訟 |
|----------|---------|---------|
| 人証調べ実施率 | | 14.2% |
| 平均人証数 | | 0.4 |
| うち平均証人数 | | 0.1 |
| うち平均本人数 | | 0.3 |
| 人証調べ実施事件 | 平均人証数 | 2.7 |
| | うち平均証人数 | 0.9 |
| | うち平均本人数 | 1.8 |

【表 18】 人証調べを実施した事件における平均審理期間及び平均人証調べ期間

| | |
|-------------|------|
| 平均審理期間(月) | 23.9 |
| 平均人証調べ期間(月) | 0.3 |

【表 19】 人証調べを実施した事件における平均期日回数

| | |
|---------------------------|------|
| 平均期日回数 | 10.2 |
| 平均口頭弁論期日回数 (人証調べ期日を含む) | 3.1 |
| うち平均人証調べ期日回数 | 1.1 |
| 平均争点整理期日回数 | 7.1 |

※ 端数処理の関係で、平均口頭弁論期日回数と平均争点整理期日回数の合計は、全体の平均期日回数とは必ずしも一致しない。

²¹ 平均人証数は、平均本人数と平均証人数の合計である。ただし、端数処理の関係上、平均本人数と平均証人数の合計値が平均人証数と合致しない場合がある。

²² 人証調べ期間とは、最初の人証調べを実施した日から最後の人証調べを実施した日までを指し、その間に争点整理手続や和解が行われている場合、その期間を含むものである。

²³ ただし、前回(令和2年)以降の長期化の背景には、同年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出の影響もあるものと思われる。

さらに、人証調べ期日回数別の既済件数及び事件割合について見ると、前回と同様に、およそ9割の事件は1回の期日で人証調べが終えられている一方、3回以上の人証調べ期日を重ねた事件は1.1%であるから、ほとんどの事件で集中証拠調べが実践されていることは明らかである（【表20】）（第9回報告書68頁【表20】参照）。

【表20】 人証調べ期日回数別の既済件数及び事件割合

| 人証調べ期日回数 | 既済件数 | 事件割合 |
|----------|--------|--------|
| 1回 | 16,878 | 90.5% |
| 2回 | 1,565 | 8.4% |
| 3回 | 152 | 0.8% |
| 4回 | 11 | 0.06% |
| 5回 | 13 | 0.07% |
| 6回 | 3 | 0.02% |
| 7回 | 5 | 0.03% |
| 8回 | 6 | 0.03% |
| 9回 | 4 | 0.02% |
| 10回 | 1 | 0.005% |
| 11～15回 | 3 | 0.016% |
| 16回以上 | 4 | 0.02% |
| 合計 | 18,645 | 100.0% |

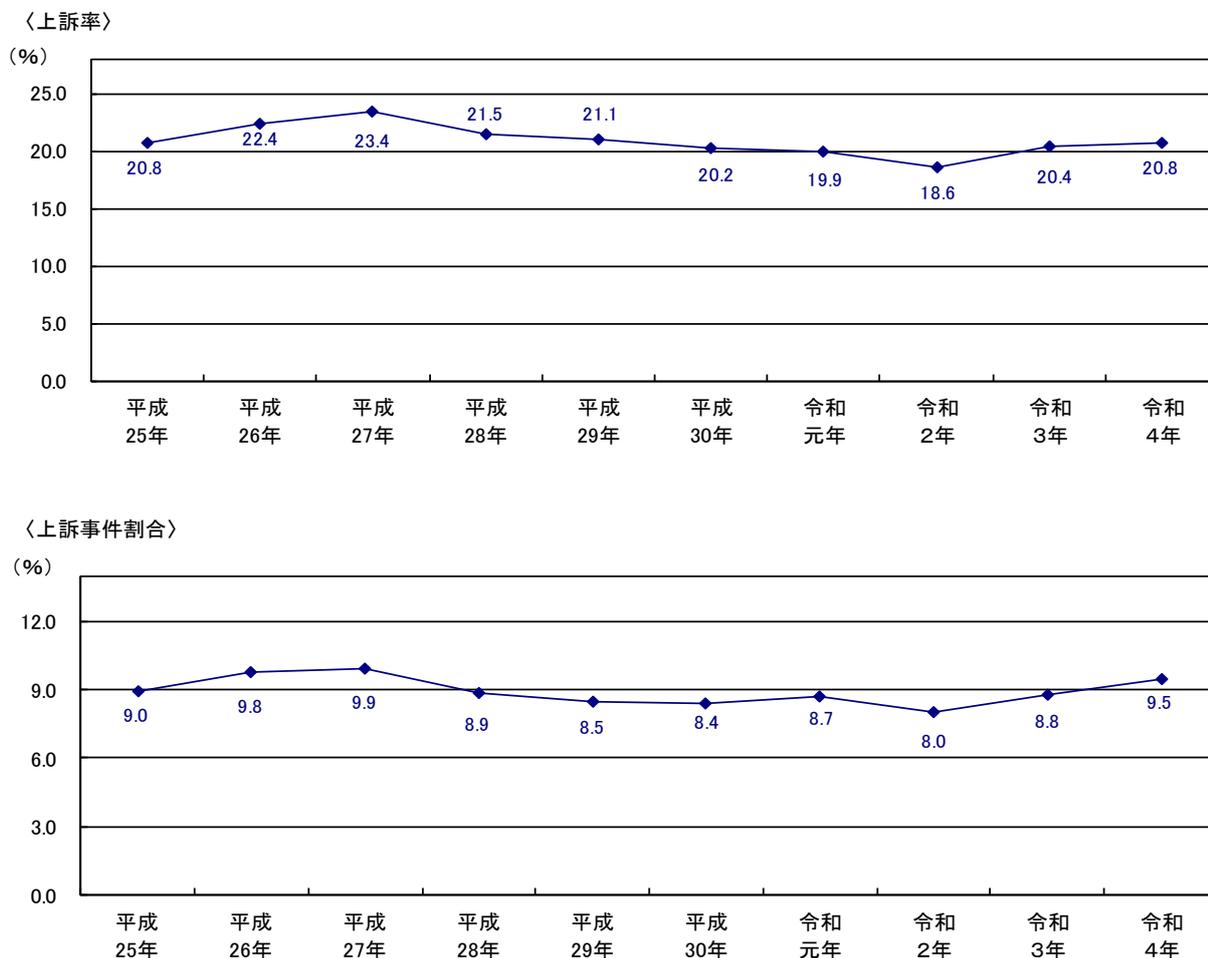
鑑定及び検証の実施件数及び実施率については【表21】のとおりであり、いずれの実施率も前回と同様である（第9回報告書68頁【表21】参照）。

【表21】 鑑定及び検証の実施件数及び実施率

| 事件の種類 | | 民事第一審訴訟 |
|-------|------|---------|
| 鑑定 | 実施件数 | 692 |
| | 実施率 | 0.5% |
| 検証 | 実施件数 | 188 |
| | 実施率 | 0.1% |

上訴率及び上訴事件割合²⁴の推移については【図22】のとおりであり、平成27年をピークにいずれも減少する傾向にあったが、令和4年は上訴率（20.8%）及び上訴事件割合（9.5%）ともに前回（それぞれ18.6%、8.0%）より増加している。

【図22】 上訴率及び上訴事件割合の推移



²⁴ 上訴率は、判決で終局した事件の中で上訴がされた事件の占める割合を指し、上訴事件割合は、全既済事件の中で上訴がされた事件の占める割合を指す。例えば、和解で終局する事件の割合が大幅に増加した場合、その分判決で終局する事件として対立が先鋭なものが残る可能性があるから、上訴率は増加する可能性があるが、判決で終局する事件そのものが和解で終局する事件の割合の増加に伴い減少することで、上訴事件割合は減少する可能性がある。その意味で、上訴率や上訴事件割合を見るに当たっては、終局区分別の事件割合との関係を念頭に置く必要がある。ただし、今回に関しては、終局区分別の事件割合に大きな変化が見られないため、この考慮が分析の中で顕在化することはない。

○ 訴訟代理人の選任状況

訴訟代理人の選任状況は【表 23】のとおりであり、双方に訴訟代理人が選任された事件の割合は、過払金等事件の増加に伴い平成 18 年以降急激に減少し、平成 22 年に 27.8%となった後、平成 23 年以降は増加傾向にあり、令和 4 年（47.9%）は前回（44.5%）よりも増加した（第 5 回報告書概況編 33 頁【図 16】、第 6 回報告書 32 頁【表 22】、第 7 回報告書 27 頁【表 21】、第 8 回報告書 31 頁【表 23】、第 9 回報告書 70 頁【表 23】参照）。

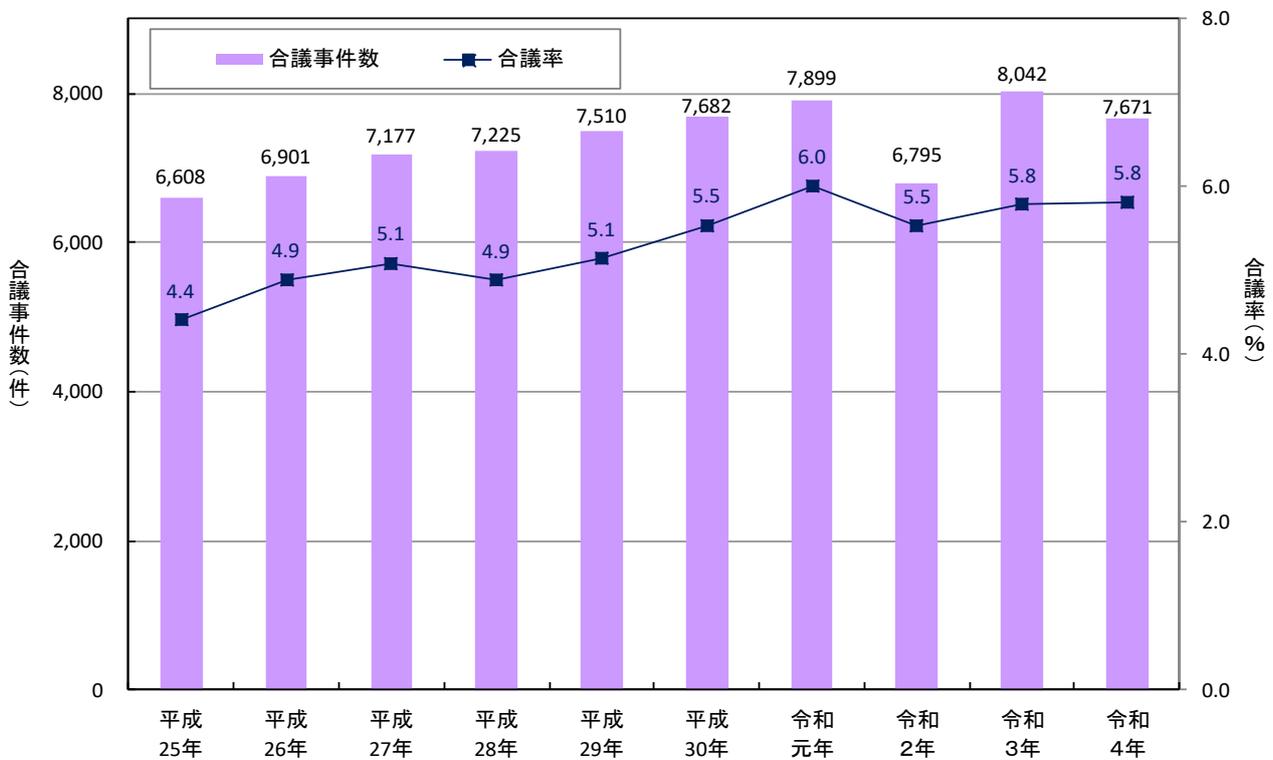
【表23】 訴訟代理人の選任状況

| 事件の種類 | 民事第一審訴訟 |
|------------|-----------------|
| 双方に訴訟代理人 | 63,161 47.9% |
| 原告側のみ訴訟代理人 | 54,904 41.7% |
| 被告側のみ訴訟代理人 | 4,005 3.0% |
| 本人による | 9,725 7.4% |

○ 合議の状況

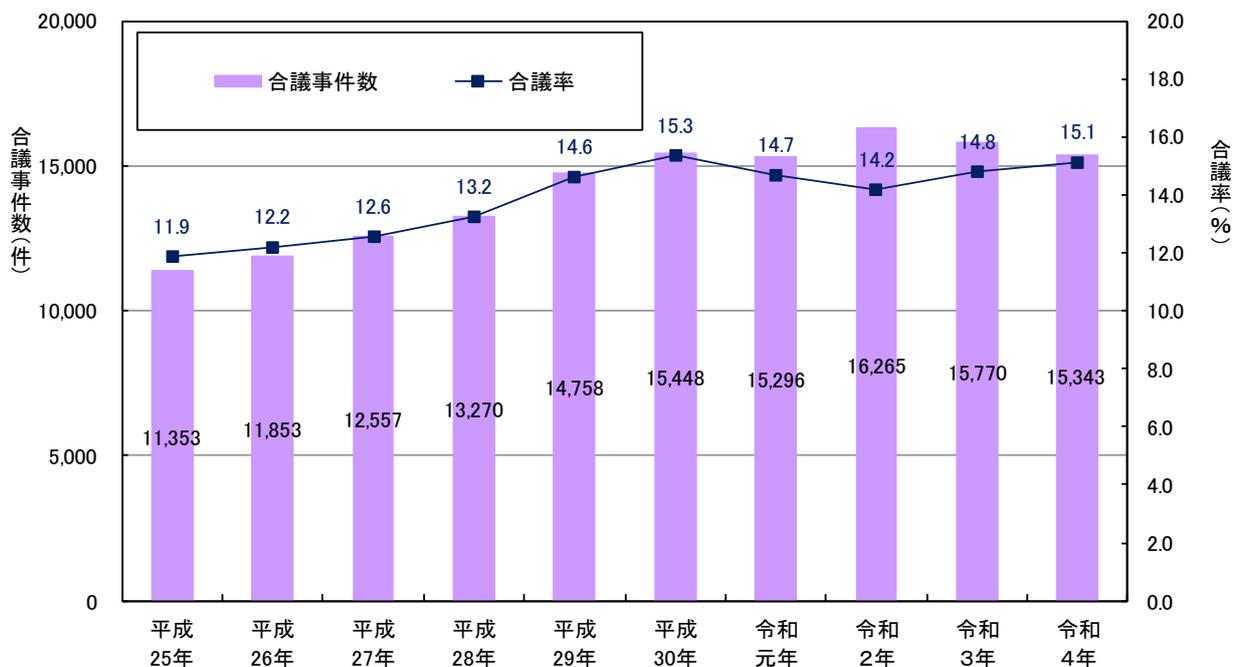
既済事件における合議事件数及び合議率の推移は【図 24】のとおりである。合議率は、平成 25 年（4.4%）から、令和元年（6.0%）までおおむね増加傾向にあったが、近年は若干減少し、令和 4 年は 5.8%となっている。

【図24】 既済事件における合議事件数及び合議率の推移



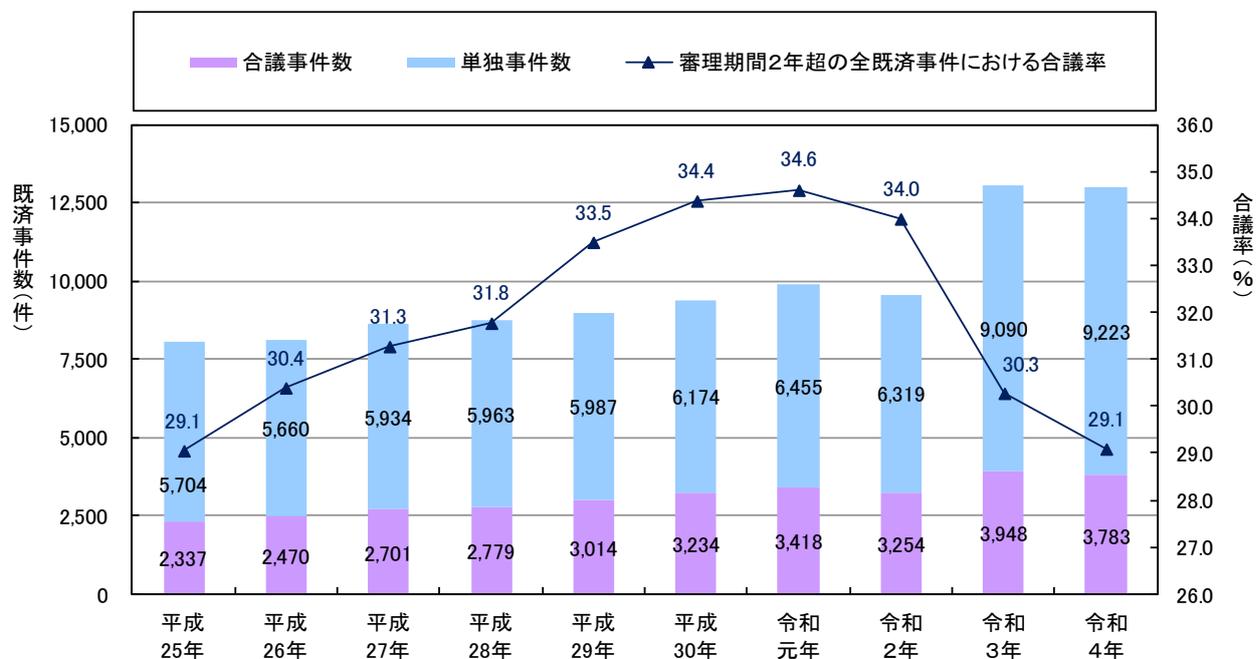
未済事件における合議事件数及び合議率の推移は【図 25】のとおりである。合議率については、平成 25 年 (11.9%) から、平成 30 年 (15.3%) まで増加傾向にあったが、近年は若干減少し、令和 4 年は 15.1% となっている。合議事件数については、平成 25 年以降増加傾向にあったが、令和 4 年は前回 (1 万 6265 件) から減少し、1 万 5343 件であった。

【図25】 未済事件における合議事件数及び合議率の推移



合議・単独別での審理期間2年超の既済事件数及び合議率の推移は【図26】のとおりである。合議事件数及び合議率は、平成25年以降、いずれも増加傾向にあったが、令和4年は、合議事件数が前回の3,254件から3,783件に増加する一方、合議率が前回の34.0%から29.1%に減少した²⁵。

【図26】 合議・単独別での審理期間2年超の既済事件及び合議率の推移



²⁵ 前回(令和2年)から令和4年にかけての合議率の減少は、令和2年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出に伴う裁判所の業務縮小を経て、その後単独事件の既済件数が増加したことによると考えられる。

1. 2 個別の事件類型の概況

1. 2. 1 医事関係訴訟

医事関係訴訟の新受件数は、ピーク時である平成 16 年（1,089 件）から平成 21 年（707 件）までおおむね減少傾向をたどった後、平成 21 年以降は年間 700 件台から 800 件台前半で推移していたが、令和 4 年は、令和 2 年（721 件）より減少して、643 件であった。

平均審理期間は、近年 23 月から 26 月の範囲内で推移していたが、令和 4 年（26.6 月）は、令和 2 年（26.7 月）とほぼ同様であった。審理期間が 2 年を超える事件の割合についても、令和 4 年（47.6%）は令和 2 年（47.1%）より若干増加した。

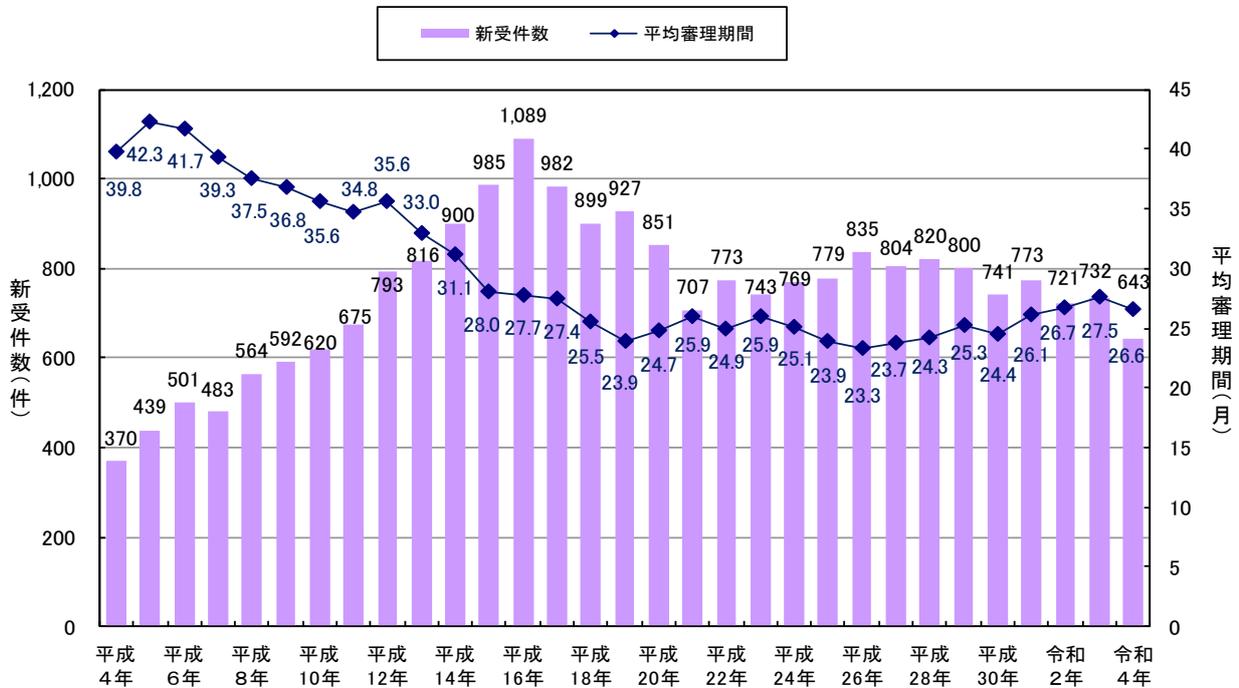
人証調べを実施して判決で終局した事件について見ると、争点整理期間（22.8 月）が前回（23.7 月）より短縮し、全体の平均審理期間（35.3 月）も前回（36.1 月）より短縮している。また、人証調べ実施率及び鑑定実施率については前回より減少しており、長期的に見ても減少傾向が続いている。

終局区分別の既済件数及び事件割合については、前回から大きな変化は見られず、民事第一審訴訟事件（全体）と比べて、和解で終局した事件の割合が高い水準にあることも、前回と同様である。

○ 事件数及び平均審理期間

医事関係訴訟¹の新受件数及び平均審理期間の推移は【図1】のとおりである。

【図1】 新受件数及び平均審理期間の推移(医事関係訴訟)

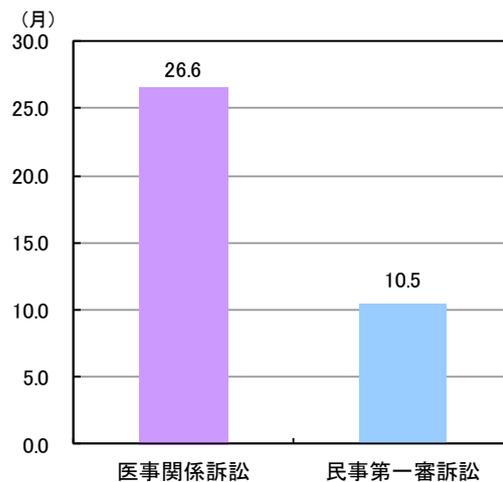


※ 平成16年までの数値は、各庁からの報告に基づくものであり、概数である。

新受件数は、平成4年(370件)から平成16年(1,089件)までおおむね増加傾向にあったところ、それ以降減少傾向に転じた後、平成21年以降は年間700件台から800件台前半で推移していたが、令和4年は、令和2年(721件)より減少して、643件であった。

平均審理期間については、民事第一審訴訟事件(全体)と比べると高い水準にあり、近年23月から26月の範囲内で推移していたが、平成27年(23.7月)以降徐々に長期化しており、令和4年(26.6月)は、令和2年(26.7月)とほぼ同様であった(【図1】【図2】)²。

【図2】 平均審理期間
(医事関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)



¹ 本報告書において、医事関係訴訟とは、事件票において「医療損害賠償」に区分される訴訟を指す(第1回報告書69頁参照)。

² ただし、前回(令和2年)以降の長期化は、同年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出に伴い、裁判所業務を縮小したことの影響もあるものと思われる。

○ 審理期間別の既済件数等

審理期間別の既済件数及び事件割合については【表3】のとおりである。審理期間が2年を超える事件の割合は、民事第一審訴訟事件（全体）と比べると高い水準にあるところ、平成26年（39.6%）以降増加傾向にあり、令和4年は、前回（47.1%）より若干増加して47.6%となった（第6回報告書34頁【表3】、第7回報告書29頁【表3】、第8回報告書34頁【表3】、第9回報告書75頁【表3】参照）³。

【表3】 審理期間別の既済件数及び事件割合
（医事関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）

| 事件の種類 | 医事関係訴訟 | 民事第一審訴訟 |
|-----------|--------------|-----------------|
| 既済件数 | 792 | 131,795 |
| 平均審理期間(月) | 26.6 | 10.5 |
| 6月以内 | 93 11.7% | 67,234 51.0% |
| 6月超1年以内 | 90 11.4% | 25,687 19.5% |
| 1年超2年以内 | 232 29.3% | 25,868 19.6% |
| 2年超3年以内 | 202 25.5% | 8,886 6.7% |
| 3年超5年以内 | 135 17.0% | 3,605 2.7% |
| 5年を超える | 40 5.1% | 515 0.4% |

○ 終局区分別の既済件数等

終局区分別の既済件数及び事件割合については【表4】のとおりであり、和解で終局した事件の割合は、前回（54.9%）より減少して53.0%となっているが、民事第一審訴訟事件（全体）と比べると高い水準にある。また、欠席判決で終局した事件が極めて少ない傾向も、前回と同様である。（第9回報告書75頁【表4】参照）

【表4】 終局区分別の既済件数及び事件割合
（医事関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）

| 事件の種類 | 医事関係訴訟 | 民事第一審訴訟 |
|----------------------|--------------|-----------------|
| 判決 | 254 32.1% | 60,311 45.8% |
| うち対席 （%は判決に対する割合） | 252 99.2% | 33,498 55.5% |
| 和解 | 420 53.0% | 43,265 32.8% |
| 取下げ | 60 7.6% | 23,880 18.1% |
| それ以外 | 58 7.3% | 4,339 3.3% |

³ ただし、前回（令和2年）以降に審理期間が2年を超える事件が増加した背景には、同年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出に伴い、裁判所業務を縮小したことの影響もあるものと思われる。

○ 訴訟代理人の選任状況

訴訟代理人の選任状況については【表5】のとおりであり、双方に訴訟代理人が選任されている事件の割合（78.7%）は、前回（77.4%）より増加しており、依然として高い水準にある（第9回報告書75頁【表5】参照）。

【表5】 訴訟代理人の選任状況
（医事関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）

| 事件の種類 | 医事関係訴訟 | 民事第一審訴訟 |
|----------------|--------------|-----------------|
| 双方に 訴訟代理人 | 623 78.7% | 63,161 47.9% |
| 原告側のみ 訴訟代理人 | 82 10.4% | 54,904 41.7% |
| 被告側のみ 訴訟代理人 | 64 8.1% | 4,005 3.0% |
| 本人による | 23 2.9% | 9,725 7.4% |

○ 審理の状況

平均期日回数及び平均期日間隔については【表6】のとおりであり、平均争点整理期日回数（8.6回）、平均口頭弁論期日回数（1.7回）及び全体の平均期日回数（10.3回）は、いずれも前回（平均争点整理期日回数は9.9回、平均口頭弁論期日回数は2.1回、全体の平均期日回数は12.0回）よりも減少したが、平均期日間隔（2.6月）は前回（2.2月）から若干長くなった（第9回報告書76頁【表6】参照）。

【表6】 平均期日回数及び平均期日間隔
（医事関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）

| 事件の種類 | 医事関係訴訟 | 民事第一審訴訟 |
|--------------|--------|---------|
| 平均期日回数 | 10.3 | 4.1 |
| うち平均口頭弁論期日回数 | 1.7 | 1.5 |
| うち平均争点整理期日回数 | 8.6 | 2.6 |
| 平均期日間隔(月) | 2.6 | 2.6 |

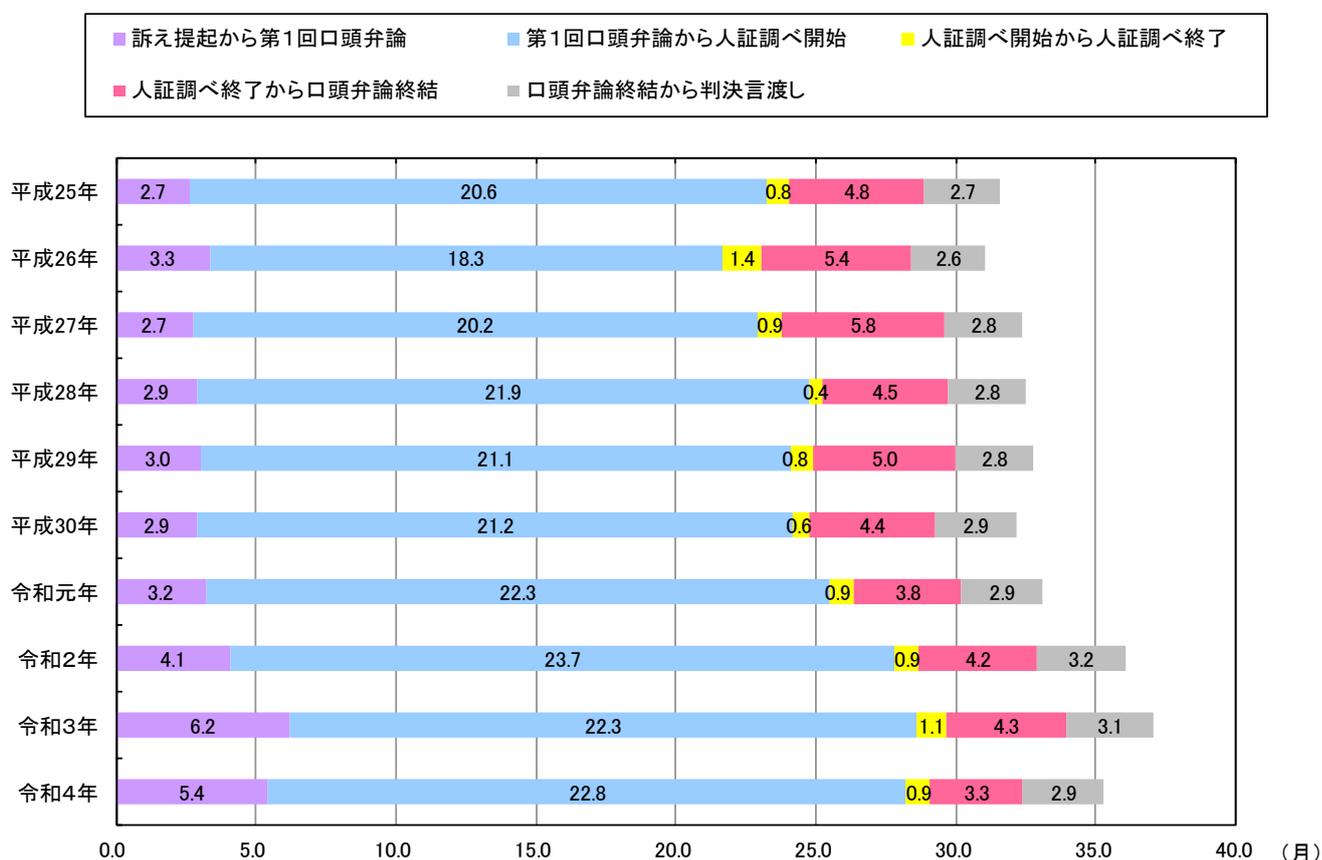
争点整理手続の実施件数及び実施率については【表7】のとおりであり、医事関係訴訟の争点整理実施率（83.1%）は、前回（79.4%）より増加しており、民事第一審訴訟事件（全体）と比べると顕著に高い水準にある（第9回報告書76頁【表7】参照）。

【表7】 争点整理手続の実施件数及び実施率
（医事関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）

| 事件の種類 | 医事関係訴訟 | 民事第一審訴訟 |
|--------|--------|---------|
| 争点整理手続 | 実施件数 | 658 |
| | 実施率 | 83.1% |
| | | 62,541 |
| | | 47.5% |

人証調べを実施して判決で終局した事件（令和4年において、医事関係訴訟全体の23.4%を占める。）における手続段階別平均期間の推移は【図8】のとおりである。長期的に見ると、第1回口頭弁論期日から人証調べ開始までの平均期間（この期間は、基本的に争点整理期間と考えてよいと思われる。）及び訴え提起から第1回口頭弁論までの平均期間はいずれも長期化傾向にあり、人証調べ開始以降の平均期間はおおむね短縮傾向にあるものの、審理期間全体は長期化傾向にある⁴。令和4年は、訴え提起から第1回口頭弁論までの平均期間（5.4月）が前回（4.1月）より長期化した一方⁵、第1回口頭弁論期日から人証調べ開始までの平均期間（22.8月）は前回（23.7月）より短縮し、審理期間全体（35.3月）は、前回（36.1月）よりも若干短縮した。

【図8】 人証調べを実施して判決で終局した事件の手続段階別平均期間の推移（医事関係訴訟）



⁴ ただし、前回（令和2年）以降の長期化は、同年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出に伴い、裁判所業務を縮小したことの影響もあるものと思われる。

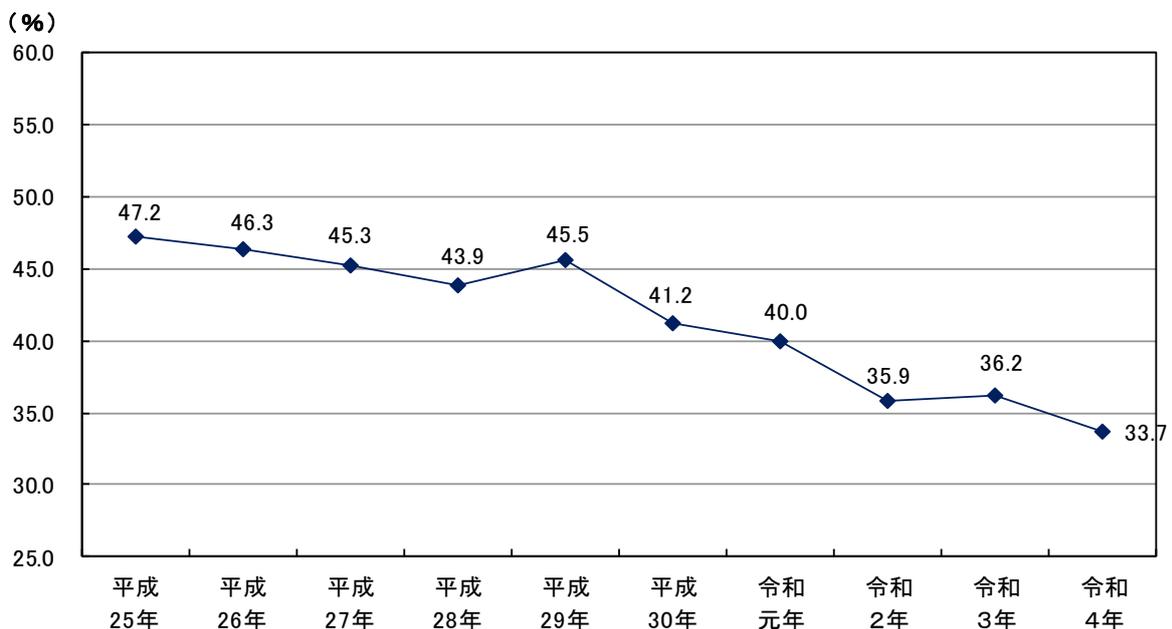
⁵ 指定済みの第1回口頭弁論期日を取り消し、最初から実質的な争点整理手続を行う運用が拡大していることが影響しているものとも思われる。

人証調べ実施率及び平均人証数については【表9】のとおりである。人証調べ実施率（33.7％）は、民事第一審訴訟事件（全体）と比べれば依然顕著に高い水準にあるが、前回（35.9％）から減少しており、平成23年以降で見ても減少傾向にある（【図10】）（第9回報告書78頁【表9】参照）。

【表9】 人証調べ実施率及び平均人証数
（医事関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）

| 事件の種類 | 医事関係訴訟 | 民事第一審訴訟 |
|---------------------|--------|---------|
| 人証調べ実施率 | 33.7% | 14.2% |
| 平均人証数 | 0.8 | 0.4 |
| 平均人証数 （人証調べ実施事件） | 2.4 | 2.7 |

【図10】 人証調べ実施率の推移（医事関係訴訟）



人証調べを実施した事件における平均審理期間（38.9月）は、前回（38.6月）より長期化しており⁶、民事第一審訴訟事件（全体）のうち人証調べを実施した事件における平均審理期間（23.9月（前掲Ⅲ. 1. 1【表18】））と比べて長い傾向が続いている。なお、平均人証調べ期間（0.7月）は、前回（0.9月）から若干減少している。（【表11】）（第9回報告書78頁【表11】参照）

【表11】 人証調べを実施した事件における平均審理期間及び平均人証調べ期間
（医事関係訴訟）

| | |
|-------------|------|
| 平均審理期間（月） | 38.9 |
| 平均人証調べ期間（月） | 0.7 |

⁶ ただし、前回（令和2年）以降の長期化は、同年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出に伴い、裁判所業務を縮小したことの影響もあるものと思われる。

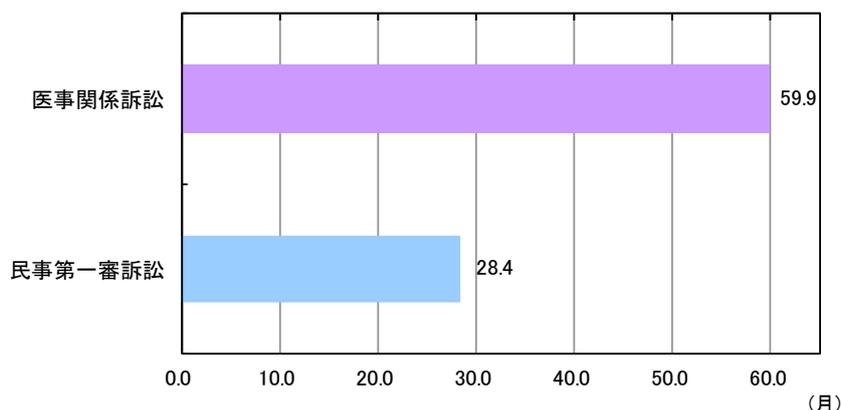
鑑定実施件数及び鑑定実施率については【表12】のとおりである。鑑定実施率（5.8%）は、民事第一審訴訟事件（全体）と比べて一貫して顕著に高い水準にあるものの、前回（7.0%）より減少しており、長期的に見ても、平成20年からおおむね緩やかな減少傾向にある（第5回報告書概況編72頁【図13】、第6回報告書38頁【表12】、第7回報告書33頁【表12】、第8回報告書38頁【表12】、第9回報告書79頁【表12】参照）。

【表12】 鑑定実施件数及び鑑定実施率
（医事関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）

| 事件の種類 | | 医事関係訴訟 | 民事第一審訴訟 |
|-------|------|--------|---------|
| 鑑定 | 実施件数 | 46 | 692 |
| | 実施率 | 5.8% | 0.5% |

鑑定を実施した事件における平均審理期間については【図13】のとおりであり、平均審理期間（59.9月）は、前回（58.1月）よりも長期化した⁷。平均審理期間が民事第一審訴訟事件（全体）のうちの鑑定実施事件よりも顕著に長い傾向は、前回と同様である。（第9回報告書79頁【図13】参照）

【図13】 鑑定を実施した事件における平均審理期間
（医事関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）



平均鑑定期間（鑑定採用から鑑定書提出までの平均期間）は【表14】のとおりであり、前回（4.4月）よりも0.4月短縮して4.0月となった（第9回報告書79頁【表14】参照）。

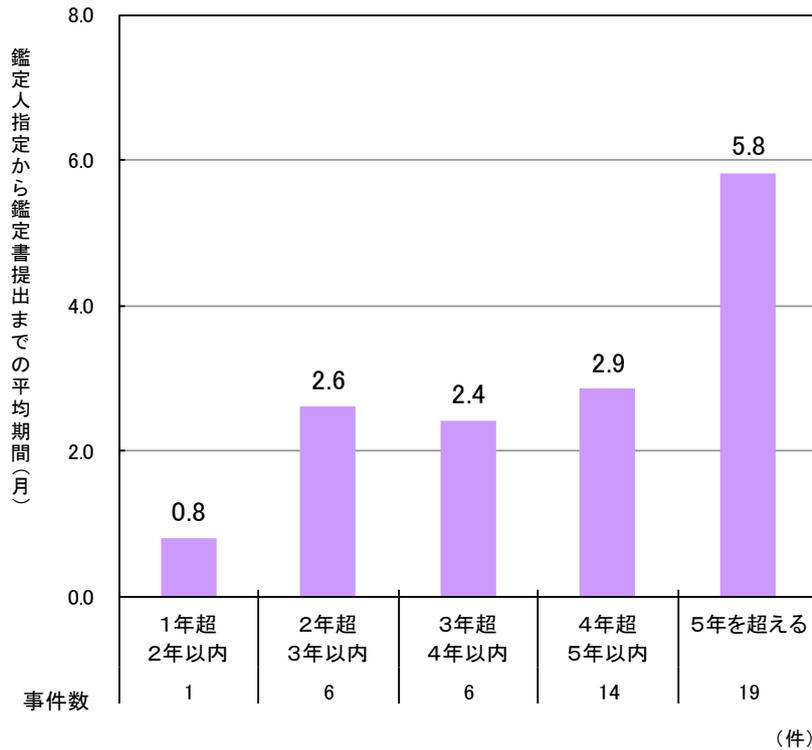
【表14】 平均鑑定期間(医事関係訴訟)

| | |
|----------------------------|-----|
| 平均鑑定期間(月) | 4.0 |
| 鑑定採用から鑑定人指定までの平均期間(月) | 0.1 |
| うち鑑定採用日と鑑定人指定日が同日の事件を除く(月) | 4.3 |
| 鑑定人指定から鑑定書提出までの平均期間(月) | 3.9 |

⁷ ただし、前回(令和2年)以降の長期化は、同年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出に伴い、裁判所業務を縮小したことの影響もあると思われる。

なお、【図 15】によれば、審理期間が長い事件ほど鑑定書提出までに時間を要するという傾向は、従前ほど明確ではないものの、同様に認められる（第2回報告書 48 頁【図 59】、第3回報告書概況・資料編 69 頁【図 18】、第4回報告書概況編 68 頁【図 18】、第5回報告書概況編 73 頁【図 16】、第6回報告書 39 頁【図 15】、第7回報告書 34 頁【図 15】、第8回報告書 39 頁【図 15】、第9回報告書 80 頁【図 15】参照）。

【図 15】 審理期間別の鑑定人指定から鑑定書提出までの平均期間
（医事関係訴訟）



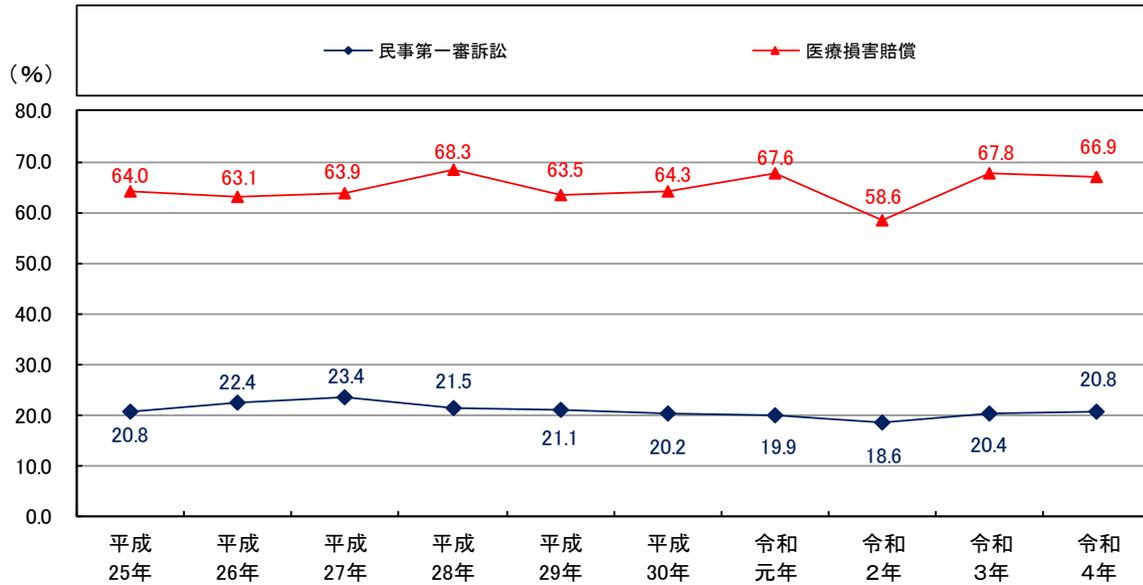
※ 審理期間1年以内の事件は該当なし。

○ 上訴に関する状況

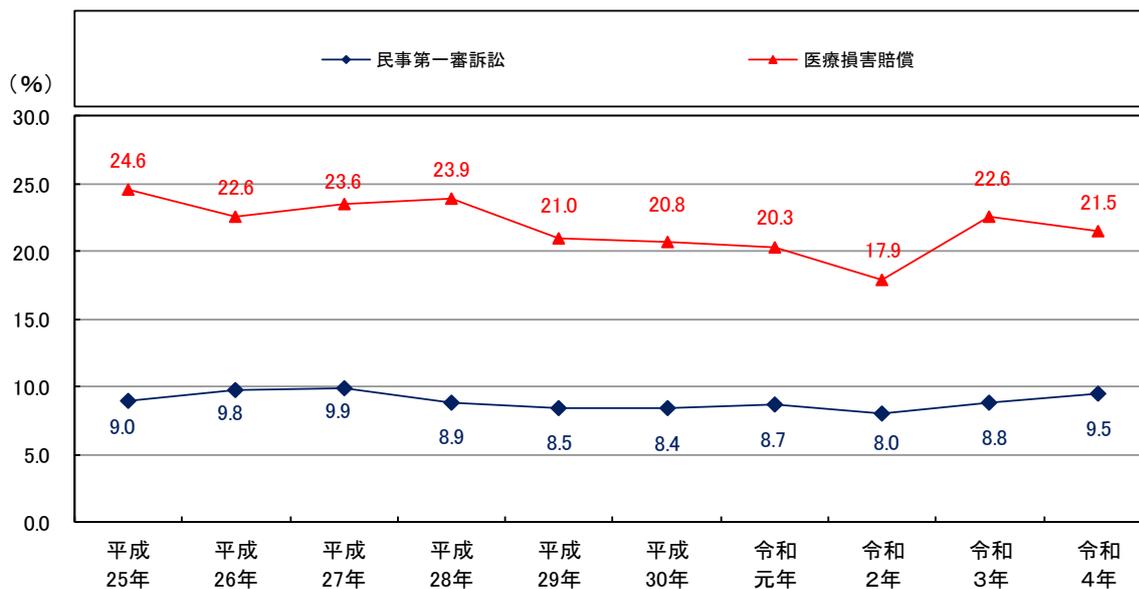
上訴率及び上訴事件割合については【図 16】のとおりであり、民事第一審訴訟事件（全体）より顕著に高い水準にある。

【図16】 上訴率及び上訴事件割合の推移(医事関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)

〈上訴率〉



〈上訴事件割合〉



1. 2. 2 建築関係訴訟

建築関係訴訟の新受件数は、近年おおむね 1,950 件から 2,050 件程度で推移していたが、令和 4 年は前回（1,970 件）よりも減少して 1,828 件となった。審理期間については、比較的審理が長期化しやすい瑕疵主張のある建築関係訴訟（27.0 月）は前回と同じであったが、瑕疵主張のない建築関係訴訟（15.3 月）が前回（13.8 月）より 1.5 月長期化し、建築関係訴訟全体の平均審理期間（21.3 月）は、前回（19.7 月）より 1.6 月長期化した。

平均期日回数は、瑕疵主張のある建築関係訴訟が 11.1 回（前回 12.9 回）、瑕疵主張のない建築関係訴訟が 6.2 回（前回 6.6 回）と、いずれも前回より減少した。他方で、平均期日間隔は、瑕疵主張のある建築関係訴訟が 2.1 月（前回は 1.9 月）、瑕疵主張のない建築関係訴訟が 2.2 月（前回は 2.0 月）と、いずれも前回より若干長期化した。

瑕疵主張のある建築関係訴訟における審理期間が 2 年を超える事件の割合（47.0%）は前回（48.0%）より若干減少したが、民事第一審訴訟事件（全体）と比べて、審理期間が 2 年を超える事件の割合が高い水準にある。

瑕疵主張のある建築関係訴訟における平均人証調べ期間は前回（0.5 月）と同じであり、前々回（0.3 月）や、民事第一審訴訟事件（全体）とほぼ同様の水準となっている。

瑕疵主張のある建築関係訴訟における鑑定実施率は、平成 18 年以降で見ると低い水準が続いている。

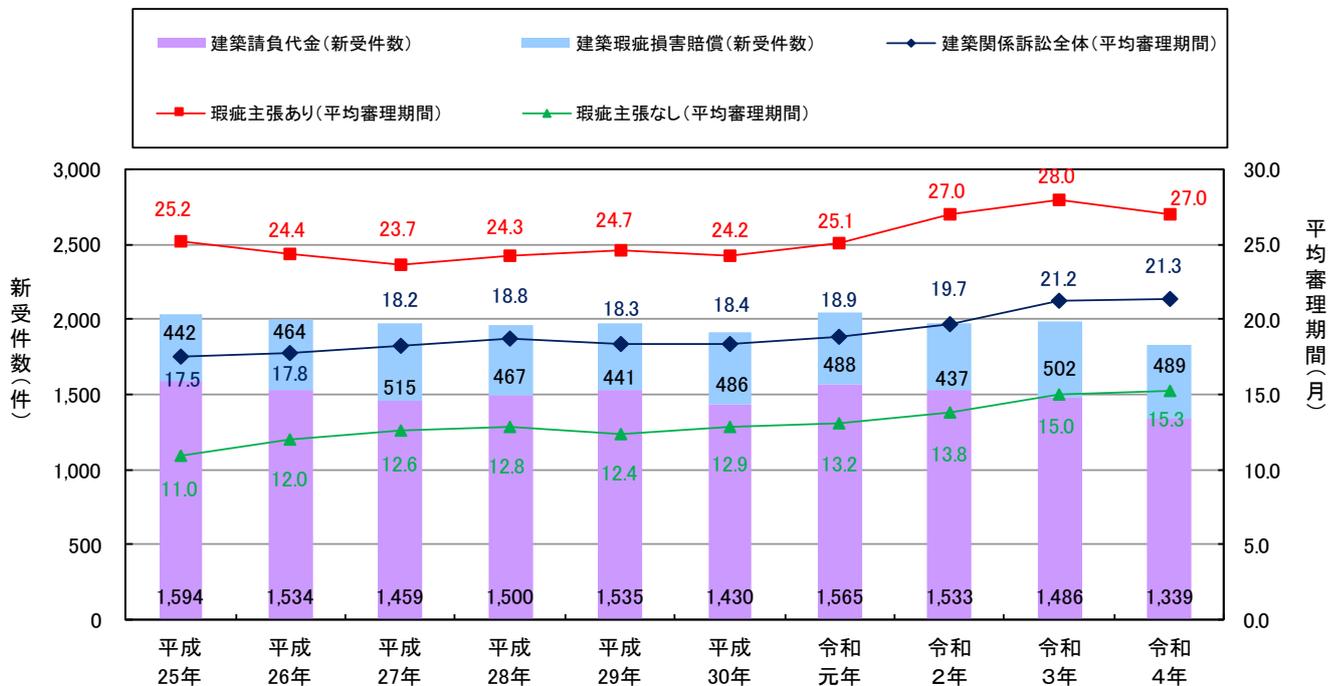
瑕疵主張のある建築関係訴訟のうち、調停に付された事件の割合（53.0%）は、前回（42.3%）よりも高い水準にあるが、その平均審理期間（29.8 月）は、前回（31.1 月）より短縮した。平均調停期日回数（8.0 回）も前回（8.8 回）より減少した。

その余の主な統計データ（終局区分別の既済件数及び事件割合）について、前回から大きな変化は見られない。

○ 事件数及び平均審理期間

建築関係訴訟¹の新受件数及び平均審理期間の推移は【図1】のとおりである。

【図1】 新受件数及び平均審理期間の推移(建築関係訴訟)



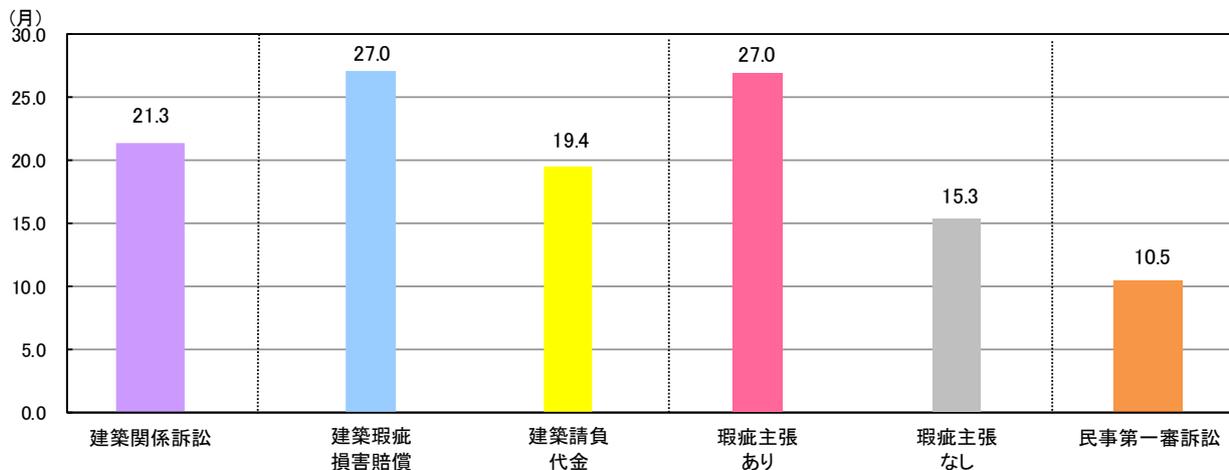
新受件数は、近年おおむね 1,950 件から 2,050 件程度で推移していたが、令和4年(1,828 件)は前回(1,970 件)より 142 件減少した。

建築関係訴訟全体の平均審理期間については、近年 18 月台で推移していたが、令和4年は前回(19.7 月)よりも 1.6 月長期化して 21.3 月となった(【図1】【図2】)。比較的審理が長期化しやすい瑕疵主張のある建築関係訴訟の平均審理期間は、前回(27.0 月)と同じ 27.0 月であったが、瑕疵主張のない建築関係訴訟(15.3 月)が前回(13.8 月)より 1.5 月長期化した(第9回報告書 84 頁【図2】参照)²。

¹ 建築関係訴訟には、建築瑕疵損害賠償事件(建物建築の施工等に瑕疵があったとして損害賠償を求める事件)と建築請負代金事件(建物建築に関する請負代金等を請求する事件)がある(第5回報告書概況編 78 頁脚注1参照)。前者において建物の瑕疵が主張されているのは当然であるが、後者においては、被告が建物の瑕疵を主張して反論する事件とそうでない事件とがある。そして、建築瑕疵損害賠償事件であっても、建築請負代金事件のうちの瑕疵主張がある類型であっても(以上をまとめて「瑕疵主張のある建築関係訴訟」という。)、瑕疵が主張されることで専門的知見が必要になるなどの点は共通するといえるから、以下の分析においては、主として、より長期化しやすい、瑕疵主張のある建築関係訴訟を取り上げ、必要に応じて瑕疵主張のない建築関係訴訟との比較等を交えながら記述していくこととしたい(この点は、第9回報告書と同様である。同・83 頁脚注1参照)。

² ただし、前回(令和2年)以降の平均審理期間の長期化の背景には、同年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響もあるものと思われる。

【図2】 平均審理期間(建築関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)



○ 審理期間別の既済件数等

審理期間別の既済件数及び事件割合については【表3】のとおりである。瑕疵主張のある建築関係訴訟における審理期間が2年を超える事件の割合(47.0%)は、前回(48.0%)より若干減少したが、前々回(40.2%)と比べると増加しており、民事第一審訴訟事件(全体)と比べると高い水準にある。瑕疵主張のない建築関係訴訟における審理期間が2年を超える事件の割合(20.1%)も、前回(17.4%)より増加した³。(第8回報告書43頁【表3】、第9回報告書84頁【表3】参照)

【表3】 審理期間別の既済件数及び事件割合(建築関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)

| 事件の種類 | 建築瑕疵損害賠償 | 建築請負代金 | 瑕疵主張あり | 瑕疵主張なし | 民事第一審訴訟 |
|----------------------------|--------------|----------------|----------------|--------------|-----------------|
| 既済件数 (%は建築関係訴訟に対する事件割合) | 517 25.4% | 1,522 74.6% | 1,050 51.5% | 989 48.5% | 131,795 - |
| 平均審理期間(月) | 27.0 | 19.4 | 27.0 | 15.3 | 10.5 |
| 6月以内 | 42 8.1% | 377 24.8% | 64 6.1% | 355 35.9% | 67,234 51.0% |
| 6月超1年以内 | 58 11.2% | 236 15.5% | 131 12.5% | 163 16.5% | 25,687 19.5% |
| 1年超2年以内 | 173 33.5% | 460 30.2% | 361 34.4% | 272 27.5% | 25,868 19.6% |
| 2年超3年以内 | 126 24.4% | 262 17.2% | 263 25.0% | 125 12.6% | 8,886 6.7% |
| 3年超5年以内 | 97 18.8% | 156 10.2% | 189 18.0% | 64 6.5% | 3,605 2.7% |
| 5年を超える | 21 4.1% | 31 2.0% | 42 4.0% | 10 1.0% | 515 0.4% |

○ 終局区分別の既済件数等

³ ただし、前回(令和2年)以降に審理期間が2年を超える事件が増加した背景には、同年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響もあるものと思われる。

終局区分別の既済件数及び事件割合については【表4】のとおりであり、全体として前回から大きな変化は見られない。瑕疵主張のある建築関係訴訟について見ると、判決で終局した事件（26.5%）のほとんどが対席判決によるもの（95.3%）であり、また、民事第一審訴訟事件（全体）と比べて取下げ⁴で終局した事件の割合（39.5%、民事第一審訴訟事件（全体）は18.1%）が高い傾向にある。（第9回報告書85頁【表4】参照）

【表4】 終局区分別の既済件数及び事件割合（建築関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）

| 事件の種類 | 建築瑕疵 損害賠償 | 建築請負代金 | 瑕疵主張あり | 瑕疵主張なし | 民事第一審 |
|----------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|-----------------|
| 判決 | 144 27.9% | 551 36.2% | 278 26.5% | 417 42.2% | 60,311 45.8% |
| うち対席 (%は判決に対する割合) | 133 92.4% | 419 76.0% | 265 95.3% | 287 68.8% | 33,498 55.5% |
| 和解 | 151 29.2% | 508 33.4% | 321 30.6% | 338 34.2% | 43,265 32.8% |
| 取下げ | 205 39.7% | 399 26.2% | 415 39.5% | 189 19.1% | 23,880 18.1% |
| それ以外 | 17 3.3% | 64 4.2% | 36 3.4% | 45 4.6% | 4,339 3.3% |

○ 訴訟代理人の選任状況

訴訟代理人の選任状況については【表5】のとおりであり、特に瑕疵主張のある建築関係訴訟で双方に訴訟代理人を選任された事件の割合（88.2%）は、民事第一審訴訟事件（全体）（47.9%）と比べて顕著に高く、大半で訴訟代理人が選任されている傾向に前回から変化は見られない（第9回報告書85頁【表5】参照）。

【表5】 訴訟代理人の選任状況（建築関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）

| 事件の種類 | 建築瑕疵 損害賠償 | 建築請負代金 | 瑕疵主張あり | 瑕疵主張なし | 民事第一審訴訟 |
|----------------|--------------|----------------|--------------|--------------|-----------------|
| 双方に 訴訟代理人 | 458 88.6% | 1,083 71.2% | 926 88.2% | 615 62.2% | 63,161 47.9% |
| 原告側のみ 訴訟代理人 | 30 5.8% | 351 23.1% | 80 7.6% | 301 30.4% | 54,904 41.7% |
| 被告側のみ 訴訟代理人 | 23 4.4% | 40 2.6% | 36 3.4% | 27 2.7% | 4,005 3.0% |
| 本人による | 6 1.2% | 48 3.2% | 8 0.8% | 46 4.7% | 9,725 7.4% |

⁴ 取下げ事案の相当部分は、調停成立に伴う取下げ擬制であると考えられる（第5回報告書概況編81頁参照）。

○ 審理の状況

平均期日回数及び平均期日間隔⁵については【表6】のとおりであり、瑕疵主張のある建築関係訴訟における平均期日回数（11.1回）は前回（12.9回）よりも減少しており、瑕疵主張のない建築関係訴訟における平均期日回数（6.2回）も、前回（6.6回）から減少している。（第9回報告書86頁【表6】参照）

他方で、平均期日間隔は、瑕疵主張の有無にかかわらず、いずれの類型でも前回よりも若干長期化し、瑕疵主張のある建築関係訴訟で2.1月（前は1.9月）、瑕疵主張のない建築関係訴訟で2.2月（前は2.0月）となった（第9回報告書86頁【表6】参照）。

【表6】 平均期日回数及び平均期日間隔
（建築関係訴訟（調停に付された事件を除く）及び民事第一審訴訟事件）

| 事件の種類 | 建築瑕疵 損害賠償 | 建築請負代金 | 瑕疵主張あり | 瑕疵主張なし | 民事第一審訴訟 |
|------------------|--------------|--------|--------|--------|---------|
| 平均期日回数 | 10.6 | 7.4 | 11.1 | 6.2 | 4.1 |
| うち平均口頭弁論 期日回数 | 1.9 | 1.7 | 1.9 | 1.7 | 1.5 |
| うち平均争点整理 期日回数 | 8.7 | 5.7 | 9.3 | 4.5 | 2.6 |
| 平均期日間隔(月) | 2.3 | 2.1 | 2.1 | 2.2 | 2.6 |

争点整理手続の実施件数及び実施率については【表7】のとおりであり、瑕疵主張のある建築関係訴訟の9割強で争点整理手続が実施されており、民事第一審訴訟事件（全体）よりも争点整理実施率が顕著に高い傾向にあることは前回と同様である（第9回報告書86頁【表7】参照）。

【表7】 争点整理手続の実施件数及び実施率（建築関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）

| 事件の種類 | | 建築瑕疵 損害賠償 | 建築請負代金 | 瑕疵主張あり | 瑕疵主張なし | 民事第一審訴訟 |
|----------------|------|--------------|--------|--------|--------|---------|
| 争点 手続 整理 | 実施件数 | 478 | 1,159 | 983 | 654 | 62,541 |
| | 実施率 | 92.5% | 76.1% | 93.6% | 66.1% | 47.5% |

⁵ 調停に付された事件に関しては、調停で争点整理が行われることが多い分、争点整理期日回数が減り、期日間隔が長くなることがあると考えられる。そこで、建築関係訴訟に関する統計データのうち、平均期日回数及び平均期日間隔については、調停に付された事件を除いて算出した。

人証調べ実施率及び平均人証数は【表8】のとおりであり、平均人証調べ期間（瑕疵主張のある建築関係訴訟）は【表9】のとおりである。民事第一審訴訟事件（全体）よりも人証調べ実施率が高く、平均人証数も多い傾向にある点については、前回から変化は見られない。人証調べを実施した瑕疵主張のある建築関係訴訟における平均人証調べ期間（0.5月）は、前回（0.5月）と同じであり、民事第一審訴訟事件（全体）（0.3月）とほぼ同様の水準となっている。瑕疵主張のない建築関係訴訟における人証調べ実施率（21.2%）は、前回（18.5%）より2.7%増加している。（前掲Ⅲ. 1. 1【表17】【表18】）（第9回報告書87頁【表8】【表9】参照）

【表8】 人証調べ実施率及び平均人証数(建築関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)

| 事件の種類 | 建築瑕疵 損害賠償 | 建築請負代金 | 瑕疵主張あり | 瑕疵主張なし | 民事第一審訴訟 |
|---------------------|--------------|--------|--------|--------|---------|
| 人証調べ実施率 | 26.7% | 24.4% | 28.5% | 21.2% | 14.2% |
| 平均人証数 | 0.8 | 0.7 | 0.9 | 0.6 | 0.4 |
| 平均人証数 (人証調べ実施事件) | 3.1 | 2.9 | 3.2 | 2.6 | 2.7 |

人証調べを実施した瑕疵主張のある建築関係訴訟における平均審理期間については【表9】のとおりであり、前回（38.1月）よりも2.5月短縮して35.6月となった⁶。民事第一審訴訟事件（全体）のうち人証調べを実施した事件における平均審理期間（23.9月）（前掲Ⅲ. 1. 1【表18】）と比べて長い傾向についても、前回と同様である。（第9回報告書87頁【表9】参照）

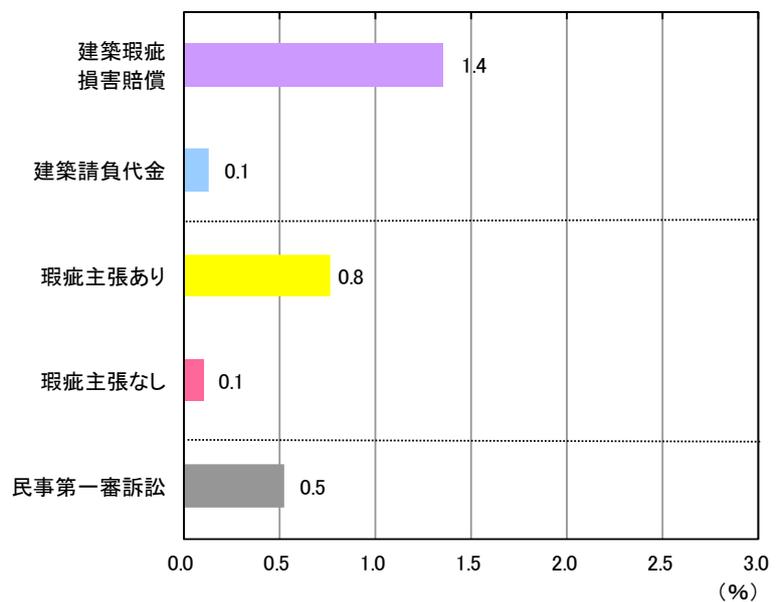
【表9】 人証調べを実施した事件における平均審理期間及び平均人証調べ期間(瑕疵主張のある建築関係訴訟)

| | |
|-------------|------|
| 平均審理期間(月) | 35.6 |
| 平均人証調べ期間(月) | 0.5 |

⁶ ただし、前回(令和2年)の長期化の背景には、同年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響もあるものと思われる。

鑑定実施率については【図 10】のとおりである。瑕疵主張のある建築関係訴訟における鑑定実施率（0.8%）は前回（1.1%）より若干減少しており、平成 18 年以降で最も低い水準となっている（この一つの要因としては、鑑定以外の形での、建築関係訴訟への専門家の関与が進んでいることが考えられる⁷。）（第 9 回報告書 88 頁【図 10】参照）。

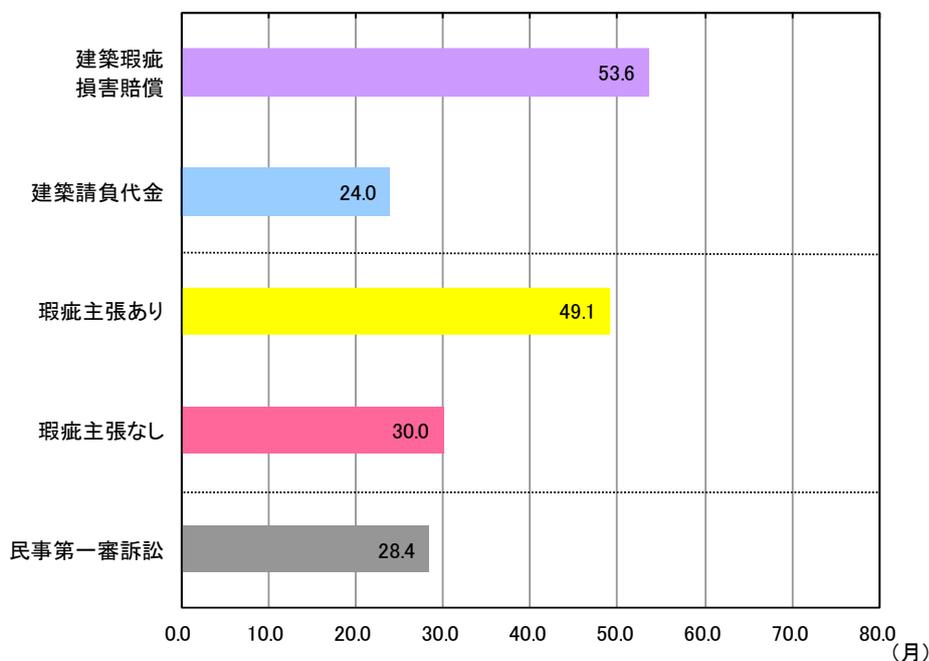
【図10】 鑑定実施率(建築関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)



⁷ 瑕疵主張のある建築関係訴訟のうち、調停委員又は専門委員が関与した事件の割合は、平成 19 年に 37.4%であったものが、令和4年には 61.8%に達している。

鑑定を実施した事件における平均審理期間については【図 11】のとおりであり、瑕疵主張のある建築関係訴訟の平均審理期間（49.1 月）は前回（61.5 月）よりも 12.4 月短縮した（第 9 回報告書 89 頁【図 11】参照）⁸。

【図 11】 鑑定を実施した事件における平均審理期間
（建築関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）



平均鑑定期間は【表 12】のとおり 7.5 月であり、前回（16.8 月）よりも短縮し、前々回（7.6 月）とほぼ同水準であった（第 8 回報告書 47 頁【表 12】、第 9 回報告書 89 頁【表 12】参照）⁹。なお、鑑定採用日と鑑定人指定日が同日でない事件は 1 件であった。

【表 12】 平均鑑定期間（建築関係訴訟）

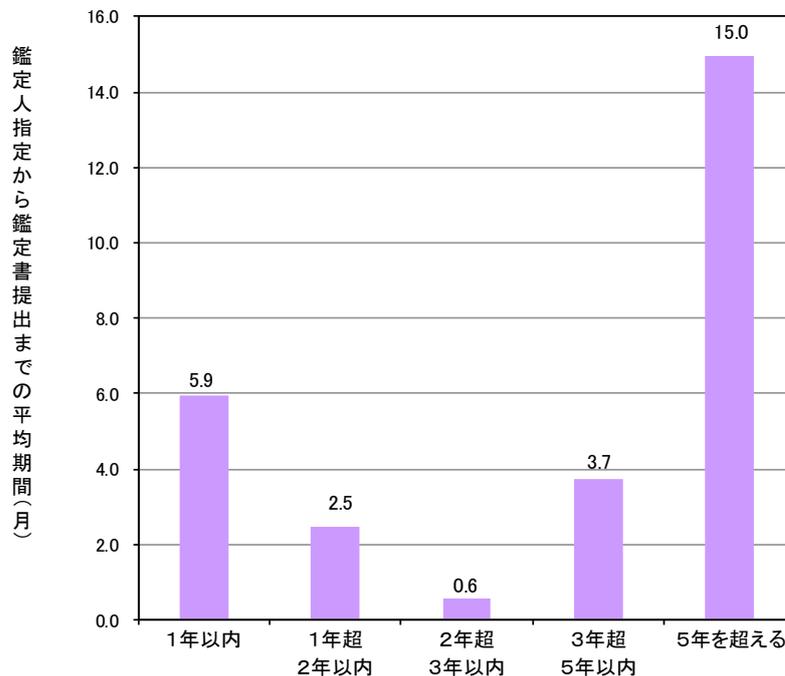
| | |
|----------------------------|-----|
| 平均鑑定期間(月) | 7.5 |
| 鑑定採用から鑑定人指定までの平均期間(月) | 0.5 |
| うち鑑定採用日と鑑定人指定日が同日の事件を除く(月) | 4.1 |
| 鑑定人指定から鑑定書提出までの平均期間(月) | 7.1 |

⁸ ただし、鑑定を実施した事件は計 9 件（建築瑕疵損害賠償 7 件、建築請負代金 2 件）しかないことに留意する必要がある。

⁹ ただし、既に述べたとおり、鑑定を実施した事件は計 9 件しかないため、平均鑑定期間は、個別事件の影響を受けやすいことに留意する必要がある。

また、鑑定人指定から鑑定書提出までの平均期間を審理期間別に見たものについては【図13】のとおりであり、3年を超え5年以内の事件（3.7月）は前回（2.3月）より若干長期化したものの、審理期間が2年を超え3年以内の事件（0.6月）及び5年を超える事件（15.0月）においては、前回（それぞれ3.7月、30.6月）より短縮している（第9回報告書90頁【図13】参照）¹⁰。

【図13】 審理期間別の鑑定人指定から鑑定書提出までの平均期間（建築関係訴訟）



付調停に関する状況について、調停に付された件数の大部分を占めている瑕疵主張のある建築関係訴訟を見ると、【表14】のとおり、調停に付された事件の割合（53.0%）は、ここ数年間で最高であった前々回（45.0%）を上回る水準となっている（第9回報告書90頁【表14】参照）。

【表14】 付調停事件数及び付調停率（建築関係訴訟）

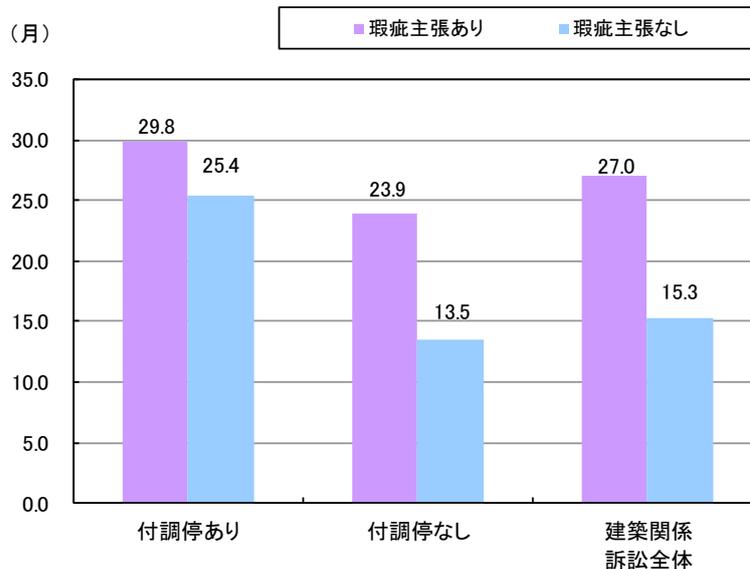
| 事件の種類 | 瑕疵主張あり | 瑕疵主張なし | 建築関係訴訟全体 |
|--------|--------|--------|----------|
| 既済件数 | 1,050 | 989 | 2,039 |
| 付調停事件数 | 556 | 147 | 703 |
| 付調停率 | 53.0% | 14.9% | 34.5% |

¹⁰ もっとも、鑑定を実施した事件が計9件しかないことに留意する必要があることについては、既に述べたとおりである。

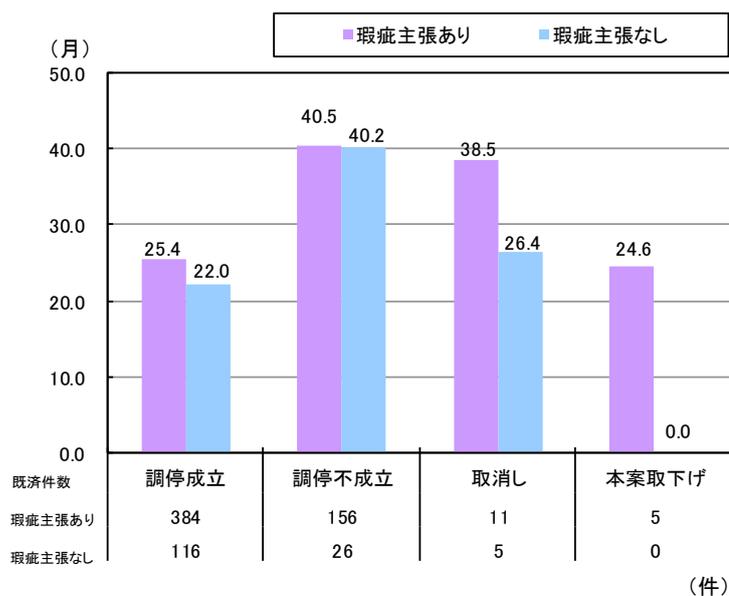
調停に付された瑕疵主張のある建築関係訴訟の平均審理期間は、【図15】のとおり、前回(31.1月)より短縮して29.8月となった。調停終了区分別で見ると、【図16】のとおり、調停成立事件(25.4月)は前回(26.8月)より短縮し、調停不成立事件(40.5月)は前回(39.6月)より長期化した(第9回報告書91頁【図15】【図16】参照)¹¹。また、瑕疵主張のある建築関係訴訟の平均調停期日回数(8.0回)は、前回(8.8回)から若干減少した(【表17】)(第9回報告書91頁【表17】参照)。

調停に付された事件の方がそうでない事件よりも平均審理期間が長くなり(【図15】)、調停に付された事件の中では、不成立となった事件の方が成立した事件よりも審理が長期化する傾向(【図16】)については、前回と同様である(調停に付された事件の方がそうでない事件よりも平均審理期間が長くなる要因としては、調停に付された事件には、建築士等の専門家を調停委員として加えて進行する必要のある、より専門性の高い事案が多いことが考えられる。)(第9回報告書91頁【図15】【図16】参照)。

【図15】 付調停の有無別の平均審理期間(建築関係訴訟)



【図16】 調停終了区分別の平均審理期間(建築関係訴訟)



【表17】 平均調停期間及び平均調停期日回数(建築関係訴訟)

| 事件の種類 | | 瑕疵主張あり | 瑕疵主張なし | 建築関係訴訟全体 |
|-------|-----------|--------|--------|----------|
| 付調停 | 平均調停期間(月) | 13.2 | 8.1 | 12.2 |
| | 平均調停期日回数 | 8.0 | 4.8 | 7.3 |

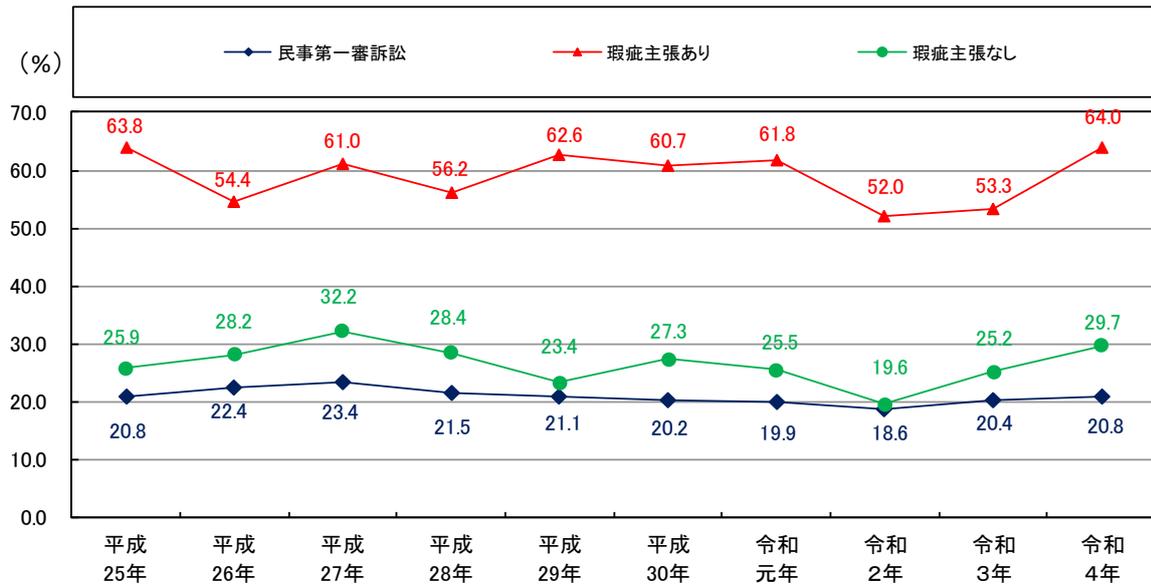
¹¹ ただし、前回(令和2年)の長期化の背景には、同年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響もあるものと思われる。

○ 上訴に関する状況

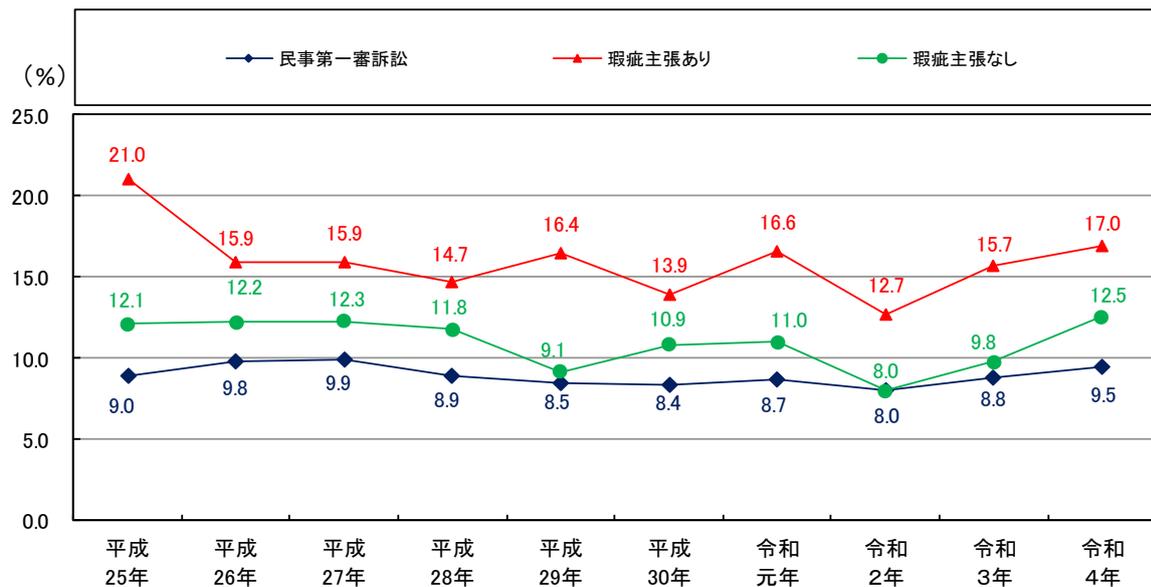
上訴率及び上訴事件割合については【図 18】のとおりであり、瑕疵主張のある建築関係訴訟では民事第一審訴訟事件（全体）よりも上訴率等が高くなっている一方、瑕疵主張のない建築関係訴訟の上訴率等は民事第一審訴訟事件（全体）と比較的近い水準である。

【図 18】 上訴率及び上訴事件割合の推移（建築関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）

〈上訴率〉



〈上訴事件割合〉



1. 2. 3 知的財産権訴訟

知的財産権訴訟の新受件数（479件）は、令和2年（492件）より減少した。平均審理期間は、平成5年（31.9月）以降短縮化が進んだが、令和4年は、前回（15.4月）より長期化して、16.7月となった。

審理期間が6月以内の事件の割合（23.7%）や6月超2年以内の事件の割合（52.6%）が前回（それぞれ24.8%、56.0%）より減少し、2年超の事件の割合（23.7%）は前回（19.1%）より増加した。

また、知的財産権訴訟は、民事第一審訴訟事件と比べて、判決で終局した事件に占める対席判決の割合（94.5%）及び当事者双方に訴訟代理人が選任された事件の割合（74.6%）が極めて高く、平均争点整理期日回数（5.0回）も多くなっている。

知的財産権訴訟の上訴率は53.9%であり、民事第一審訴訟事件の上訴率の約2.6倍である。

○ 事件数及び平均審理期間

知的財産権訴訟¹の新受件数及び平均審理期間の推移は【図1】のとおりであり、新受件数は約410件から約700件の幅の中で推移しているところ、令和4年（479件）は、令和2年（492件）より減少した。

平均審理期間については、平成5年には31.9月、平成10年には25.7月であったが、その後、制度面の改善（特許法104条の3による無効の抗弁の導入等²）及び運用面での工夫³が図られたことにより、短縮化が進んだ。令和4年は、前回（15.4月）より長期化して、16.7月となったが（【図1】【図2】）、知的財産権訴訟は、全体の事件数が上記のとおり多くはないため、長期間係属していた事件が数多く終局したなどといった事情によって、その年の平均審理期間が左右されることもあり得るので、そのような点にも留意し、少し長い目で見えていくのが相当であろう⁴。（第9回報告書94頁【図2】参照）

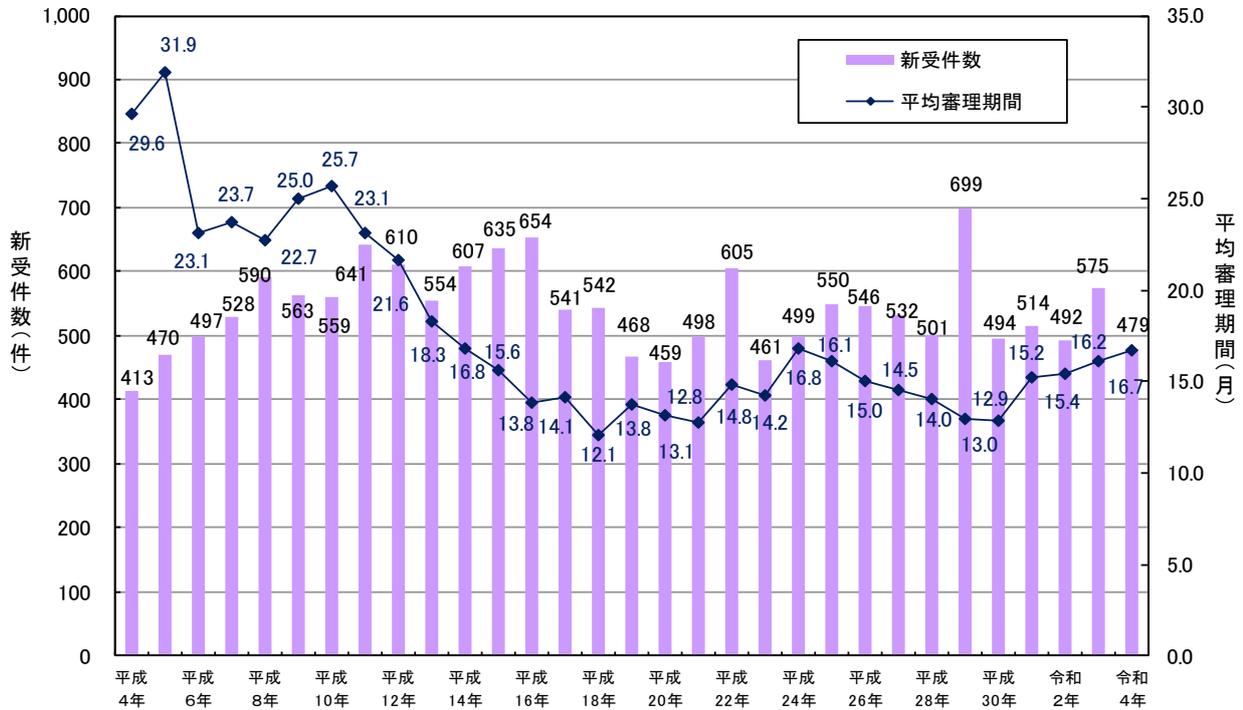
¹ 本報告書において、知的財産権訴訟とは、事件票において「知的財産金銭」又は「知的財産」に区分される訴訟を指す（第1回報告書 97 頁参照）。

² 制度面の改善による審理への影響等について、第6回報告書 50 頁参照

³ 運用面の工夫による審理への影響等について、第6回報告書 50 頁参照

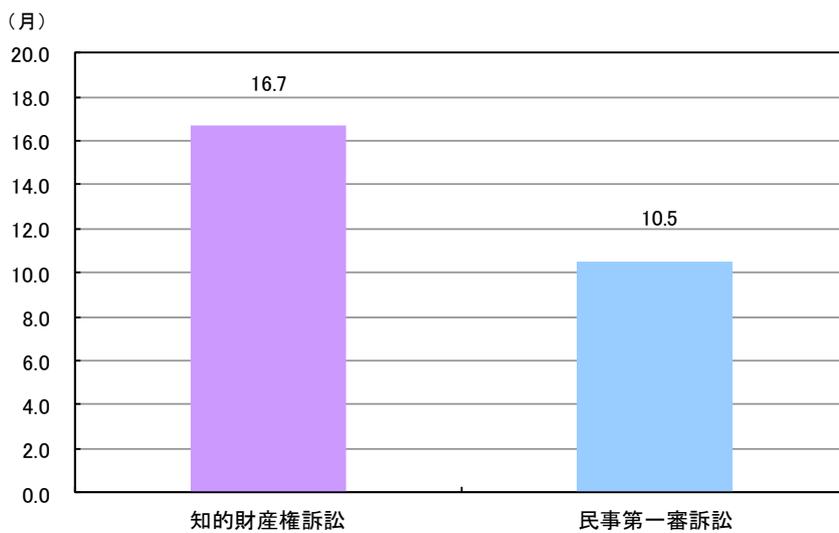
⁴ 令和4年の平均審理期間の長期化の背景には、令和2年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響もあるものと思われる。

【図1】 新受件数及び平均審理期間の推移(知的財産権訴訟)



※平成16年までの数値は、各庁からの報告に基づくものであり、概数である。

【図2】 平均審理期間(知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件)



○ 審理期間別の既済件数等

審理期間別の既済件数及び事件割合については【表3】のとおりである。審理期間が2年を超える事件の割合は前回(19.1%)より増加して23.7%となった一方で、6月超2年以内の事件の割合は前回(56.0%)より減少して52.6%となり、6月以内の事件の割合も前回(24.8%)より減少して23.7%となっている⁵。前回と同様、民事第一審訴訟事件と比べると、審理期間が6月以内の事件の割合が低く、1年を超える事件の割合が高い(54.1%)。(第9回報告書95頁【表3】参照)

【表3】 審理期間別の既済件数及び事件割合
(知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件)

| 事件の種類 | 知的財産権訴訟 | 民事第一審訴訟 |
|-----------|--------------|-----------------|
| 既済件数 | 634 | 131,795 |
| 平均審理期間(月) | 16.7 | 10.5 |
| 6月以内 | 150 23.7% | 67,234 51.0% |
| 6月超1年以内 | 141 22.2% | 25,687 19.5% |
| 1年超2年以内 | 193 30.4% | 25,868 19.6% |
| 2年超3年以内 | 102 16.1% | 8,886 6.7% |
| 3年超5年以内 | 47 7.4% | 3,605 2.7% |
| 5年を超える | 1 0.2% | 515 0.4% |

○ 終局区分別の既済件数等

終局区分別の既済件数及び事件割合については【表4】のとおりである。42.7%の事件が判決で終局し、民事第一審訴訟事件と異なりその大半が対席判決である(94.5%)。また、和解により終局した事件が33.3%、取下げにより終局した事件が21.0%と、前回(それぞれ34.5%、23.4%)から減少している(第9回報告書95頁【表4】参照)。

【表4】 終局区分別の既済件数及び事件割合
(知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件)

| 事件の種類 | 知的財産権訴訟 | 民事第一審訴訟 |
|----------------------|--------------|-----------------|
| 判決 | 271 42.7% | 60,311 45.8% |
| うち対席 (%は判決に対する割合) | 256 94.5% | 33,498 55.5% |
| 和解 | 211 33.3% | 43,265 32.8% |
| 取下げ | 133 21.0% | 23,880 18.1% |
| それ以外 | 19 3.0% | 4,339 3.3% |

○ 訴訟代理人の選任状況

訴訟代理人の選任状況については【表5】のとおりである。74.6%の事件で双方に訴訟代理人が選任されていて、この割合が民事第一審訴訟事件と比べて顕著に高い水準であることに、前回から大きな変化は見られない(第9回報告書95頁【表5】参照)。

【表5】 訴訟代理人の選任状況
(知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件)

| 事件の種類 | 知的財産権訴訟 | 民事第一審訴訟 |
|----------------|--------------|-----------------|
| 双方に 訴訟代理人 | 473 74.6% | 63,161 47.9% |
| 原告側のみ 訴訟代理人 | 66 10.4% | 54,904 41.7% |
| 被告側のみ 訴訟代理人 | 48 7.6% | 4,005 3.0% |
| 本人による | 47 7.4% | 9,725 7.4% |

⁵ ただし、令和4年の2年超の事件割合の増加の背景には、令和2年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響があるものと思われる。

○ 審理の状況

平均期日回数及び平均期日間隔については【表6】のとおりである。平均争点整理期日回数は前回(5.9回)より減少して5.0回、平均口頭弁論期日回数は前回(1.4回)より若干減少して1.2回、平均期日間隔は前回(2.1月)より若干長期化して2.7月となった(第9回報告書96頁【表6】参照)。

【表6】 平均期日回数及び平均期日間隔
(知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件)

| 事件の種類 | 知的財産権訴訟 | 民事第一審訴訟 |
|--------------|---------|---------|
| 平均期日回数 | 6.2 | 4.1 |
| うち平均口頭弁論期日回数 | 1.2 | 1.5 |
| うち平均争点整理期日回数 | 5.0 | 2.6 |
| 平均期日間隔(月) | 2.7 | 2.6 |

争点整理手続の実施件数及び実施率については【表7】のとおりであり、争点整理実施率は前回(71.2%)より増加して83.0%であり、民事第一審訴訟事件と比べて顕著に高い水準である(第9回報告書96頁【表7】参照)。

【表7】 争点整理手続の実施件数及び実施率
(知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件)

| 事件の種類 | | 知的財産権訴訟 | 民事第一審訴訟 |
|-------|------|---------|---------|
| 争点整理 | 実施件数 | 526 | 62,541 |
| | 実施率 | 83.0% | 47.5% |

人証調べ実施率及び平均人証数については【表8】のとおりであり、人証調べ実施率が前回(8.0%)より増加して13.7%となった⁶(第9回報告書96頁【表8】参照)。

【表8】 人証調べ実施率及び平均人証数
(知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件)

| 事件の種類 | 知的財産権訴訟 | 民事第一審訴訟 |
|---------------------|---------|---------|
| 人証調べ実施率 | 13.7% | 14.2% |
| 平均人証数 | 0.4 | 0.4 |
| 平均人証数 (人証調べ実施事件) | 2.6 | 2.7 |

人証調べを実施した事件における平均審理期間及び平均人証調べ期間については【表9】のとおりであり、平均審理期間は前回(28.5月)より短期化して27.0月となり、平均人証調べ期間は前回と同様0.2月となった(第9回報告書96頁【表9】参照)。

【表9】 人証調べを実施した事件における平均審理期間及び平均人証調べ期間(知的財産権訴訟)

| | |
|-------------|------|
| 平均審理期間(月) | 27.0 |
| 平均人証調べ期間(月) | 0.2 |

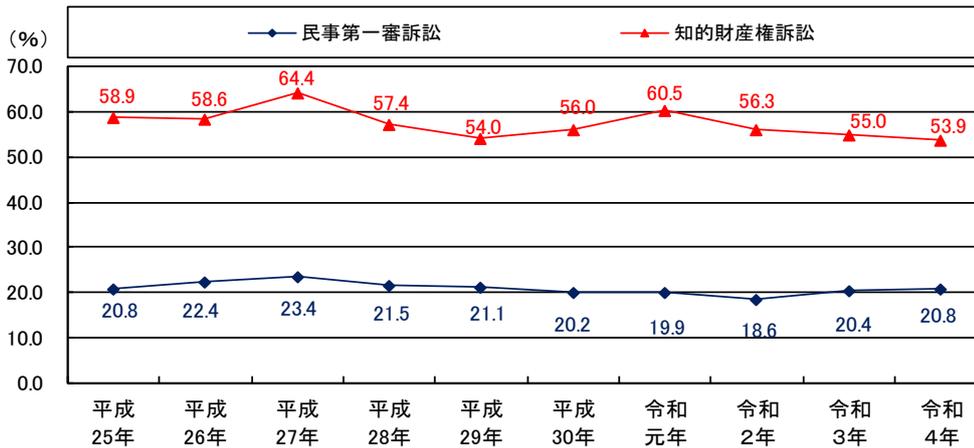
⁶ 他の専門訴訟(医事関係訴訟や建築関係訴訟等)と比べて、知的財産権訴訟における人証調べ実施率がかなり低い水準である(前掲Ⅲ. 1. 2. 1【図 10】及びⅢ. 1. 2. 2【表8】参照)のは、知的財産権訴訟で人証調べが実施されるのが、冒認出願(発明者でない者が出願すること)が問題になる場合等、例外的な場面にとどまり、主に問題となる技術的事項についての立証は書証によって行われる場合が多いことによるものと解される(第1回報告書 102 頁、第2回報告書 74 頁及び塚原朋一「知財高裁における特許訴訟の審理充実化について」知財ぶりずむ 2010 年7月号2頁参照)。

○ 上訴に関する状況

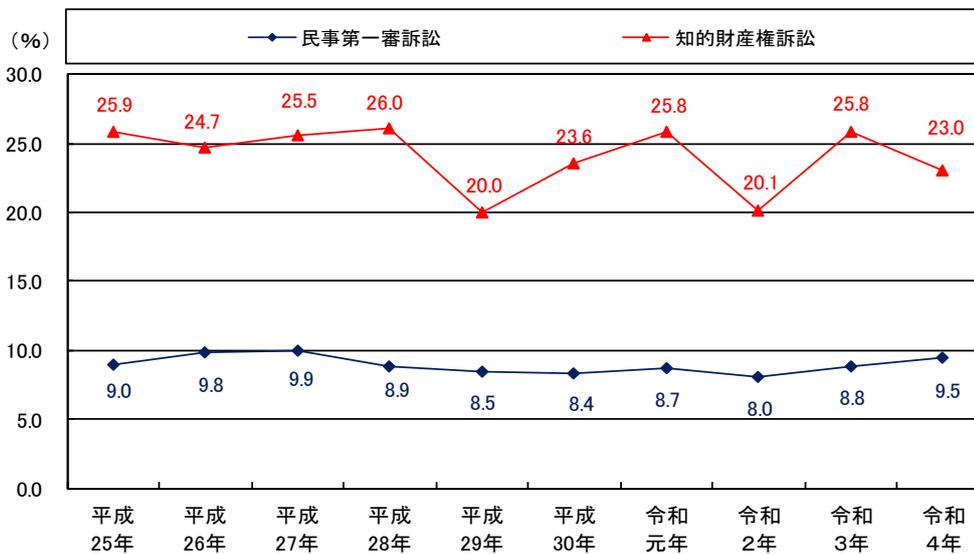
上訴率及び上訴事件割合については【図10】のとおりであり、民事第一審訴訟事件よりいずれも顕著に高い水準である。

【図10】 上訴率及び上訴事件割合の推移(知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件)

〈上訴率〉



〈上訴事件割合〉



1. 2. 4 労働関係訴訟

労働関係訴訟については、平成21年以降新受件数が高い水準で推移しており、令和4年の新受件数は3,298件であった。事件数増加の影響もあって、平均審理期間が長期化傾向にある。

審理期間が6月以内の事件の割合（15.1%）は前回（17.9%）より減少し、前回と同様、民事第一審訴訟事件と比べると顕著に低い。これに対し、1年超2年以内の事件の割合（41.7%）は前回（41.0%）より若干増加し、前回と同様、民事第一審訴訟事件と比べると顕著に高い。

また、終局区分別の事件割合について、判決で終局した事件の割合（27.2%）は前回（23.7%）より増加したのに対し、和解で終局した事件の割合（52.8%）は前回（60.7%）より減少した。民事第一審訴訟事件と比べると、和解で終局した事件の割合が高い点は、前回と同様である。

なお、労働審判事件に係る終局事由別の事件割合について、調停成立で終局した事件の割合（69.4%）は前回（68.1%）より増加し、労働審判で終局した事件の割合（16.6%）は、前回（16.2%）より若干増加した。労働審判事件の平均審理期間（90.3日）は、前回（107.5日）より短くなった。

○ 事件数及び平均審理期間等

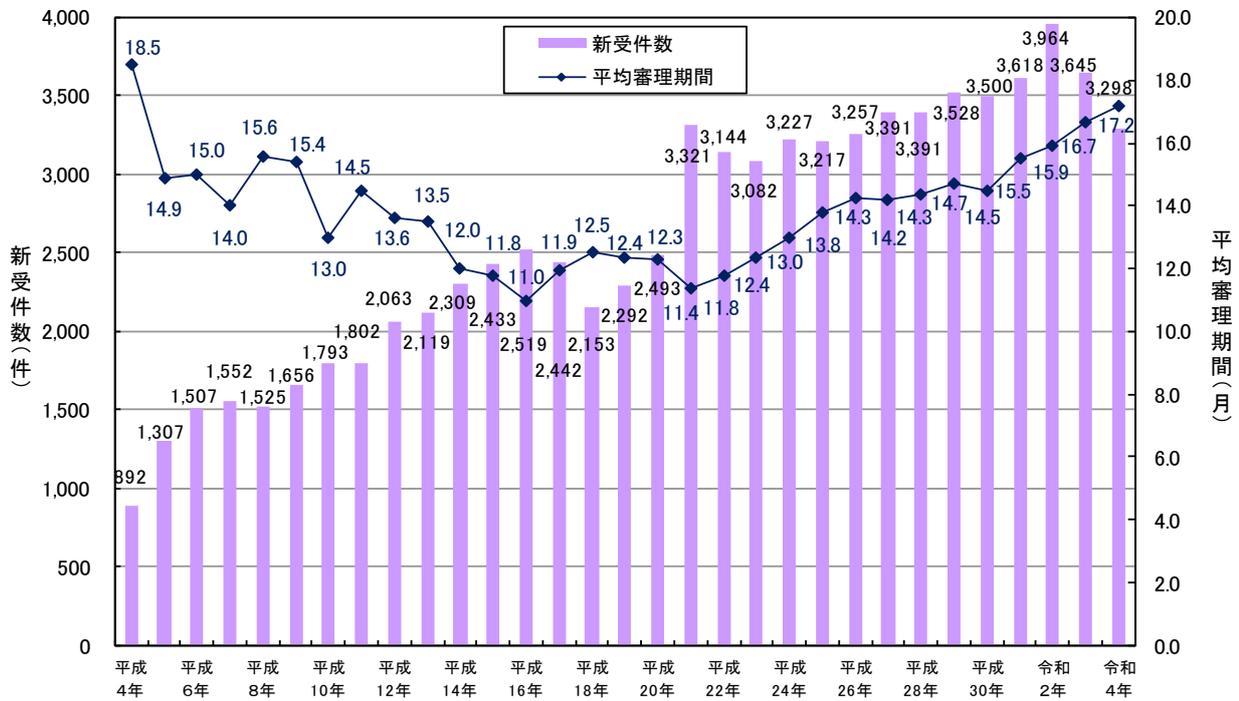
労働関係訴訟¹の新受件数及び平均審理期間の推移は【図1】のとおりである。

新受件数は、平成4年から平成16年にかけて増加傾向が続き、一旦横ばいとなった後、平成21年に急増し、その後も高い水準で推移しており、令和4年は3,298件であった。事件数増加の背景としては、平成20年に起きたリーマンショック以降の景気動向のほか、労働紛争に対する国民一般の関心や、時間外の割増賃金等に関する労働者の権利意識が高まっていること等が考えられる。

令和4年の平均審理期間は、【図2】のとおりであり、前回（15.9月）より長期化して、17.2月となった。これまでの推移を見ると、【図1】のとおり、平成4年（18.5月）からおおむね短縮してきたが、平成22年以降は長期化傾向が見られる。これには、上記で述べた事件動向のほか、双方に訴訟代理人が選任された事件の平均審理期間はそれ以外の事件と比べて顕著に長い傾向があるところ（【図7】）、前者の事件の割合の増加傾向等が反映されているものと考えられる（【図6】）。

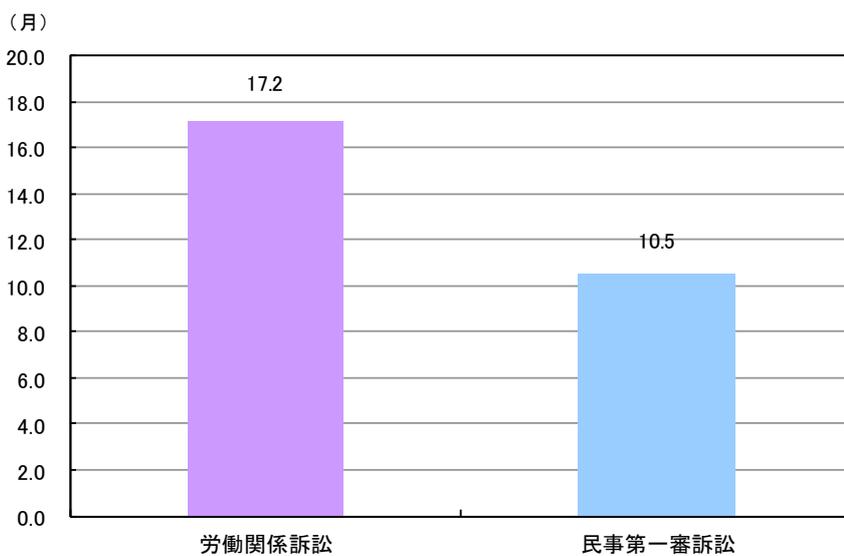
¹ 本報告書において、労働関係訴訟とは、事件票において「労働金銭」又は「労働」に区分される訴訟を指す（第1回報告書113頁参照）。

【図1】 新受件数及び平均審理期間の推移(労働関係訴訟)



※平成16年までの数値は、各庁からの報告に基づくものであり、概数である。

【図2】 平均審理期間(労働関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)



○ 審理期間別の既済件数等

審理期間別の既済件数及び事件割合については【表3】のとおりである。審理期間が6月以内の事件の割合は、前回（17.9%）より減少して15.1%となっており、民事第一審訴訟事件と比べると顕著に低い。これに対し、1年超2年以内の事件の割合は、前回（41.0%）より若干増加して41.7%となっており、前回までと同様、民事第一審訴訟事件と比べると顕著に高い。なお、審理期間が2年を超える事件の割合は、前回（17.0%）より増加して20.4%となっている。（第9回報告書100頁【表3】参照）

【表3】 審理期間別の既済件数及び事件割合
（労働関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）

| 事件の種類 | 労働関係訴訟 | 民事第一審訴訟 |
|-----------|----------------|-----------------|
| 既済件数 | 3,836 | 131,795 |
| 平均審理期間(月) | 17.2 | 10.5 |
| 6月以内 | 579 15.1% | 67,234 51.0% |
| 6月超1年以内 | 870 22.7% | 25,687 19.5% |
| 1年超2年以内 | 1,601 41.7% | 25,868 19.6% |
| 2年超3年以内 | 596 15.5% | 8,886 6.7% |
| 3年超5年以内 | 177 4.6% | 3,605 2.7% |
| 5年を超える | 13 0.3% | 515 0.4% |

○ 終局区分別の既済件数等

終局区分別の既済件数及び事件割合については【表4】のとおりである。判決で終局した事件（うち9割以上が対席判決である。）の割合が前回（23.7%）より増加して27.2%となったのに対し、和解で終局した事件の割合は前回（60.7%）より減少して52.8%となった。和解で終局した事件の割合が、民事第一審訴訟事件と比べると高い水準であることは前回と同様である。なお、取下げで終局した事件の割合は、前回（11.2%）から増加して16.6%となっている。（第9回報告書100頁【表4】参照）

【表4】 終局区分別の既済件数及び事件割合
（労働関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）

| 事件の種類 | 労働関係訴訟 | 民事第一審訴訟 |
|----------------------|----------------|-----------------|
| 判決 | 1,042 27.2% | 60,311 45.8% |
| うち対席 (%は判決に対する割合) | 972 93.3% | 33,498 55.5% |
| 和解 | 2,024 52.8% | 43,265 32.8% |
| 取下げ | 637 16.6% | 23,880 18.1% |
| それ以外 | 133 3.5% | 4,339 3.3% |

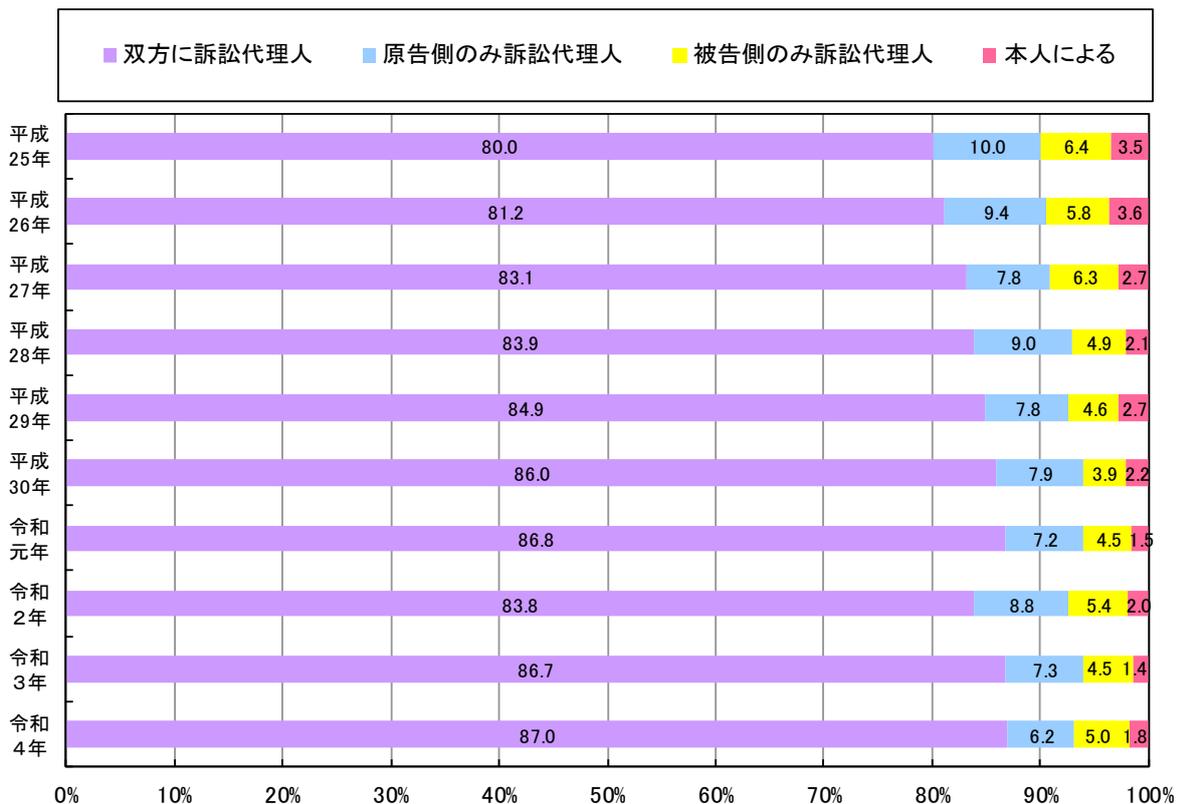
○ 訴訟代理人の選任状況

訴訟代理人の選任状況については【表5】のとおりである。双方に訴訟代理人が選任された事件の割合（87.0%）は、前回（83.8%）からは増加し、全体として増加傾向にある（【図6】）。双方に訴訟代理人が選任された事件の平均審理期間がそれ以外の事件と比べて顕著に長い傾向があること（【図7】）を踏まえると、平成22年以降における労働関係訴訟全体の平均審理期間の長期化傾向は、双方に訴訟代理人が選任された事件の割合の増加傾向が反映されているものと考えられる。

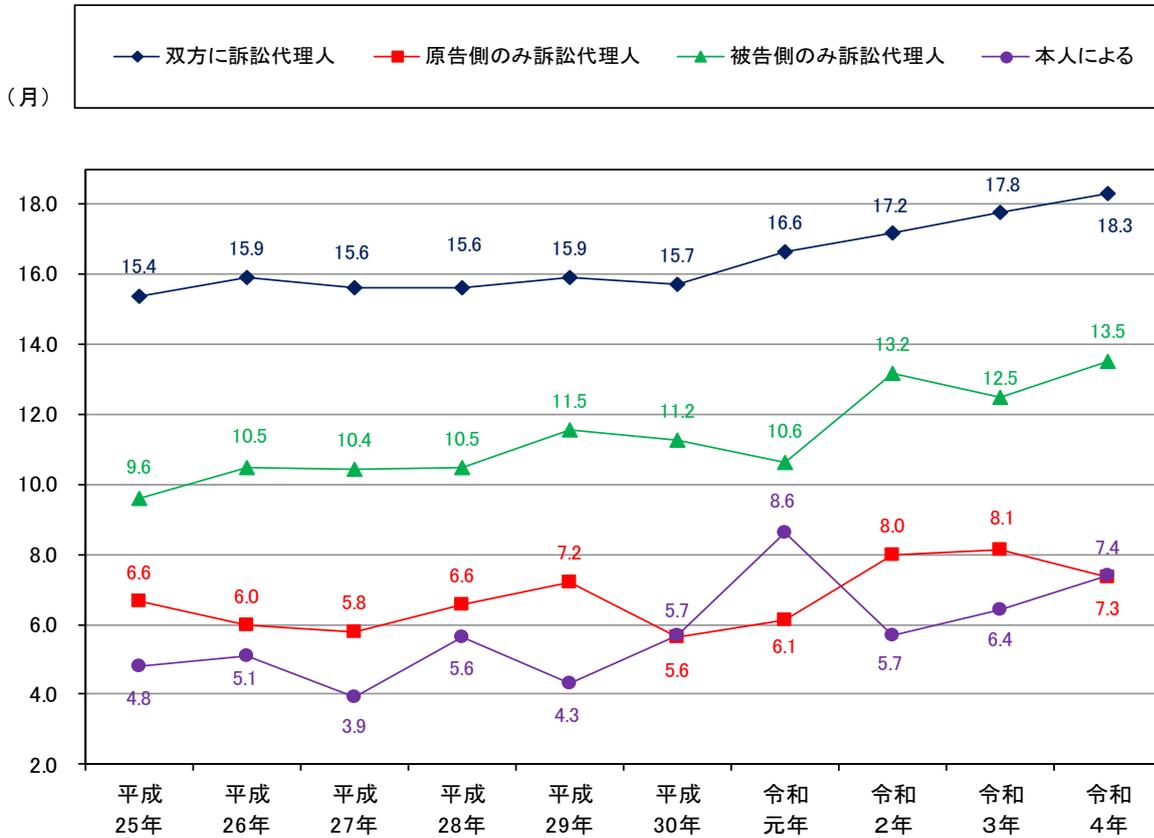
【表5】 訴訟代理人の選任状況
（労働関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）

| 事件の種類 | 労働関係訴訟 | 民事第一審訴訟 |
|------------|----------------|-----------------|
| 双方に訴訟代理人 | 3,338 87.0% | 63,161 47.9% |
| 原告側のみ訴訟代理人 | 237 6.2% | 54,904 41.7% |
| 被告側のみ訴訟代理人 | 192 5.0% | 4,005 3.0% |
| 本人による | 69 1.8% | 9,725 7.4% |

【図6】 訴訟代理人の選任状況の推移(労働関係訴訟)



【図7】 訴訟代理人の選任状況別平均審理期間の推移(労働関係訴訟)



○ 審理の状況

平均期日回数及び平均期日間隔については【表8】のとおりである。平均期日回数(7.0回)は、前回(8.6回)より減少しているところ、そのうち、平均口頭弁論期日回数(1.6回)は、前回(2.0回)より減少し、平均争点整理期日回数(5.4回)も、前回(6.6回)より減少している。平均期日間隔(2.5月)は、前回(1.9月)より若干長期化している。(第9回報告書102頁【表8】参照)

労働関係訴訟の平均審理期間の長期化傾向には争点整理期間の長期化の影響も考えられるため(第6回報告書59頁参照)、その推移については注視していく必要がある。

【表8】 平均期日回数及び平均期日間隔(労働関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)

| 事件の種類 | 労働関係訴訟 | 民事第一審訴訟 |
|--------------|--------|---------|
| 平均期日回数 | 7.0 | 4.1 |
| うち平均口頭弁論期日回数 | 1.6 | 1.5 |
| うち平均争点整理期日回数 | 5.4 | 2.6 |
| 平均期日間隔(月) | 2.5 | 2.6 |

争点整理手続の実施件数及び実施率については【表9】のとおりである。争点整理手続の実施件数は、前回(2,444件)より増加して3,272件となった。また、争点整理手続の実施率は、前回(82.2%)より増加して85.3%となり、民事第一審訴訟事件と比べて顕著に高い水準であることは前回と同様である。(第9回報告書103頁【表9】参照)

【表9】 争点整理手続の実施件数及び実施率
(労働関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)

| 事件の種類 | | 労働関係訴訟 | 民事第一審訴訟 |
|--------|------|--------|---------|
| 争点整理手続 | 実施件数 | 3,272 | 62,541 |
| | 実施率 | 85.3% | 47.5% |

人証調べ実施率及び平均人証数については【表10】のとおりである。人証調べ実施率は、前回(28.4%)より増加して32.7%となり、民事第一審訴訟事件と比べて高い水準であることは前回と同様である。また、人証調べを実施した事件における平均人証数(3.1人)は、前回からほとんど変化は見られず、民事第一審訴訟事件よりも多い。(第9回報告書103頁【表10】参照)

【表10】 人証調べ実施率及び平均人証数
(労働関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)

| 事件の種類 | 労働関係訴訟 | 民事第一審訴訟 |
|---------------------|--------|---------|
| 人証調べ実施率 | 32.7% | 14.2% |
| 平均人証数 | 1.0 | 0.4 |
| 平均人証数 (人証調べ実施事件) | 3.1 | 2.7 |

労働関係訴訟では、解雇権の濫用が争点になる場合等、規範的要件をめぐって多くの事実が問題

となる一方で、客観的証拠が不十分なこともあるため、このような傾向になるものと解される(詳細は、第3回報告書分析編78頁から84頁参照)。

人証調べを実施した事件における平均審理期間及び平均人証調べ期間については【表11】のとおりであり、前者(23.9月)及び後者(0.2月)ともに、前回から変化はない(第9回報告書103頁【表11】参照)。さらに、審理に比較的長い期間が必要となる、人証調べを実施して対席判決で終局した事件

【表11】人証調べを実施した事件における平均審理期間及び平均人証調べ期間(労働関係訴訟)

| | |
|-------------|------|
| 平均審理期間(月) | 23.9 |
| 平均人証調べ期間(月) | 0.2 |

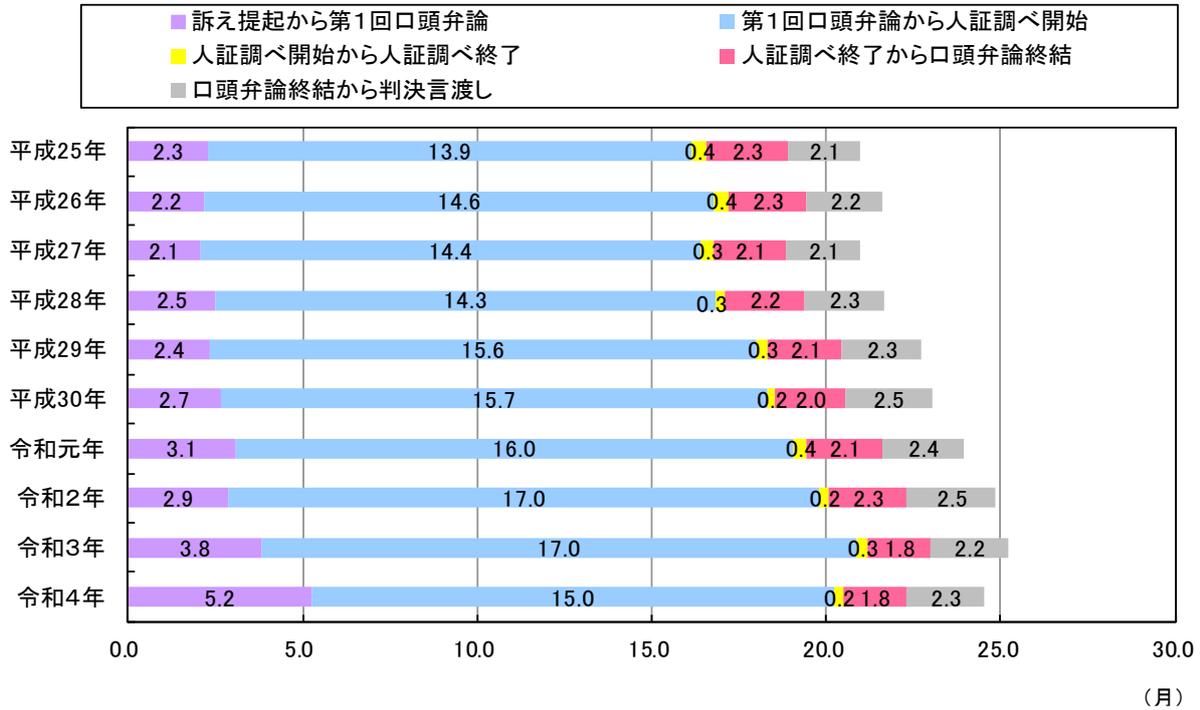
(労働審判手続から移行した訴訟事件²を除く。)³について、手続段階別の平均期間の推移を見ると、第1回口頭弁論から人証調べ開始までの平均期間(この期間は、基本的に争点整理期間と考えて良いと思われる)は、【図12】のとおり、前回(17.0月)より短縮して15.0月となっているが、訴え提起から第1回口頭弁論までの平均期間は前回(2.9月)より長期化して5.2月となっており⁴、全体として長期化傾向が見られるところである。今後も、争点整理期間の推移については注視していく必要がある。

² 労働審判手続から移行した訴訟事件とは、労働審判に対する異議の申立てがあり訴訟に移行した事件(労働審判法 21 条1項、3項、22 条1項)、労働審判を取り消す旨の決定があり訴訟に移行した事件(同法 23 条)及び労働審判をしない場合の労働審判事件終了により訴訟に移行した事件(同法 24 条)を指す。

³ 労働審判手続から移行した訴訟事件の中には、第1回口頭弁論期日を指定する前に事件を弁論準備手続に付する例が一定数あるところ、当該事件においては、訴え提起から第1回口頭弁論までの期間が顕著に長くなり、他方で、第1回口頭弁論から人証調べ開始までの期間が顕著に短くなるので、手続段階別の平均期間をよりの確に把握するため、分析対象から除いた。

⁴ 指定済みの第1回口頭弁論期日を取り消し、最初から実質的な争点整理手続を行う運用が拡大していることが影響しているものと思われる。

【図12】 人証調べを実施して対席判決で終局した事件における手続段階別平均期間の推移
 (労働関係訴訟(労働審判手続から移行した訴訟事件を除く))

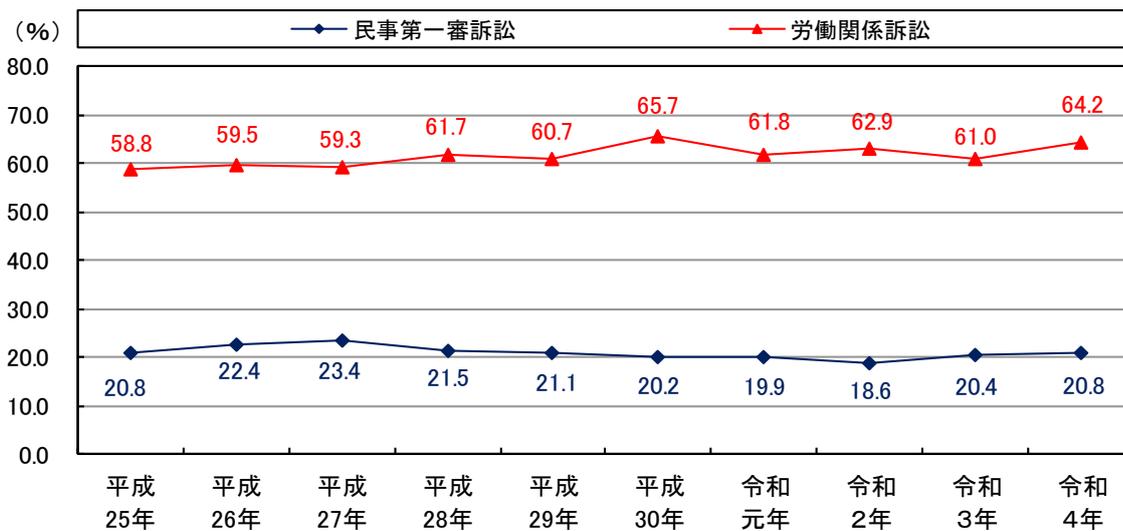


○ 上訴に関する状況

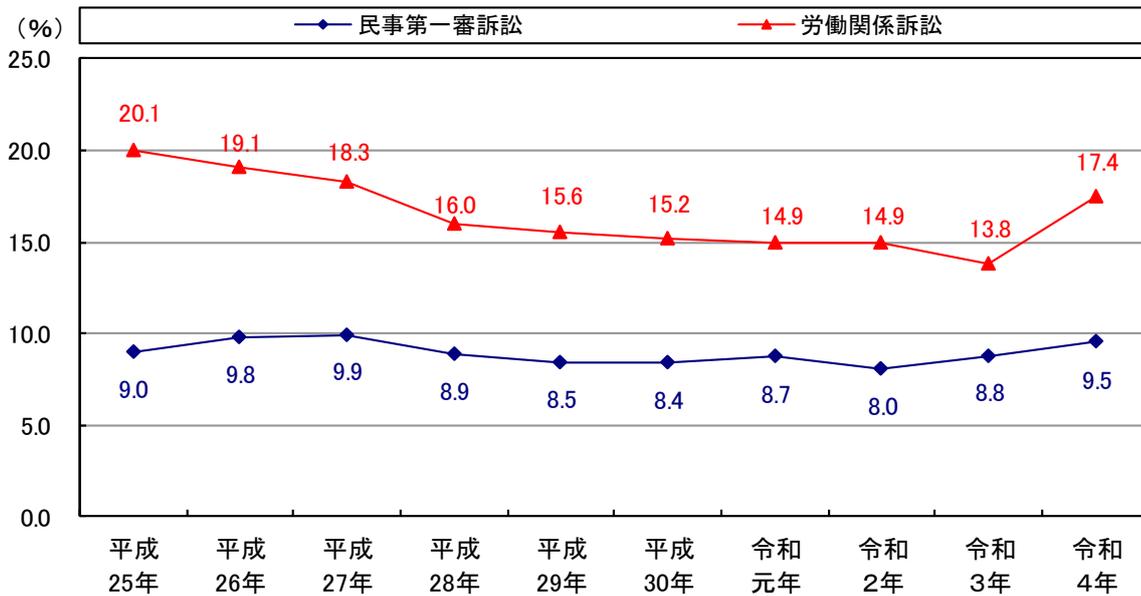
上訴率及び上訴事件割合については【図13】のとおりであり、民事第一審訴訟事件よりいずれも顕著に高い水準である。

【図13】 上訴率及び上訴事件割合の推移(労働関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)

〈上訴率〉



〈上訴事件割合〉

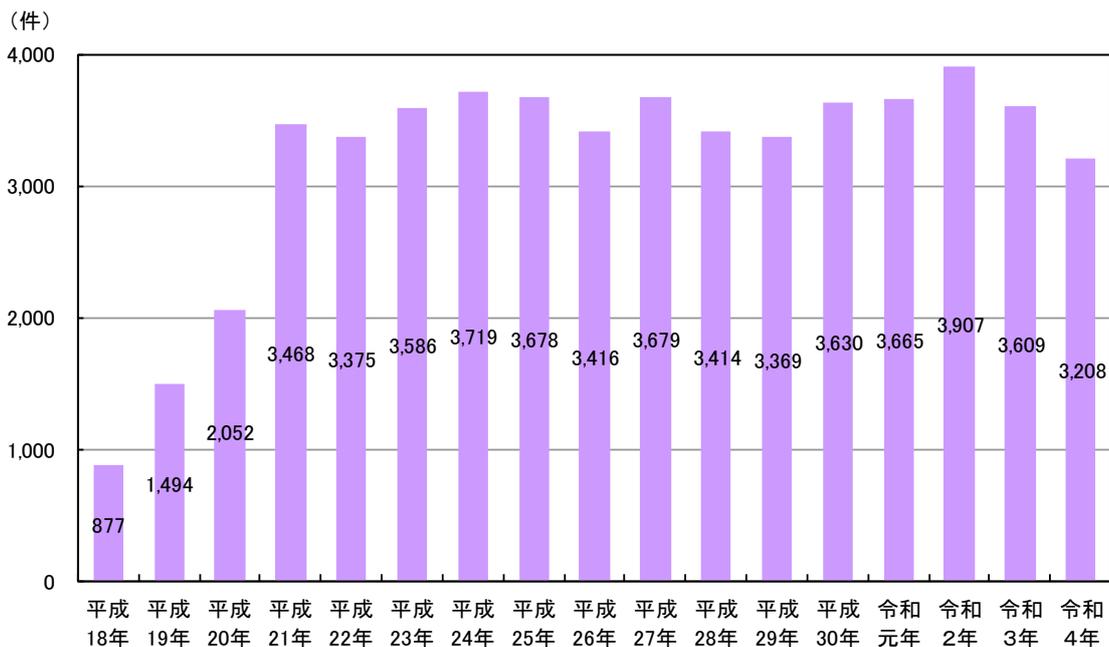


(参考) 労働審判事件の概況等

○ 労働審判事件の概況

労働審判手続は、平成18年4月に導入された制度であるところ、労働審判事件の新受件数については【図14】のとおりであり、労働関係訴訟と軌を一にして平成21年に大幅に増加し、令和4年まで高水準で推移している。

【図14】 新受件数の推移(労働審判事件)



※ 平成18年の数値は、同年4月から同年12月までの数値である。

労働審判事件に係る終局事由別の既済件数及び事件割合については【表15】のとおりであり、調停成立で終局した事件の割合は、前回（68.1%）から増加し、69.4%となっている。労働審判で終局した事件の割合（16.6%）は、前回（16.2%）から若干増加し、そのうち、異議申立てがあった事件の割合は、前回の57.1%（347件）から減少し、50.4%（274件）となっている。（第9回報告書106頁【表15】参照）

【表15】 終局事由別の既済件数及び事件割合(労働審判事件)

| 事件の種類 | 労働審判事件 |
|--------|----------------|
| 労働審判 | 544 16.6% |
| 調停成立 | 2,272 69.4% |
| 24条終了 | 160 4.9% |
| 取下げ | 258 7.9% |
| 却下・移送等 | 39 1.2% |

| | |
|-----------|--------------|
| 労働審判 | 544 |
| うち異議申立てあり | 274 50.4% |
| うち異議申立てなし | 270 49.6% |

また、労働審判で終局した事件のうち異議申立てがなく確定した事件が労働審判事件全体に占める割合は8.2%（270件）であり、これと調停成立で終局した事件との合計が労働審判事件全体に占める割合（77.7%）は、前回（75.1%）から増加した（第9回報告書106頁【表15】参照）。また、取下げで終局した事件（258件）の中にも、当事者間の手続外での合意等により満足的に解決したものがあると考えられるため、全体の約8割の事件は労働審判手続を契機として最終的な解決に至っているものと考えられる。

労働審判事件の平均審理期間については【表16】のとおり、前回（107.5日）より短くなり90.3日となっている。また、審理期間別の既済件数及び事件割合については【表16】のとおり、3月以内に終局した事件の割合は56.9%となっており、前回（44.9%）から増加した。（第9回報告書106頁【表16】参照）⁵

【表16】 審理期間別の既済件数、事件割合及び平均審理期間(労働審判事件)

| 事件の種類 | 労働審判事件 |
|-----------|----------------|
| 既済件数 | 3,273 |
| 平均審理期間(日) | 90.3 |
| 1月以内 | 72 2.2% |
| 1月超2月以内 | 722 22.1% |
| 2月超3月以内 | 1,066 32.6% |
| 3月超6月以内 | 1,311 40.1% |
| 6月超 | 102 3.1% |

⁵ ただし、前回(令和2年)の長期化の背景には、同年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響があるものと思われる。

申立人代理人の選任状況については【表 17】のとおりであり、約 9 割の事件で申立人代理人が選任されており、前回 (90.8%) と同様に高い水準にある (第 9 回報告書 107 頁【表 17】参照)。

【表 17】 申立人代理人の有無別の既済件数(労働審判事件)

| 事件の種類 | 労働審判事件 |
|----------|----------------|
| 申立人代理人あり | 2,953 90.2% |
| 申立人代理人なし | 320 9.8% |

○ 労働審判事件についての分析

前述のとおり、労働審判事件の新受件数は、制度導入以降平成21年まで増加を続け、その後も高水準で推移している。

労働審判手続は、3 回以内の期日において審理を終結することを原則とする制度である (労働審判法15条 2 項) と、このように労働審判事件の事件数が高水準で推移している状況等をも踏まえると、適正かつ迅速な審理のためには、労働審判委員会による迅速処理に向けた取組はもとより、労働審判手続に適した事件について手続が利用されることが一層必要であろう。特に、申立人代理人においては、事前に相手方と交渉をし、労働審判手続での解決に適した事件であるかを見定める必要があり、その際には、その他の手続 (労働関係訴訟、民事調停等) も視野に入れて適切に手続を選択していくことが重要といえよう⁶ (第 4 回報告書施策編58頁でも、適切な手続選択の促進が掲げられている。第 5 回報告書概況編112頁脚注 4 も参照)。そして、労働審判事件を申し立てる場合には、予想される争点や関連事実・証拠のみならず、当事者間の事前交渉に係る事実経過を具体的に記載すべきとした労働審判規則 9 条 1 項各号の趣旨に鑑み、これらを十分に記載できるだけの事前準備を尽くし、準備不足のために申立後に「補充書面」 (労働審判規則17条から19条等参照) の提出が何度も繰り返されるような事態をできる限り防ぐこと等が代理人に期待されているといえよう。

⁶ 適切な手続の選択に関する議論について、第6回報告書 64 頁参照

1. 2. 5 行政事件訴訟

行政事件訴訟の新受件数（1,834件）は、前回（1,692件）より増加した。

平均審理期間（16.4月）は、前回（15.9月）より若干長期化したが、既済事件のうち審理期間が6月以内の事件及び1年を超える事件の割合は、いずれも前回（それぞれ27.6%、47.0%）から増加し、それぞれ29.7%、48.5%となった。

当事者双方に訴訟代理人が選任された事件及び人証調べを実施した事件はいずれも平均審理期間が長い傾向にあるところ、双方に訴訟代理人が選任された事件の割合は、前回（51.4%）より減少して47.0%となったが、その平均審理期間は、前回（23.2月）より長期化して25.5月となった。また、人証調べ実施率は前回（22.1%）より若干増加して23.0%となり、人証調べを実施した事件における平均審理期間は、前回（31.8月）より若干長期化して32.1月となっており、双方に訴訟代理人が選任された事件における人証調べ実施率は、前回（39.7%）から増加して44.1%となった。

争点整理手続の実施率は、前回（23.9%）より大きく増加して36.0%となったが、民事第一審訴訟と比べると実施率はやや低い。

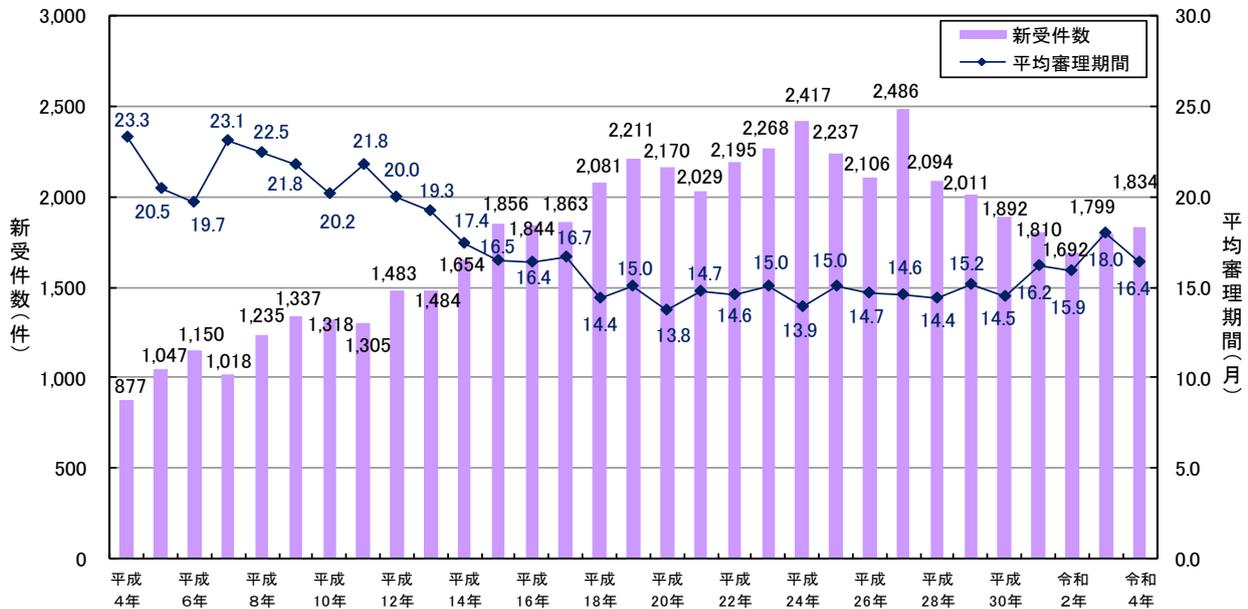
その余の主な統計データ（終局区分別の既済件数及び事件割合）については、全体としては前回から大きな変化は見られなかった。民事第一審訴訟事件と比べると、審理期間が6月以内の事件の割合が低く、1年を超える事件の割合が高いこと、大半の事件が判決で終局することは、前回と同様である。

○ 事件数及び平均審理期間

行政事件訴訟¹の新受件数及び平均審理期間の推移は【図1】のとおりである。新受件数は、平成4年以降、長期的にはおおむね増加傾向にあり、平成18年以降、2,000件を超える高い水準で推移していたが、平成28年以降は減少傾向にあり、令和4年は1,834件であった。

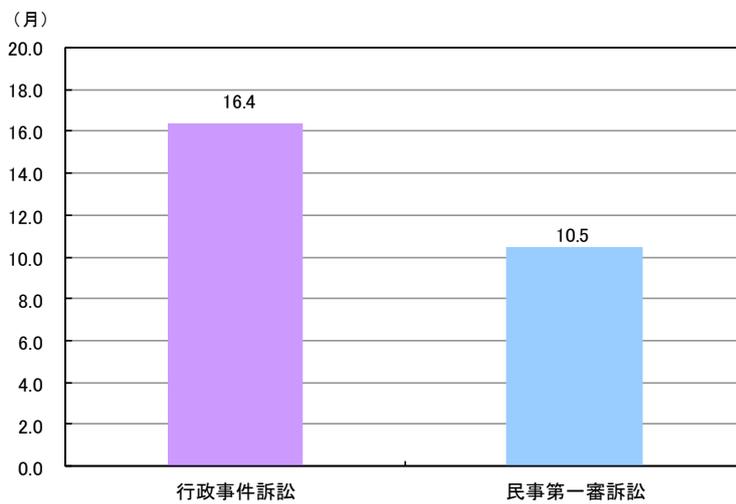
¹ 行政事件訴訟とは、抗告訴訟（取消訴訟、不作為の違法確認訴訟、無効等確認訴訟、義務付け訴訟、差止訴訟）、当事者訴訟、民衆訴訟及び機関訴訟を指し、国又は地方公共団体を被告とする国家賠償請求訴訟を含まない（行政事件訴訟法2条から6条）（第1回報告書128頁参照）。

【図1】 新受件数及び平均審理期間の推移(行政事件訴訟)



平均審理期間は、平成4年以降大幅に短縮しており、平成18年以降はおおむね14月から15月の範囲で推移していたが、令和元年以降は16月前後に長期化し、令和4年の平均審理期間は、前回(15.9月)より若干長期化して16.4月となった(【図1】【図2】)。

【図2】 平均審理期間(行政事件訴訟及び民事第一審訴訟事件)



○ 審理期間別の既済件数等

審理期間別の既済件数及び事件割合については【表3】のとおりである。民事第一審訴訟事件と比べて審理期間が6月以内の事件の割合が低く、1年を超える事件の割合が高い傾向にあることは、前回と同様である。審理期間が6月以内の事件及び1年を超える事件の割合は、いずれも前回（それぞれ27.6%、47.0%）から増加し、それぞれ29.7%、48.5%となった。²（第9回報告書110頁【表3】参照）

【表3】 審理期間別の既済件数及び事件割合
（行政事件訴訟及び民事第一審訴訟事件）

| 事件の種類 | 行政事件訴訟 | 民事第一審訴訟 |
|-----------|--------------|-----------------|
| 既済件数 | 1,912 | 131,795 |
| 平均審理期間(月) | 16.4 | 10.5 |
| 6月以内 | 568 29.7% | 67,234 51.0% |
| 6月超1年以内 | 415 21.7% | 25,687 19.5% |
| 1年超2年以内 | 511 26.7% | 25,868 19.6% |
| 2年超3年以内 | 236 12.3% | 8,886 6.7% |
| 3年超5年以内 | 151 7.9% | 3,605 2.7% |
| 5年を超える | 31 1.6% | 515 0.4% |

○ 終局区分別の既済件数等

終局区分別の既済件数及び事件割合については【表4】のとおりであり、判決で終局した事件の割合（77.2%）が前回（71.2%）から増加した。行政事件訴訟の性質上、大半の事件は判決で終局しており、和解による終局はほとんどない（第9回報告書110頁【表4】参照）。

【表4】 終局区分別の既済件数及び事件割合
（行政事件訴訟及び民事第一審訴訟事件）

| 事件の種類 | 行政事件訴訟 | 民事第一審訴訟 |
|----------------------|----------------|-----------------|
| 判決 | 1,476 77.2% | 60,311 45.8% |
| うち対席 （%は判決に対する割合） | 1,263 85.6% | 33,498 55.5% |
| 和解 | 19 1.0% | 43,265 32.8% |
| 取下げ | 245 12.8% | 23,880 18.1% |
| それ以外 | 172 9.0% | 4,339 3.3% |

² 前回(令和2年)から引き続き、審理期間が1年を超える事件の割合が増加傾向にある背景には、同年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響があるものと思われる。

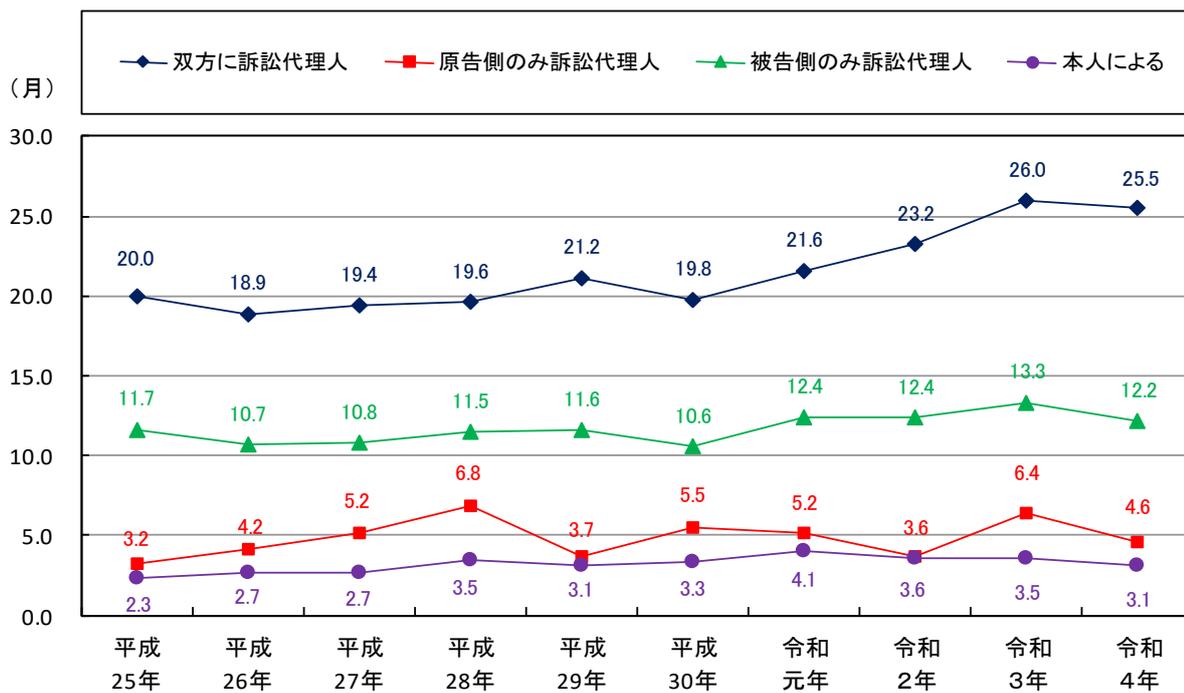
○ 訴訟代理人の選任状況

訴訟代理人³の選任状況については【表5】のとおりである。双方に訴訟代理人が選任された事件の割合は前回(51.4%)より減少して47.0%となり、被告側のみに訴訟代理人が選任された事件の割合は前回(25.7%)より増加して29.4%となった。また、双方とも本人による事件の割合⁴が前回(17.6%)より増加して19.6%となった(第9回報告書111頁【表5】参照)。【図6】のとおり、双方に訴訟代理人が選任された事件の平均審理期間が、それ以外の事件よりも一貫して顕著に長い傾向にあることは、前回と同様である。

【表5】 訴訟代理人の選任状況
(行政事件訴訟及び民事第一審訴訟事件)

| 事件の種類 | 行政事件訴訟 | 民事第一審訴訟 |
|-------------|--------------|-----------------|
| 双方に訴訟代理人 | 898 47.0% | 63,161 47.9% |
| 原告側のみの訴訟代理人 | 78 4.1% | 54,904 41.7% |
| 被告側のみの訴訟代理人 | 562 29.4% | 4,005 3.0% |
| 本人による | 374 19.6% | 9,725 7.4% |

【図6】 訴訟代理人選任状況別の平均審理期間の推移(行政事件訴訟)



³ 訴訟代理人には、弁護士代理人のみならず、国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律5条1項、6条2項、7条3項等に基づく指定代理人も含まれる。この点は、控訴審における行政事件訴訟(後掲VI. 1. 2)においても同様である。

⁴ 被告側に指定代理人も付かない事案の多くは、被告が応訴する前に終局したものであると思われる(第1回報告書140頁参照)。

○ 審理の状況

平均期日回数及び平均期日間隔⁵については【表7】のとおりである。平均期日間隔が前回(3.1月)より若干長期化して3.3月となった一方、平均期日回数は前回(5.2回)から若干減少して4.9回となった(第9回報告書112頁【表7】参照)。

【表7】 平均期日回数及び平均期日間隔
(行政事件訴訟及び民事第一審訴訟事件)

| 事件の種類 | 行政事件訴訟 | 民事第一審訴訟 |
|--------------|--------|---------|
| 平均期日回数 | 4.9 | 4.1 |
| うち平均口頭弁論期日回数 | 3.4 | 1.5 |
| うち平均争点整理期日回数 | 1.5 | 2.6 |
| 平均期日間隔(月) | 3.3 | 2.6 |

争点整理手続の実施件数及び実施率は【表8】のとおりである。争点整理手続の実施率は、前回(23.9%)から大きく増加して36.0%となったが、民事第一審訴訟事件と比べると実施率が低い傾向が続いている⁶(第9回報告書112頁【表8】参照)。

【表8】 争点整理手続の実施件数及び実施率
(行政事件訴訟及び民事第一審訴訟事件)

| 事件の種類 | 行政事件訴訟 | 民事第一審訴訟 |
|--------------|--------|---------|
| 争点整理 実施件数 | 689 | 62,541 |
| 実施率 | 36.0% | 47.5% |

人証調べ実施率及び平均人証数については【表9】のとおりである。人証調べ実施率は、前回(22.1%)から23.0%へと若干増加したが、民事第一審訴訟事件と比べて高い傾向があることは前回と同様である。人証調べを実施した事件における平均人証数(2.6人)は、前回と同数であった(第9回報告書112頁【表9】参照)。【図10】のとおり、双方に訴訟代理人が選任された事件の人証調べ実施率(44.1%)は前回(39.7%)から増加しており、それ以外の事件と比べて一貫して顕著に高い傾向にあることは、前回と同様である(第9回報告書113頁【図10】参照)。

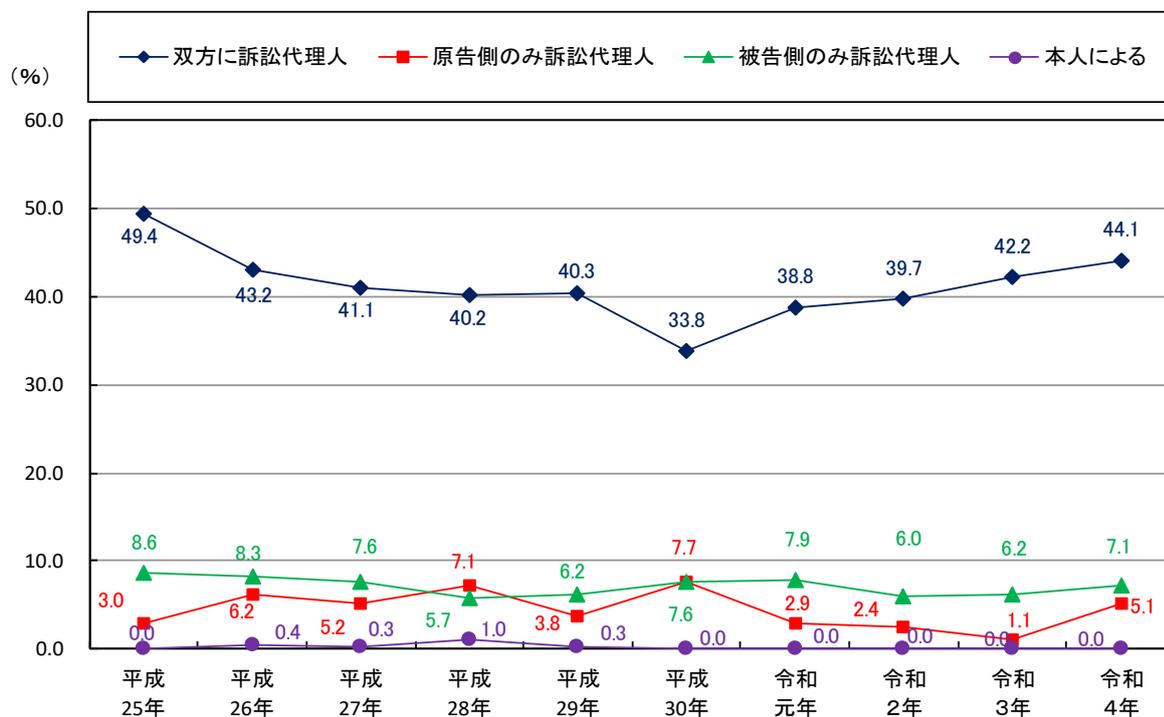
【表9】 人証調べ実施率及び平均人証数
(行政事件訴訟及び民事第一審訴訟事件)

| 事件の種類 | 行政事件訴訟 | 民事第一審訴訟 |
|---------------------|--------|---------|
| 人証調べ実施率 | 23.0% | 14.2% |
| 平均人証数 | 0.6 | 0.4 |
| 平均人証数 (人証調べ実施事件) | 2.6 | 2.7 |

⁵ 平均期日間隔は3.3月であり、民事第一審訴訟事件よりも顕著に長い。これは、訴訟要件具備の有無や行政実体法規の解釈適用について専門的な知識が必要となり、当事者の期日間準備に時間を要する機会が多いこと等に起因するものと考えられる(第1回報告書130頁参照)。

⁶ 行政事件訴訟では、通常口頭弁論期日において争点整理をするケースが多いものと考えられる(第5回報告書概況編53頁参照)。今回、争点整理手続の実施率が大きく増加した要因としては、ウェブ会議を利用した争点整理手続が実施されるようになったことが寄与している可能性がある。

【図10】 訴訟代理人選任状況別の人証調べ実施率の推移(行政事件訴訟)



【表11】 人証調べを実施した事件における平均審理期間及び平均人証調べ期間(行政事件訴訟)

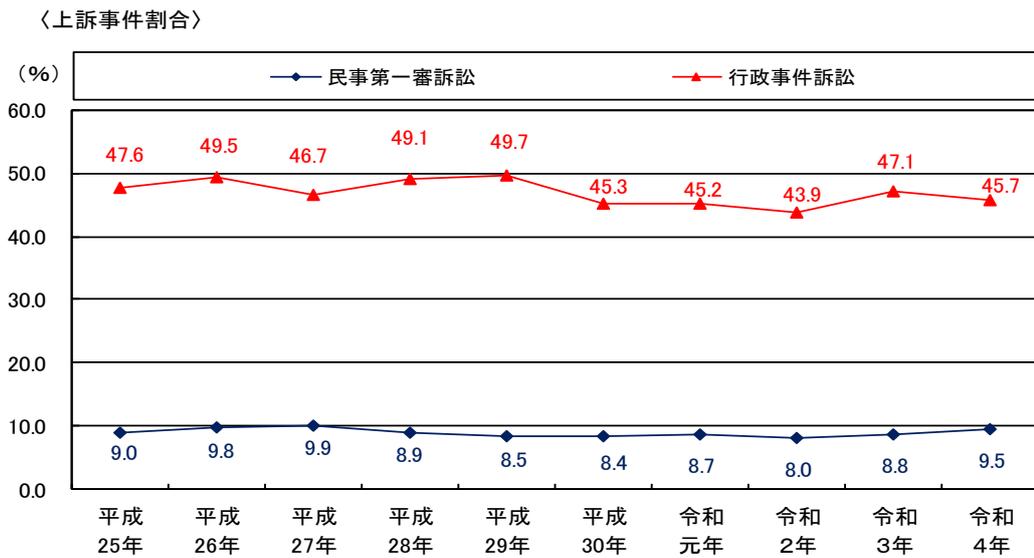
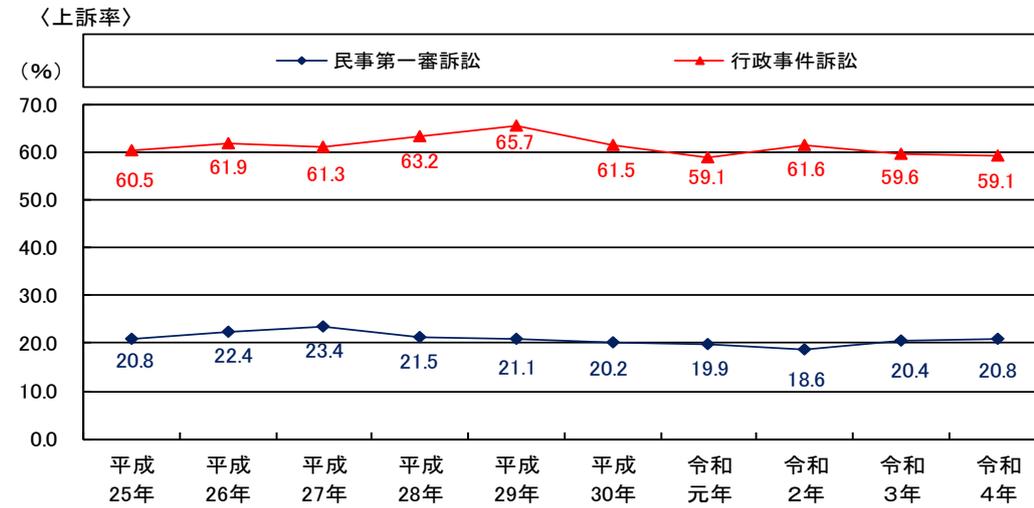
人証調べを実施した事件における平均審理期間及び平均人証調べ期間については【表11】のとおりであるところ、平均審理期間は前回(31.8月)よりも若干長期化して32.1月となっており、平均人証調べ期間は前回(0.6月)と同数であった(第9回報告書113頁【表11】参照)。

| | |
|-------------|------|
| 平均審理期間(月) | 32.1 |
| 平均人証調べ期間(月) | 0.6 |

○ 上訴に関する状況

上訴率及び上訴事件割合については【図12】のとおりであり、民事第一審訴訟事件よりいずれも顕著に高い水準である。

【図12】 上訴率及び上訴事件割合の推移(行政事件訴訟及び民事第一審訴訟事件)



2 民事第一審訴訟事件に係る実情調査の結果

1 実情調査の位置付け（目的）

民事第一審訴訟事件については、過去の報告書でも指摘されてきたとおり、争点整理期間が長期化し、それに伴って全体の審理期間が長期化する傾向にある。争点整理は、裁判所と当事者との間で主要な争点や何が重要な証拠であるかについて認識を共有することにより、攻撃防御を当該争点に集中させ、必要な人証を集中して調べることで、充実した審理を迅速に行うためのものであるところ、争点整理期間が長期化している状況からは、このような認識共有の作業が必ずしも円滑に行われていないことがうかがわれる。

ところで、令和2年2月以降現在までの間に、全国の地方裁判所（支部を含む。）において、IT化・フェーズ1の運用が開始され、ウェブ会議等のITツールを活用した争点整理が行われるようになってきている。これを契機として、従前の争点整理のプラクティスを改善し、迅速化につなげていくことが期待されるところである。

そこで、今回の検証では、IT化・フェーズ1における争点整理の現状と課題に関して、争点整理手続におけるウェブ会議の活用状況や運用上の工夫例のほか、IT化・フェーズ1が平均審理期間の長期化等従前からの課題に与えた影響等について実情調査を行うこととした。これに加えて、合議体による審理の現状と課題についても実情調査を行い、これまでに採られてきた方策の進捗状況や、ITツールの導入による変化等についても調査対象とした。

IT化・フェーズ1における争点整理の現状と課題について調査するためには、ウェブ会議の実施件数が多く、ITツールの活用事例について一定の蓄積が見込まれる庁を対象とするのが相当であるため、実情調査先は、令和2年2月からフェーズ1の運用を開始した庁の中から、異なる地域に所在する大規模庁及び中規模庁を選定し、令和4年3月及び10月に、これらの庁の本庁及びこれらの庁に対応する単位弁護士会に対して実情調査を行った。なお、これらの庁は、他庁に先行してフェーズ1の運用を開始しており、特に先進的な取組が行われているため、今回の実情調査の結果は、全国の民事第一審訴訟事件の平均的な「実情」とは必ずしも一致しない点には留意が必要である。

実情調査の結果は、次のとおりである。

2 実情調査の結果

(1) IT化・フェーズ1における争点整理の現状と課題について

ア 争点整理の現状等

(ア) 期日等の指定の実情

① 方向性協議の拡大

IT化・フェーズ1における期日等（以下、書面による準備手続における協議や事実上の打合せ等も含めて、単に「期日」という。）の指定の実情に関しては、「方向性協議」（前掲Ⅱ3. 2脚注1参照）と呼ばれるプラクティスが広まりつつあることが紹介された。主として当事者双方に弁護士が就いている事案において、被告側にも準備の時間を確保した上で（そのために第1回口頭弁論期日を取り消されることも多い。）、ウェブ会議等の方法により、初回の期日から方向性協議が行われているとのことである。裁判所からは、方向性協議により、早期の争点確定につながり、進行の見通しを立てやすくなるため、争点整理期日の回数が減り、全体として審理期間が短縮しているという意見があった。

方向性協議に関連して、裁判所からは、当事者双方に対する参考事項の聴取・事前照会書を活用して、事前交渉の有無、被告代理人の有無、進行についての意見、ITツールを利用したウェブ会

議の利用の可否、和解の意向の有無等を確認しており、これにより、方向性協議を実施すべき事案を選別するなどして、手続がスムーズに進められるよう工夫しているとの紹介があった。弁護士からも、多くの事件で参考事項の聴取・事前照会書が活用されている旨の紹介があったが、争点や和解の可能性をできる限り伝えていくという弁護士がいる一方で、何を書けばよいかがよく分からず、あまり事前照会書の作成に力を入れていなかったため、今後は更なる活用に向けて検討したいという弁護士もいた。

さらに、方向性協議に当たっては、裁判所から当事者双方に対し、事前に案内文書を送付して、争点等に関する口頭議論をすることを予告し、十分な準備をするように促した上で、1時間程度の十分な期日の時間を確保されているとのことである。弁護士からも、裁判所からの連絡を受けて、期日を充実したものにするために、十分に準備をしなければならないという意識が向上したという意見があり、例えば、これまでは第1回口頭弁論期日後に文書送付嘱託の申立て等をしていたが、期日を待たず極力早期に申し立てるようになったという意見もあった。

また、弁護士からは、訴え提起後間もない時点では被告側の準備に要する時間の確保に留意すべき旨の指摘があったものの、方向性協議がうまく機能すれば、迅速化につながるのではないかとの指摘もあった。

② その他の期日の指定の実情

一般的な期日の指定の実情については、裁判所・弁護士双方から、ウェブ会議の方法による争点整理が相当程度浸透している旨の指摘があり、また、これにより、期日の「差し支え」が減り、その分短い間隔で期日を設定できるようになったとの指摘があった。加えて、裁判所からは、和解の意向確認等のために、10日前後の短い間隔で期日を設けるなど、柔軟に期日を入れることが容易になったという紹介があった。もっとも、弁護士が準備書面等を作成するために要する期間には変化はないため、一般的には、期日の間隔に大きな変化はないという指摘もあった。この点に関連して、裁判所からは、一方当事者の書面の提出期限と、これに対する他方当事者の反論書面の提出期限を定め、これらの提出を経た上で期日を実施するというようにメリハリを付けた進行もあり得るが、実際には、期日と書面の提出期限を結び付けて準備を進める弁護士も多いため、書面の提出管理のための期日を入れてほしいという要請も多いという意見があった。

また、裁判所からは、期日でなければならないこと（争点についての口頭議論や和解協議等、時間をかけて双方と話をすること）、期日を開いてやるべきことを意識するなど、期日を開くことの意義等についての考え方が変化したという意見もあった。

(イ) 期日における争点整理の充実の視点

上記(ア)のとおり、争点整理の実施の方法としてウェブ会議という選択肢が加わったことにより、期日の形態や所要時間を検討するに当たって、裁判所・弁護士ともに、目的意識を持つようになったという実情がうかがわれた。また、次のとおり、口頭議論の活性化や口頭議論の結果の記録化のための工夫が積み上げられており、中には、ITツールを活かした工夫もあった。

① 口頭議論の活性化

今回の実情調査では、裁判所・弁護士の双方から、従前と比べて口頭議論が活性化しているという意見が多く述べられた（もっとも、従前から活発であったという意見もあった。）。弁護士からは、ウェブ会議では、裁判所に出頭することで満足するということがなくなり、口頭議論を行わないと期日を実施したという実感がなくという指摘があり、裁判所からも、最近は弁護士の方から心証に基づいた議論を求められるようになったという指摘があった。

口頭議論の活性化のための工夫として、裁判所からは、期日に先立って、弁護士に案内文書（上記(ア)①も参照）やアジェンダ（協議事項）を送付している例が紹介された。ITツールの導入によ

り、電話やファクシミリよりも気軽に連絡ができるようになったことが背景にあり、裁判所内でその有用性が広まったとのことであり、弁護士からも、事前に予告をしておいてもらえれば、準備をして期日に臨めるため、審理が促進するという指摘があった。なお、暫定的な発言は撤回可能なものとし、裁判所は当該発言をもって心証形成することはなく、相手方も当該発言を準備書面で引用するなどしないというノンコミットメントルールについては、裁判所からは、ノンコミットメントルールで口頭議論を実施しているという指摘が多かったのに対し、弁護士からは、ノンコミットメントルールが浸透しているかどうかは分からないという指摘もあった。

期日において、裁判所と当事者との間で争点やその後の審理イメージについての認識共有ができているか、という点に関しては、なお認識に齟齬が見られる場面もないわけではないものの、裁判所からは、電話会議に比べて、表情が見えるウェブ会議ではコミュニケーションが取りやすくなったとの指摘があったほか、準備事項や協議の結果を、口頭だけではなくチャット機能等を用いて可視化して確認しているという工夫も紹介され、認識共有のためにITツールが活用されていることがうかがわれた。さらに、期日において画面共有機能・ファイル共有機能を活用することにより、①当事者双方が表を埋めながら争点整理をすることが可能になり、従前では数日かかっていたと思われる作業が1期日で終わった例や、②争いのない事実を色付けするなどして争点整理を進めたことでうまく認識が共有でき、早期に和解が成立した例が紹介され、視覚的に捉えることができると分かりやすいという意見があった。

また、弁護士からは、暫定的な心証開示が上手な裁判官とは良い議論ができるという指摘があった。この点、裁判所からも、暫定的な心証開示を希望する弁護士も増えており、裁判官との議論の重要性が弁護士に浸透してきているとの指摘があった。暫定的な心証開示について、弁護士からは、①終盤に突然予期せぬ心証を開示されるよりも序盤から証拠構造などの認識を示されると良いという指摘や、②裁判所から不利な心証を開示された側の当事者が激しく反発するようなこともあるため、裁判所はあくまでも暫定的な心証である旨の留保をするなど心証の伝え方について、弁護士は暫定的な心証を伝えられた時の対応の仕方について、それぞれトレーニングしていかなければならないのではないかととの指摘、③裁判官が的確に争点を把握し、紛争の実相も理解してくれているというような信頼があれば、不利な心証を開示されても強い反発はしないという意見などがあった。

② 口頭議論の結果の記録化

各期日における口頭議論の結果の記録化については、裁判所から、ノンコミットメントルールで争点整理手続を実施しているため、争点整理手続終結時を除いて、原則として調書には残しておらず、訴訟の枠組みを決めるような重要な部分や、当事者から調書に記載するよう要請があった部分については、全ての当事者に確認をした上で記載しているが、他方で、チャット機能等に関しては、その日の協議事項や次回までの準備事項、その後の進行予定を共有するために活用しており、これらの方法を意識的に使い分けしているとの意見があった。

弁護士からも、チャット機能やファイル共有による情報共有があると、認識に齟齬が生じずかみ合った議論が可能になる、やるべきことが明確になる、陳述書の作成や尋問の準備の際にも争点を意識して行うことができる、依頼者にも説明しやすく、代理人と依頼者との関係でも齟齬が減ったなど、好意的な意見が多く述べられた。特に、依頼者との関係では、裁判官が言及した内容が依頼者に与える影響は想像以上に大きいので、ストレートな形で裁判所の考えが伝わることになったというのは、依頼者の意識の上では大きな変化があるのではないかと感じているという意見もあった。

(ウ) 期日間準備の充実の視点

① 期日間準備の内容等

当事者が期日間に準備すべき具体的な内容（準備書面等の提出の要否、内容等）については、裁判

所・弁護士とも、期日において具体的に協議しているという意見であり、また、上記（イ）②のとおり、チャット機能等を用いて共有されている例も紹介された。上記のとおり、弁護士からは、チャット機能等を用いて準備事項を共有されると、やるべきことが明確になる、依頼者にも説明しやすいなどの意見があった。その他にも、裁判所からは、損害一覧表のデータをアップロードして埋めてもらうなど、ITツールを活用した工夫例が紹介された。

弁護士の期日間準備については、ITツール、特にウェブ会議の普及により、遠隔地の依頼者や、会社内の多数の関係者等との打合せがしやすくなるなど、情報収集が円滑になった一方で、情報量が増えて整理に時間がかかるようになったため、結局準備に要する時間は変わらないという意見があったが、移動時間がなくなったことで、1件に向けられる時間が増えているため、迅速化にもつながるはずであるという指摘もあった。

② 提出期限の遵守状況等

第9回検証においては、期限までに準備書面が提出されないことが少なくないという実情が紹介され、検証検討会においても、委員から厳しい指摘があったところである。今回の実情調査においては、弁護士からは、基本的に提出期限を守っているという意見も多かったものの、様々な理由により、予想以上に準備に時間を要し、提出期限に間に合わなくなることも少なくないとの意見もあった。裁判所からは、弁護士によって異なるが、期限どおりに提出されるのは半分程度ではないかという意見が多かった。

提出期限の遵守のための工夫として、裁判所からは、ITツール上に準備事項や提出期限を明記しているという工夫のほかに、期限を日付だけでなく時間まで（例えば、〇月〇日正午まで）指定することで、期限遵守の意識を高められるよう工夫しているという例や、書面の提出が遅れた場合には、期日で裁判所から指摘し、遅れた理由を聞いたり、さらに、チャット機能を用いて遅れた理由を記録しているという例も紹介された。弁護士からも、ITツール上に提出期限が記載されていると、弁護士の意識を高めることができ良いのではないかという意見もあったが、他方で、提出期限を守らない弁護士はあまり気にしないのではないかという指摘もあった。

また、提出期限を徒過している場合の督促については、電話やファクシミリを利用している例が多いようであり、裁判所から、裁判官が自ら弁護士に直接電話をすると、ある程度効果があるという意見があった。弁護士からは、裁判所からの督促はプレッシャーになるという意見や、準備を失念していることもあるので必要であるとの意見もあり、また、相手方の提出が遅れている場合でも弁護士からは言いつらいため、裁判所から督促があると有り難いという意見もあった。

イ 争点整理を充実させるための組織的取組

① 裁判所内部での取組

今回の実情調査の結果によれば、裁判所内部でも、様々なレベルで争点整理を充実させるための組織的取組が行われていることが分かった。

まず、基本的な意見交換の場となる部内においては、合議事件での審理を通じて部内全体に取組の浸透を図ったり、部内で報告会を行ったりしているという例が紹介された。

また、庁内でも、審理運営改善のための委員会を立ち上げて情報を集約し、上記の方向性協議のような工夫を共有しているという例や、そのような動きを委員会のメンバー等の一部の裁判官だけではなく全庁的な取組とするべく、民事部の全裁判官が出席する民事部会において、持ち回りで工夫例の報告をしているというような例が紹介された。

さらに、ウェブ会議の普及を受けて、高裁管内の全地裁のIT化PTのメンバーによる定期的なオンライン意見交換会を実施し、争点整理を充実させるための方策等について協議しているという紹介があり、他庁との連携により、取組を実践するモチベーションになるという意見や、取組の拡大により、

弁護士側の意識改革も進み、協力が得やすくなることを期待しているという意見もあった。

② 弁護士会内部での取組

弁護士会内部での取組として、争点整理に関するシンポジウムを行ったほか、民事弁護委員会で協議して会報等で周知しているという紹介や、定期的に研修を行ったり、研修動画を作成してホームページ上で提供したりしているとの紹介があった。

もっとも、このような研修等は、関心のある会員にしか効果がなく、裁判所とは異なり、全員が共有するのは構造的に難しいという指摘があった。この点に関しては、実務の到達点分かるよう、ホームページや書籍等により、恒常的にこれを見れば分かるというものを用意すべきではないかという意見もあった。

③ 裁判所と弁護士会との間での取組

今回の実情調査の対象地においては、裁判所と弁護士会との間で、毎年複数回の協議会・懇談会・勉強会等が実施されているとのことであり、裁判所・弁護士のそれぞれが考えていることについて、ざっくりと意見交換ができていたとのことである。裁判所からは、多くの弁護士から取組についてのフィードバックを受けることができ、更なる検討、改善につなげられているという感想も聞かれ、弁護士会との協議会等を経て審理を充実させる意識が強くなっていることを感じているという意見もあった。

このような協議会等の参加者に関しては、裁判所は、各部から参加者を選んでいるため、偏りはないということであったが、弁護士会では、一部の熱心な弁護士しか参加しておらず、メンバーが固定化しているという指摘があった。

協議会等の結果を裁判所内・弁護士会内で還元することについては、弁護士会でも大きな課題と捉えられているとのことであり、弁護士会の会報等で結果を紹介しても、きちんと浸透はしていないのではないかという意見があった。他方、裁判所では、協議会等に出席した裁判官が議論の結果を各部に持ち帰って議論をしているほか、民事部会や研究会等で報告をすることなどで、全体に浸透させられるよう工夫しているという紹介があった。

(2) 合議体による審理の現状と課題について

ア 合議体による審理の実情

(ア) 付合議の実情について

裁判所から、①新件の段階での付合議については、各部において付合議基準が設けられている、②単独で進行している事件についても、部の裁判官全員で各裁判官の単独事件の状況について情報を共有しつつ、付合議が適切な事件について協議をする「棚卸し」を定期的実施しているとの紹介があった。もっとも、合議事件の係属状況によっては、付合議のタイミングや、主任裁判官の変更などの調整を要する場面があるとの指摘もあった。

弁護士からは、合議が望ましいと思われる事件は、おおむね合議に付されているとの意見があった。

(イ) 付合議の効果について

裁判所及び弁護士の双方から、①付合議によって各裁判官の知見や経験等を集約して、バランスの良い合理的な審理・判断が期待できる、②合議体での検討により、争点整理や和解案の提示の場面でより説得的な説明が可能になるとの意見があった。また、③単独事件で進行に苦慮している事案では、付合議によって審理が大きく促進されるという意見もあった。

弁護士からは、付合議によって、裁判長から暫定的心証開示も含めた丁寧な説明がされたり、口頭議論の結果が可視化されたりして、迅速に、安心して審理が進められて良いという意見が多く、依頼者にとっても、主任裁判官が記録を一生懸命検討していることが伝わるため、裁判官に対して信頼感を持つ依頼者もいるという意見があった。他方で、一部の弁護士からは、合議体で判断する以上は、敗

訴する側の主張を排斥する理由をより丁寧に示してほしいという意見もあった。

裁判所からは、内容や進行が難しい事案を他の裁判官に相談できることのほか、時間に余裕のある左陪席裁判官が文献等を調査できたり、裁判長から説得的な心証開示ができるとの意見があった。さらに、長期化している事件を合議によって適切に進行させることにより、部内全体で手持ちの事件を円滑に進められるという意見もあった。

イ 合議の充実・活用を図る取組の実情

(ア) 裁判所側の工夫等について

裁判所においては、期日前には、主任裁判官が合議メモを作成して、合議をすることで合議体内の認識を共有し、期日後にも、結果メモを作成したり I T ツールを用いたりして、情報を共有しているという紹介があった。

また、単独事件についても、裁判官同士で質問をし合ったり、各裁判官の手元の事件の状況を共有したりしているという意見もあった。

さらに、部総括裁判官が合議事件に注力しやすく、また、主任裁判官が一層イニシアチブを発揮しやすい環境を整えるなどして、合議の充実に向けた意識作りをしているという紹介があった。また、各庁でアンケートを実施したり、研究会等の場を通じて、合議事件における工夫例等を共有しているという紹介もあった。

(イ) 代理人側の工夫等について

弁護士からは、書面を早めに提出するようにしたり、合議体の裁判官用に書面の写しを提出するようにしているという意見があった。

なお、裁判所から弁護士に対しては、合議事件では期日前合議を行うため、書面を期限どおりに提出してもらいたいという意見や、複雑な事件では、双方の主張を集約した共通書面や要約書面を活用するなど準備書面の作成の仕方を工夫するほか、一覧表を作成した場合には、そのデータをファイル共有することにも協力してもらいたいという意見があった。

3 検証検討会での議論

1 争点整理の現状と課題について

(1) 迅速化に対する意識

検証検討会では、平均審理期間の長期化の背景には、そもそも迅速化に対する意識が一部の裁判官・弁護士において高まっていないという面があるのではないかと指摘があった。

この点に関しては、弁護士委員から、比較的短期間で紛争解決ができるADRや労働審判のような選択肢がある中で、訴訟についてはじっくりやろうという意識が利用者側にあるという指摘もあった。

また、第9クールの検証検討会でも取り上げられていた、期限までに準備書面が提出されないことが少ないという問題については、今回の実情調査でも指摘されていたが、弁護士委員からも、1週間前に書面が提出されるのは半分程度であるという指摘もあり、現在も改善が見られない状況が広く存在することがうかがわれた。これに対しては、提出期限を守らなかった弁護士に、裁判所がその理由を述べさせるなど毅然とした訴訟指揮を執り、ITツールを用いるなどして適切な進行管理をすることにより、提出期限が遵守されるようになれば、裁判所も相手方代理人も十分に書面を検討して期日に臨むことができ、充実した審理ができるようになるという指摘があった。さらに、刑事事件の場合には、検察官も弁護士も基本的に期限を守っているのであるから、民事事件においても、期限を守る文化を作るための努力をする必要があるという意見もあった。

(2) IT化・フェーズ1における争点整理の実情

ア IT化の状況

今回の実情調査では、アジェンダ（協議事項）の送付等様々な工夫例が紹介されたが、検証検討会では、それらが単なる備忘メモなのか、それを基に争点整理を進めるものなのかなど、その意味合いや位置付けが裁判体ごと、事件ごとに異なり得るため、裁判所と弁護士との間で共通認識を形成しておくことが必要であるとの指摘があった。

さらに、検証検討会では、IT化・フェーズ1の開始後、少しずつITツールが取り入れられているが、より一層迅速化に資する形で使用していくことが望ましいという感想が述べられた。また、IT化では、これまで積み重ねられてきた工夫の延長線上にツールを位置付けるのではなく、裁判所においても、育児や介護との両立など働き方のニーズの多様化等に対応する働き方改革の観点も加味するなどして抜本的に仕事のやり方を変えていくDXの思想が重要であり、口頭議論を充実させるために、簡単な打合せや情報共有はチャットやメール等で事前に済ませるなど、審理の在り方そのものが変わらないといけないという指摘もあった。

イ 方向性協議等

今回の実情調査では、ウェブ会議等の方法により、審理の最初から実質的な争点整理を行う方向性協議と呼ばれるプラクティスが広まりつつあることが紹介されたが、これに関しては、審理の序盤で争点整理の土俵を形成することは重要であり、裁判所と当事者が主たる争点や主張立証の見通しを共有することで、議論の拡散や五月雨的な求釈明による無用な審理を防ぐことができるなど、有効性を評価する旨の指摘があった。

また、今回の実情調査では、参考事項の聴取や事前照会書の活用についても紹介があったが、これについても、審理の序盤で全体の見通しを持つために有用であるとして評価する旨の意見があった。他方で、相手方当事者の知らないところで裁判所が一方当事者から事情を聴取することについて、他方当事者との関係で留意すべき面もある旨の指摘があったが、これに対しては、事前照会書の内容は、各庁が単位弁護士会との間で内容について協議するなどしており、かつ提出も任意であるなどの配慮がされているとの指摘があっ

た。

2 合議体による審理の現状と課題について

検証検討会では、合議に付すべき事件はおおむね順調に合議に付されており、また、IT化・フェーズ1の開始後は、画面共有をしながら合議をするなど、合議のやり方も更に改善してきているとの指摘があった。また、前半の実情調査先において、合議率が年々上昇し、長期未済事件を中心に付合議が積極的に活用された結果、長期未済率が減少したという報告があったことを指摘した上で、付合議により、事案のポイントや結論に至る道筋が明確になることが少なくなく、審理の促進に役立っているという指摘があった。さらに、付合議に至らない場合であっても、合議に付するか否かの相談の際に、事件の進行等について部総括や他の陪席に相談することで、進行の参考になる面があり、合議に関する議論をポジティブに受け止めているという意見もあった。

もともと、単に合議事件の件数を増やせばいいというわけではなく、陪席裁判官の繁忙度や部に所属している事件全体の進行状況等に配慮しながら、バランスの良い最適な事件処理態勢を検討していくことが必要であるとの指摘もあった。

4 今後に向けての検討

1 IT化・フェーズ1における争点整理について

IT化・フェーズ1の運用開始後一定期間が経過し、即時に、多くの関係者が、双方向のやり取りも含めて、明確な形で情報共有できるという特質を有するITツールを利用した争点整理が定着しつつあるといえる。もっとも、検証検討会でも、より一層迅速化に資する形でITツールを活用していくことが望ましいと指摘されていたところであり、単にITツールを使うだけではなく、これを活用しつつ、どのように審理を的確に進行させていくかを考えていく必要がある。

期日の指定に関しては、方向性協議を活用し、審理の序盤に口頭議論を行うなどして、事案に応じてなるべく早期に主要な争点を確定し、進行の見通しを立てることにより、議論の拡散を防ぎつつ、的確に争点整理を進めることが考えられる。そのためには、裁判所は、当事者からの参考事項の聴取や事前照会書を活用して、有益な情報を収集したり、ITツールを活用して、方向性協議の趣旨を説明し、弁護士に準備を促したりすることが有用である。また、弁護士は、訴状や事前照会書等に必要な情報を盛り込んだ上、十分な準備をして期日に臨むことが必要である。そして、方向性協議以降の争点整理においても、これまでの期日の概念にとらわれず、期日の意義を考えた上で柔軟に期日を設けたり、あるいは期日を指定することなく、ITツールを用いて争点整理を進めることも考えられる。

期日における争点整理に関しては、IT化・フェーズ1の運用開始により、期日間にITツールを用いて容易に連絡ができるようになったことや、ウェブ会議によりコミュニケーションが取りやすくなったことや弁護士の移動の負担が減ったこと、画面共有機能などの利点を活かし、これまで以上に口頭議論を活性化させ、主張及び証拠を整理し、当事者と裁判所の間で認識を共有していくことが重要である。また、口頭議論の結果の記録化に関しては、ITツールを用いて当事者と裁判所の間で共有された認識を明確に可視化することで、確実にメッセージを伝達でき、認識の齟齬を防いだり、後から記憶を喚起することも容易になるなどのメリットがある。

期日間準備については、上記のとおり、ITツールを用いて課題を明確にしたり、各種一覧表を利用できるなど、様々な工夫が考えられる。もっとも、期限までに必要な準備が遂げられなければ期日でやるべきことができないのであり、従前から指摘されていた、期限までに準備書面が提出されないことが少なくないという問題については、ITツールを用いた督促や意識付け等を行うなどして改善を図ることが重要である。

以上のように、争点整理の各場面において、ITツールを手段として活用しながら、迅速化につなげていくことが期待される場所である。

争点整理を充実させるための組織的取組に関しては、裁判所内部では、部や庁を超えて様々な意見交換等の取組が行われており、弁護士会内では、シンポジウムや研修等が行われており、さらに、裁判所と弁護士会との間でも、定期的に意見交換の場が設けられており、引き続き実施していく必要があると考えられる。もっとも、弁護士会での取組については、関心のある会員にしか効果がなく、裁判所とは異なり、全員が共有するのは構造的に難しいという指摘もあったところであり、実務の到達点について弁護士会全体に周知できるよう、裁判所も含めて取り組んでいくことが必要であると考えられる。

2 合議体による審理の現状と課題について

合議体による審理については、バランスの良い合理的な審理・判断が期待できるなどメリットが大きいことについては、裁判所及び弁護士の双方が認識しているところである。このようなメリットを活かし、部内全体で手持ちの事件をマネジメントするという観点も踏まえつつ、ITツールも活用しながら、引き続き、合議強化に向けた取組を進めていく必要がある。